

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年3月12日提出
【計算期間】	三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞ （毎月分配型）第19特定期間 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞ （毎月分配型）第19特定期間 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞ （毎月分配型）第19特定期間 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞ （毎月分配型）第19特定期間 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞ （毎月分配型）第16特定期間 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞ （毎月分配型）第16特定期間 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞ （毎月分配型）第19特定期間 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞ （毎月分配型）第19特定期間 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネーボールファンド＞ 第19期 （自 2020年6月16日至 2020年12月14日）
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞ （毎月分配型） 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞ （毎月分配型） 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞ （毎月分配型） 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞ （毎月分配型） 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞ （毎月分配型） 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞ （毎月分配型） 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞ （毎月分配型） 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞ （毎月分配型） 三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネーボールファンド＞
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

「円コース（毎月分配型）」

「米ドルコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「メキシコペソコース（毎月分配型）」

「トルコリラコース（毎月分配型）」

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

各ファンドは、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」

当ファンドは、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、1,500億円です。

「マネープールファンド」

当ファンドは、安定した収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、１兆円です。

＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	MRF	特殊型 （ ）
	内外	その他資産 （ ）		
		資産複合	ETF	

「マネープールファンド」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	

追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

「円コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	日経 2 2 5	ブル・ベア型
一般	年 2 回	日本				
大型株	年 4 回	北米			T O P I X	条件付運用型
中小型株	年 6 回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他 ()	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ			ショート型 /
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(債券 社債						
クレジット属性						
(低 格 付						
債))						
資産複合						
()						

「米ドルコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「メキシコペソコース（毎月分配型）」

「トルコリラコース（毎月分配型）」

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経 2 2 5	ブル・ベア型
一般	年 2 回	日本				
大型株	年 4 回	北米			T O P I X	条件付運用型
中小型株	年 6 回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他 ()	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ			ショート型 /
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						

その他資産 （投資信託証券 （債券 社債 クレジット属性 （低格付 債））） 資産複合 （ ）						
--	--	--	--	--	--	--

「マネープールファンド」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券 一 般）） 資産複合 （ ）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年１２回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （ ） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （ ）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 （ ）

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないうファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BBB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。

	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年１２回（毎月）	信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。

特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

「三菱UFJ」新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」は、8つの通貨コースとマネープールファンドの9本のファンドで構成される投資信託です。

「8つの通貨コース」について

ファンドの目的

米ドル建ての新興国の高利回り社債を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

当ファンドシリーズは、債券への投資に加えて、為替変動リスクの異なる8つの通貨コースを選択することができます。

ポイント①：新興国の高利回り社債に投資します。

ポイント②：通貨コースを選択することができます。



！ 資源国バスケット通貨コース(豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド)およびアジアバスケット通貨コース(韓国ウォン、インドルピー、インドネシアルピア)においては、それぞれ3通貨への実質的な配分は3分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が3分の1程度ずつから乖離する場合があります。

投資対象

各コースは、米ドル建ての新興国の高利回り社債を実質的な主要投資対象とします。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主として円建外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンド(わが国の短期公社債等に投資)への投資も行います。
- 投資する米ドル建ての新興国の高利回り社債は、原則として取得時においてCCC格相当以上の格付けを取得しているものに限りします。



新興国の高利回り社債とは

ファンドが投資対象とする新興国の高利回り社債とは、経済が発展途上にあり今後の急速な経済成長が期待できる国々の企業が発行し、格付会社(S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)など)によりBB格相当以下の低い格付けを付与された債券をいいます。一般的に高利回り社債は、投資適格債券(BBB格相当以上)と比較して、債券の元本や利子の支払いが滞ることや、支払われなくなるリスクが高いため、通常、その見返りとして投資適格債券よりも高い利回りを投資家に提供しています。

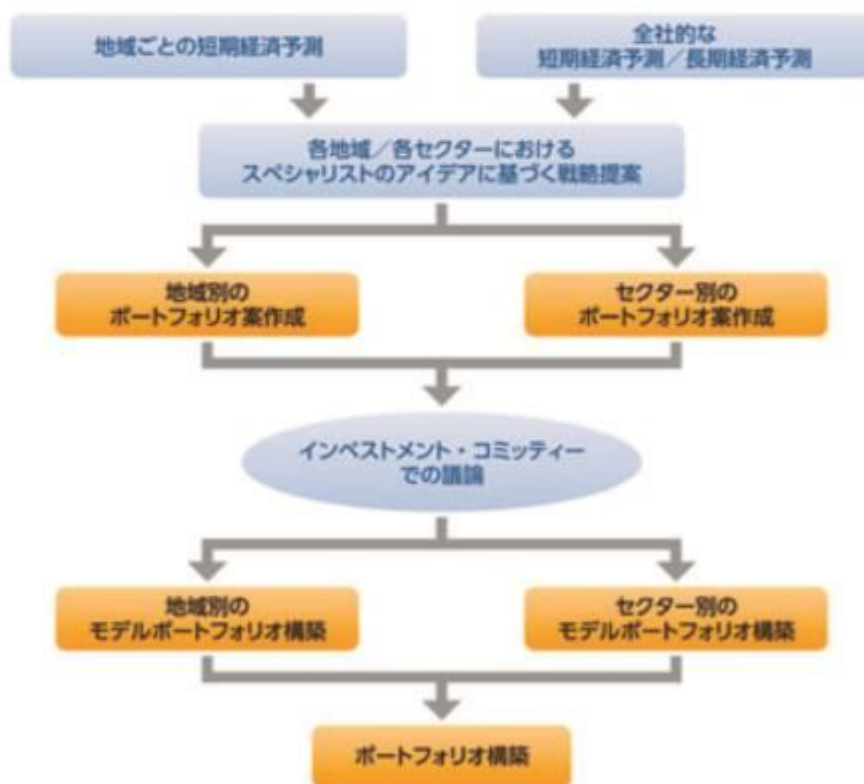
つまり、高利回り社債は、主として低格付けの発行体が発行する債券で、信用力が低い反面、高い利回りが期待できる債券です。



**運用方法
運用プロセス**

各コースにおいて、投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは以下の通りです。



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📖 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

為替対応
方針

各コースが投資を行う外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国の高利回り社債に投資を行う一方で、それぞれ以下の為替対応を行います。

円コース(毎月分配型)	原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。 ⇒「為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
米ドルコース(毎月分配型)	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、米ドルの対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替差益または差損」が生じます。
上記以外の各コース	対円での為替ヘッジを行わず、米ドル売り、各コースの対象通貨買いの為替取引を行うため、各コースの対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」、「為替差益または差損」が生じます。

❑ 為替取引とは、円コース、米ドルコース以外の各コースにおいて、為替予約取引等*を利用することにより、米ドル売り、各コースの対象通貨買いを行うことをいいます。為替取引を行うことにより、各コースの対象通貨ベースでの新興国の高利回り社債への投資効果を追求します。

❗ 円コース以外においては、各コース対象通貨(米ドルコースにおいては、米ドル)の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

* 為替取引にあたっては、一部新興国通貨の場合、「NDF(ノン・デリバブル・フォワード)取引」を利用する場合があります。

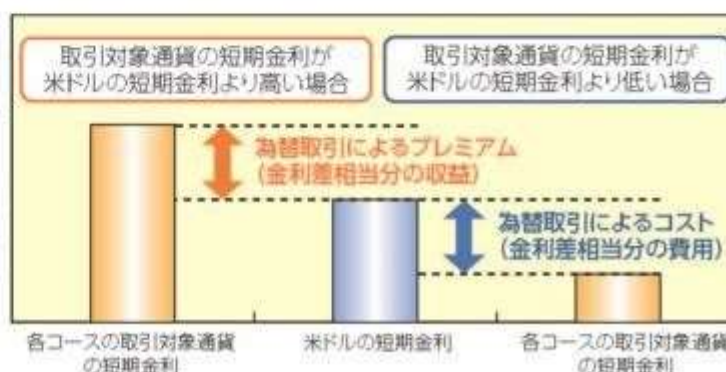
❑ NDF取引とは、将来の所定の期日に当該通貨の受け渡しを行わず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済のみ可能な為替先渡し取引(デリバティブ取引)です。

❗ NDF取引では、市場の期待値(需給)や規制の影響を大きく受けて価格が形成されます。そのため、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)は、理論上期待される短期金利差から大きく乖離する場合があります。

<為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)について>

各コースの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より高い場合、当該コースでは「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。

一方、各コースの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、当該コースでは「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。



円コースにおいては、上記同様、対円での為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が生じます。

❗ ただし、為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分から乖離する場合があります。

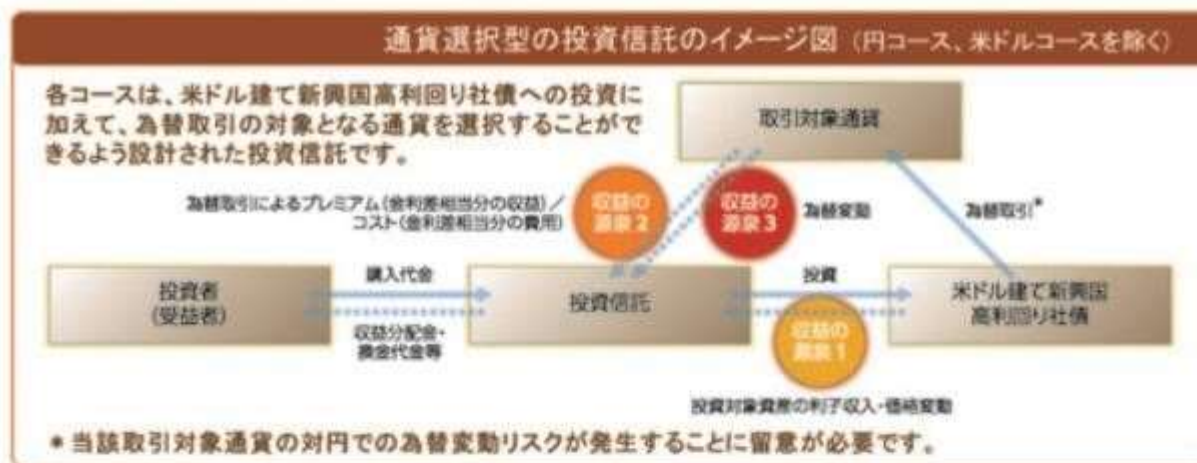
<為替の変動>

各コースの基準価額は、各コースの対象通貨の対円での為替変動により、以下のような影響を受けます。

コース名	下落 ← 基準価額 → 上昇						
円コース(毎月分配型) 	原則として、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。						
米ドルコース(毎月分配型) 	米ドル安 ← 円に対して → 米ドル高						
豪ドルコース(毎月分配型) 	豪ドル安 ← 円に対して → 豪ドル高						
ブラジルリアルコース(毎月分配型) 	ブラジルリアル安 ← 円に対して → ブラジルリアル高						
メキシコペソコース(毎月分配型) 	メキシコペソ安 ← 円に対して → メキシコペソ高						
トルコリラコース(毎月分配型) 	トルコリラ安 ← 円に対して → トルコリラ高						
資源国バスケット通貨コース(毎月分配型) (オーストラリア・ブラジル・南アフリカ共和国)   	<table><tr><th>資源国バスケット通貨</th><th>円に対して</th><th>資源国バスケット通貨</th></tr><tr><td>豪ドル安 ブラジルリアル安 南アフリカランド安</td><td>← 円に対して →</td><td>豪ドル高 ブラジルリアル高 南アフリカランド高</td></tr></table>	資源国バスケット通貨	円に対して	資源国バスケット通貨	豪ドル安 ブラジルリアル安 南アフリカランド安	← 円に対して →	豪ドル高 ブラジルリアル高 南アフリカランド高
資源国バスケット通貨	円に対して	資源国バスケット通貨					
豪ドル安 ブラジルリアル安 南アフリカランド安	← 円に対して →	豪ドル高 ブラジルリアル高 南アフリカランド高					
アジアバスケット通貨コース(毎月分配型) (韓国・インド・インドネシア)   	<table><tr><th>アジアバスケット通貨</th><th>円に対して</th><th>アジアバスケット通貨</th></tr><tr><td>韓国ウォン安 インドルピー安 インドネシアルピア安</td><td>← 円に対して →</td><td>韓国ウォン高 インドルピー高 インドネシアルピア高</td></tr></table>	アジアバスケット通貨	円に対して	アジアバスケット通貨	韓国ウォン安 インドルピー安 インドネシアルピア安	← 円に対して →	韓国ウォン高 インドルピー高 インドネシアルピア高
アジアバスケット通貨	円に対して	アジアバスケット通貨					
韓国ウォン安 インドルピー安 インドネシアルピア安	← 円に対して →	韓国ウォン高 インドルピー高 インドネシアルピア高					

 対象通貨の為替レート推移については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufig.jp/>)でご覧いただけます。
「月報(マンスリーレポート)」をご参照ください。

■通貨選択型ファンドの収益のイメージ



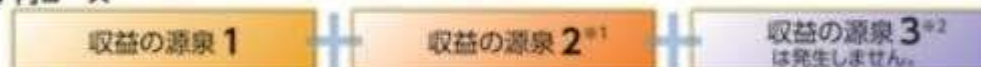
● 各コースの収益の源泉としては、以下の3つの要素があげられます。



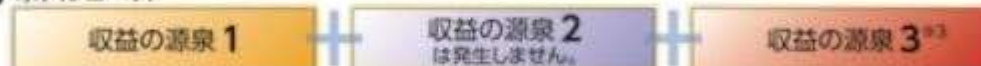
● 各コースにおける収益の源泉と基準価額の変動要因は以下の通りです。

それぞれの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。

● 円コース



● 米ドルコース



● 豪ドルコース、ブラジルリアルコース、メキシコペソコース、トルコリラコース、資源国バスケット通貨コース、アジアバスケット通貨コース



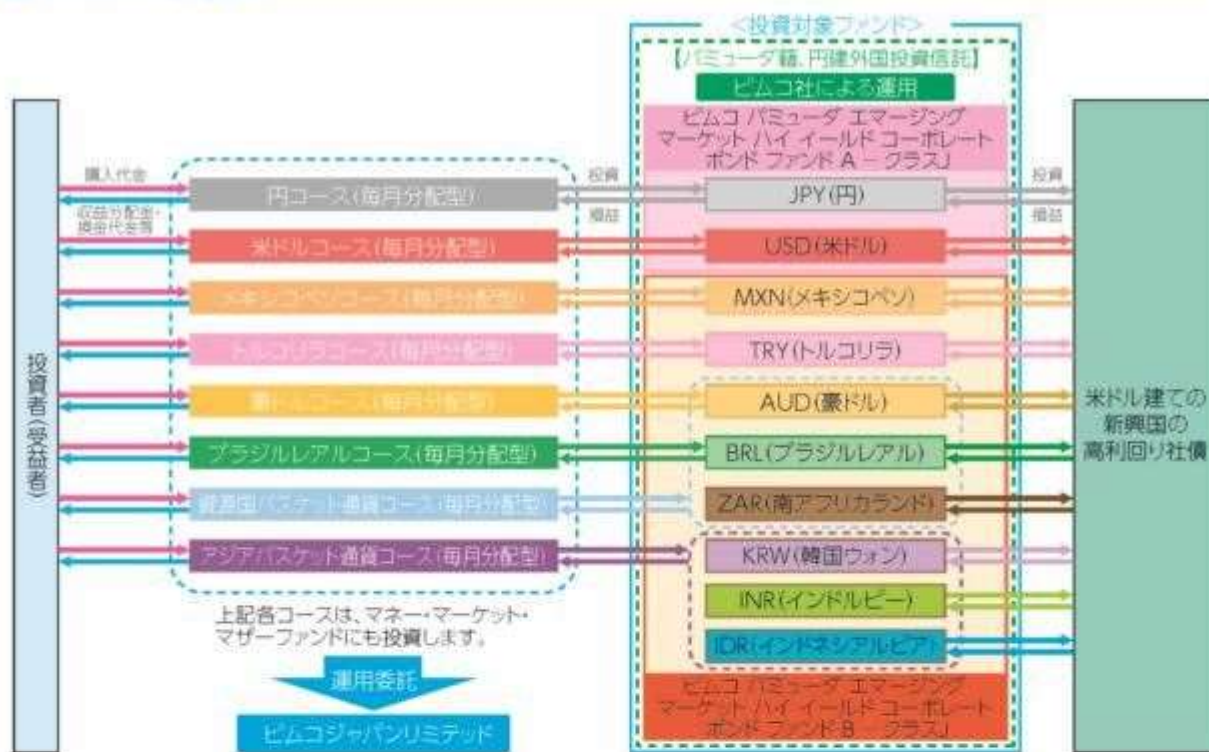
※1 円コースにおいては、対円での為替ヘッジによるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が生じます。

※2 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※3 米ドルコースでは、米ドルが対円で上昇（円安）した場合は為替差益が、米ドルが対円で下落（円高）した場合は為替差損が発生します。

【1】 為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分からカイ離する場合があります。

■ファンドの仕組み



投資対象ファンドである外国投資信託から米ドル建ての新興国の高利回り社債への実際の投資は、ピムコ パシフィック エマージング マーケット ハイ・イールドコーポレート ボンド ファンド(M)を通じて行います。

❗ 販売会社によっては、取り扱わないコースがある場合があります。詳しくは、販売会社にご確認下さい。

運用の
委託先

三菱UFJ国際投信は、各コースにおいて、投資信託証券への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ピムコジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する円建外国投資信託(米ドル建ての新興国の高利回り社債等に投資)への投資、およびマネー・マーケット・マザーファンドへの投資の指図を行います。
- ピムコ社(PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC)は1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。
ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

毎月の決算時に分配を行います。

- 毎月13日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



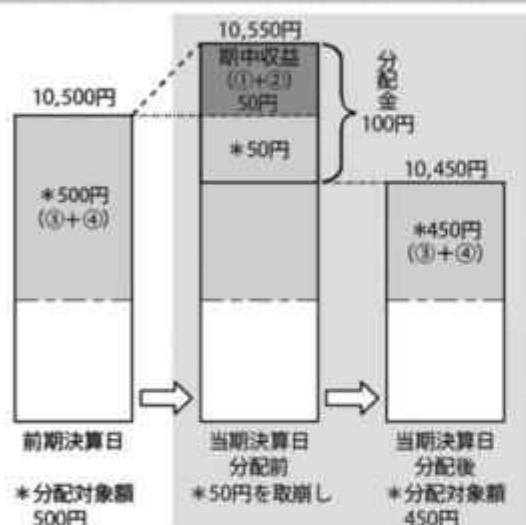
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

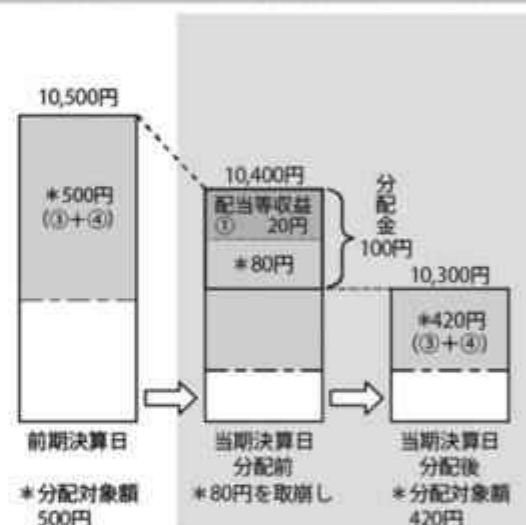
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



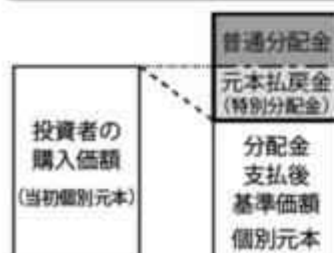
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

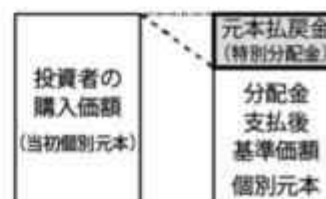
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

「マネープールファンド」について

ファンドの目的

わが国の公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子等収益の確保をめざします。

ファンドの特色

投資対象

実質的にわが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

<運用プロセス(イメージ図)>

STEP1：分析フェーズ

市場動向分析および個別企業についての定量・定性的な分析

STEP2：運用戦略策定フェーズ

各種分析に基づき、平均残存日数、個別銘柄等について運用戦略を策定

STEP3：ポートフォリオ構築フェーズ

運用目標や資金動向等を勘案して最終的なポートフォリオを構築

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

■ファンドの仕組み

運用は主にマネー・マーケット・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



❗ マネープールファンドの購入は、マネープールファンド以外の各コースからのスイッチングの場合に限定します。

分配方針

年2回の決算時(6・12月の各13日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■主な投資制限

デリバティブ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

スイッチングについて

- ◆ 各ファンド間でスイッチングが可能です。



- 1 スwitchingの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。
- 1 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
- 1 マネーボールファンドの購入は、マネーボールファンド以外の各コースからのスイッチングの場合に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

- 「円コース（毎月分配型）」
- 「米ドルコース（毎月分配型）」
- 「豪ドルコース（毎月分配型）」
- 「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」
- 「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」
- 「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」
- 「マネーボールファンド」

2011年9月21日 設定日、信託契約締結、運用開始

2020年3月13日 信託期間を2021年6月11日までから2026年6月12日までに変更

- 「メキシコペソコース（毎月分配型）」

- 「トルコリラコース（毎月分配型）」

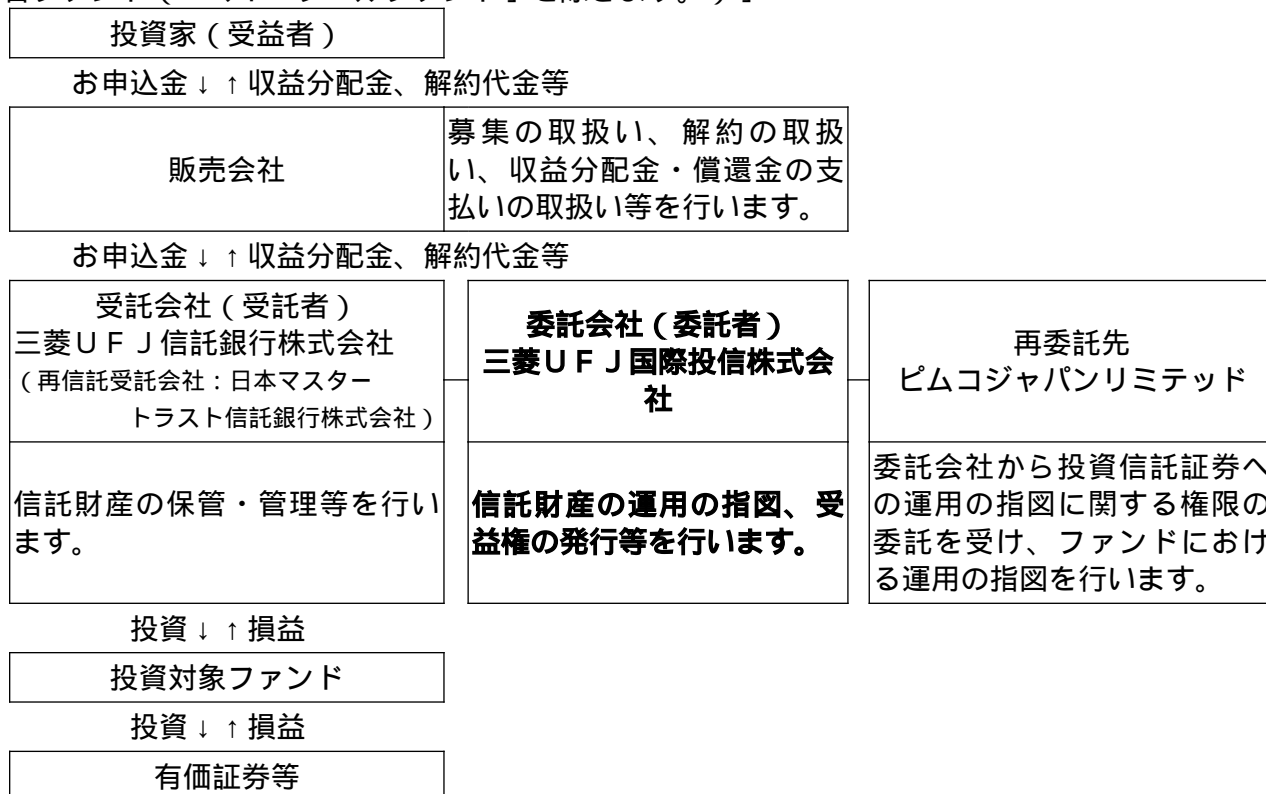
2013年5月29日 設定日、信託契約締結、運用開始

2020年3月13日 信託期間を2021年6月11日までから2026年6月12日までに変更

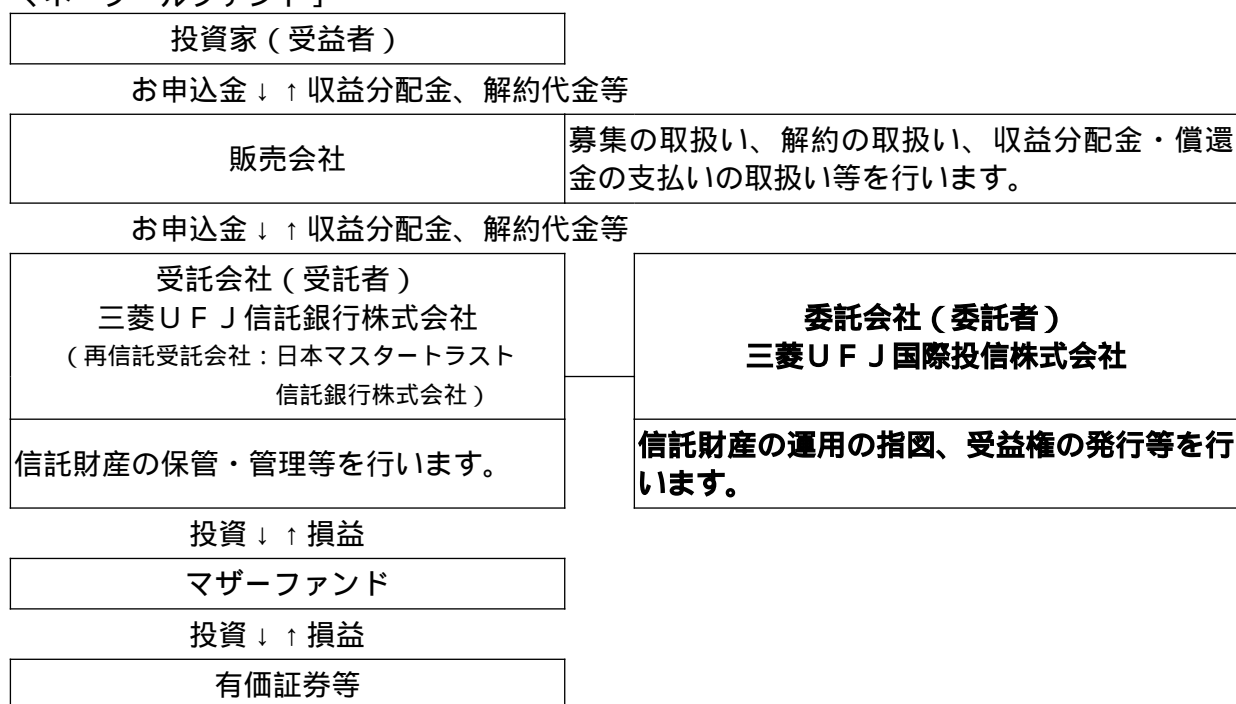
(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」



「マネープールファンド」



ただし、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

委託会社と関係法人との契約の概要

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

	概要
--	----

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

「マネープールファンド」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2020年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

「円コース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラス J（JPY）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上

がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラス J（JPY）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^{（注）}
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「米ドルコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラス J（USD）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。当該外国投資信託における保有外貨建て資産に対しては、為替ヘッジを行いません（このため、基準価額は米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラス J（USD）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^{（注）}
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「豪ドルコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J（AUD）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います（このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J（AUD）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^{（注）}

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J（BRL）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います（このため、基準価額はブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J（BRL）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^{（注）}

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「メキシコペソコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J（MXN）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はメキシコペソの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J（MXN）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^{（注）}

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「トルコリラコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J（TRY）の投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て

資産に対し、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はトルコリラの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J（TRY）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^{（注）}

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J（AUD）、クラス J（BRL）、クラス J（ZAR）の各投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。各投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は3分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が3分の1程度ずつから乖離する場合があります。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、3通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド）買いの為替取引を行います（このため、基準価額は当該3通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J（AUD）、クラス J（BRL）、クラス J（ZAR）」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^{（注）}

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J（KRW）、クラス J（INR）、クラス J（IDR）の各投資信託証券への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。各投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は3分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が3分の1程度ずつから乖離する場合があります。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、3通貨（韓国ウォン、インドルピー、インドネシアルピア）買いの為替取引を行います（このため、基準価額は当該3通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グロー

バル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J（KRW）、クラス J（INR）、クラス J（IDR）」を選定しました。余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^{（注）}市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「マネープールファンド」

マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、利子等収益の確保を図ります。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

< 投資信託証券の概要 >

ビムコバミューダエマージングマーケットハイイールドコーポレートボンドファンドAークラスJ(JPY)/(USD) ビムコバミューダエマージングマーケットハイイールドコーポレートボンドファンドBークラスJ(AUD)/(BRL)/(ZAR)/(KRW)/(INR)/(IDR)/(MXN)/(TRY)																									
形態	バミューダ籍・円建外国投資信託																								
投資態度	ビムコバミューダエマージングマーケットハイイールドコーポレートボンドファンド(M)への投資を通じて、米ドル建ての新興国の高利回り社債およびその派生商品等に実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。																								
主な投資対象	米ドル建ての新興国の高利回り社債およびその派生商品等																								
主な投資制限	・通常、ファンドの80%以上を米ドル建ての新興国の高利回り社債に投資します。 ・一部、国債等にも投資を行う場合があります。 ・投資する公社債は原則として取得時においてCCC格相当以上の格付けを取得しているものに限り、投資する公社債の平均格付けは、ポートフォリオ全体で原則としてB-格相当以上に維持します。 ・ポートフォリオの平均デュレーション^(*)は、原則として0～8年の範囲で調整します。 ※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。 ・同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、純資産総額の5%以内とします(国債や政府機関債等を除きます)。 ・投資する公社債は、主に新興経済国の企業が発行する米ドル建て高利回り社債ですが、同様の投資効果を持つデリバティブ取引を活用する場合があります。また、資金管理目的で、原則として取得時にBBB格相当以上の格付けを有する米ドル建ての公社債等にも一部投資を行います。 ・限定的な範囲で米ドル建て以外の公社債等にも投資を行う場合がありますが、この場合においては米ドル以外の通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。 ・各ファンドにおいて、保有外貨建資産に対し、以下の為替対応を行います。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">ビムコバミューダエマージングマーケットハイイールドコーポレートボンドファンドAークラスJ</td></tr> <tr> <td>JPY(円)</td><td>原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。</td></tr> <tr> <td>USD(米ドル)</td><td>原則として、為替ヘッジを行いません。</td></tr> <tr> <td colspan="2">ビムコバミューダエマージングマーケットハイイールドコーポレートボンドファンドBークラスJ</td></tr> <tr> <td>AUD(豪ドル)</td><td>原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>BRL(ブラジルレアル)</td><td>原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>ZAR(南アフリカランド)</td><td>原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>KRW(韓国ウォン)</td><td>原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>INR(インドルピー)</td><td>原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>IDR(インドネシアルピア)</td><td>原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>MXN(メキシコペソ)</td><td>原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>TRY(トルコリラ)</td><td>原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。</td></tr> </table>	ビムコバミューダエマージングマーケットハイイールドコーポレートボンドファンドAークラスJ		JPY(円)	原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。	USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。	ビムコバミューダエマージングマーケットハイイールドコーポレートボンドファンドBークラスJ		AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。	BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。	ZAR(南アフリカランド)	原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。	KRW(韓国ウォン)	原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。	INR(インドルピー)	原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。	IDR(インドネシアルピア)	原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。	MXN(メキシコペソ)	原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。	TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。
ビムコバミューダエマージングマーケットハイイールドコーポレートボンドファンドAークラスJ																									
JPY(円)	原則として、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行います。																								
USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。																								
ビムコバミューダエマージングマーケットハイイールドコーポレートボンドファンドBークラスJ																									
AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。																								
BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。																								
ZAR(南アフリカランド)	原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。																								
KRW(韓国ウォン)	原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。																								
INR(インドルピー)	原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。																								
IDR(インドネシアルピア)	原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。																								
MXN(メキシコペソ)	原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。																								
TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。																								
運用管理費用(信託報酬)	ありません。																								
購入時手数料	ありません。																								
信託財産留保額	ありません。																								
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)																								
設定日	JPY/USD/AUD/BRL/ZAR/KRW/INR/IDR:2011年9月21日 MXN/TRY:2013年5月29日																								
決算日	毎年6月30日																								
分配方針	原則として毎月经費控除後の利子収益および売費益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。 なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。																								

原則として「ビムコバミューダエマージングマーケットハイイールドコーポレートボンドファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ビムコバミューダエマージングマーケットハイイールドコーポレートボンドファンド(M)」においても運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用 （信託報酬）	ありません。
その他の費用・ 手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年5月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

「マネーボールファンド」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

- a．有価証券先物取引等
- b．スワップ取引
- c．金利先渡し取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6

号で定めるものをいいます。）

- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- 11．コマーシャル・ペーパー
- 12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．から12．の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるものの以外のもの
- 16．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
- 19．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
- 22．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 24．外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、1．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

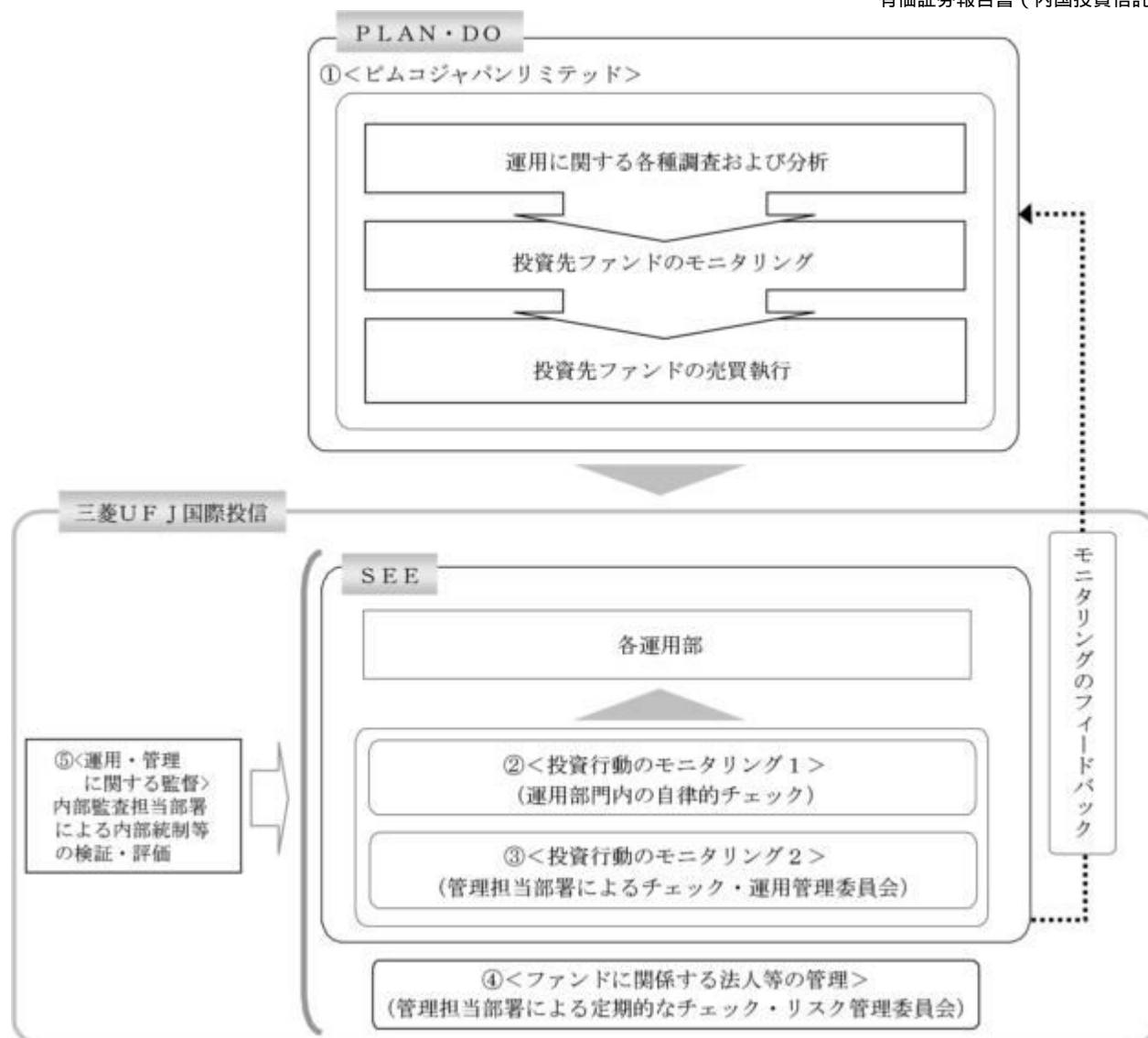
金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

投資行動のモニタリング1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに關係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關係する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に關係する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に關係する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営

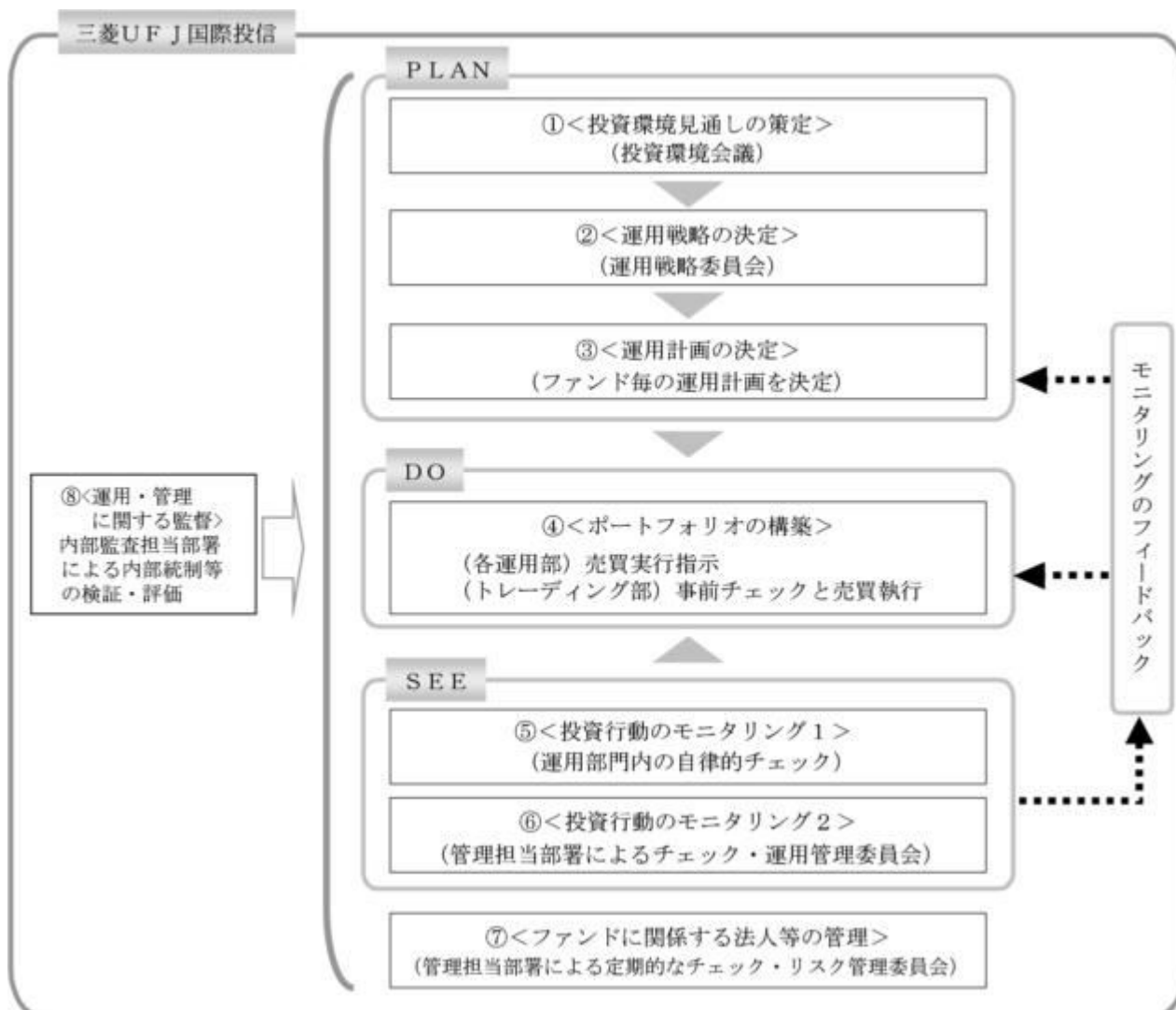
陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

「マネープールファンド」



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リ

スク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）については、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

株式

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

公社債の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b．a．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資

金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「マネーボールファンド」

株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。以下a.およびb.において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額

のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（ に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ 5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日

以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b．a．の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

金利先渡取引

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
- 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b．a．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしがたい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。）

「各ファンド（「マネーボールファンド」を除きます。）」

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、各ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

■円コース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、対円での為替ヘッジにより、保有通貨の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、対円での為替ヘッジを行う場合で円金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替ヘッジによるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

■米ドルコース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産であり、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

■豪ドルコース ■ブラジルリアルコース ■メキシコペソコース ■トルコリラコース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、各ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

■資源国バスケット通貨コース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、資源国バスケット通貨（豪ドル、ブラジルリアル、南アフリカランドを各々3分の1程度ずつ）買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

■アジアバスケット通貨コース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、アジアバスケット通貨（韓国ウォン、インドルピー、インドネシアルピアを各々３分の１程度ずつ）買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。各ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、各ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

各ファンドは、格付けの低い高利回り社債を実質的な主要投資対象としており、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

留意事項

- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

「マネーブルファンド」

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのこと

を流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご注意ください。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

「各ファンド（「マネーブルファンド」を除きます。）」

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

<投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法>

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

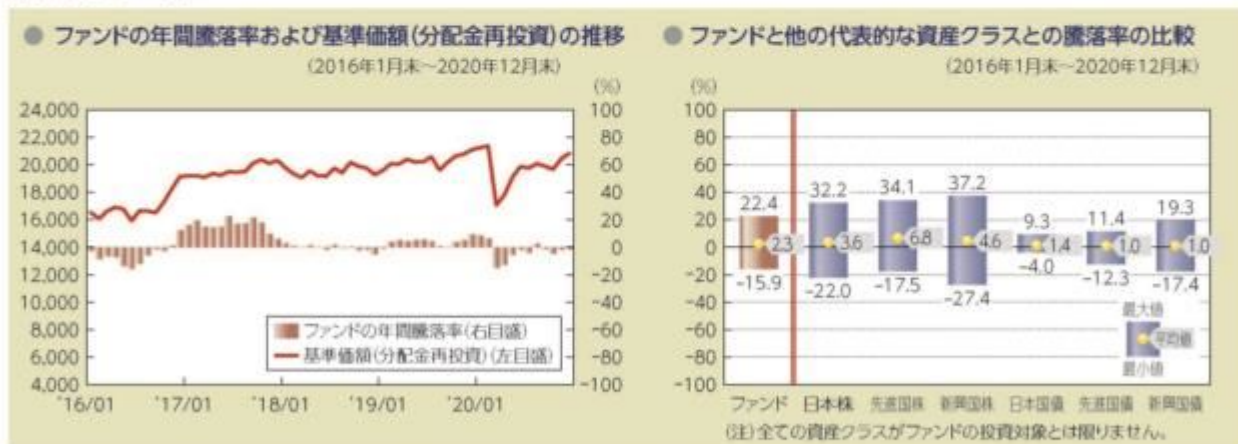
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

円コース



- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

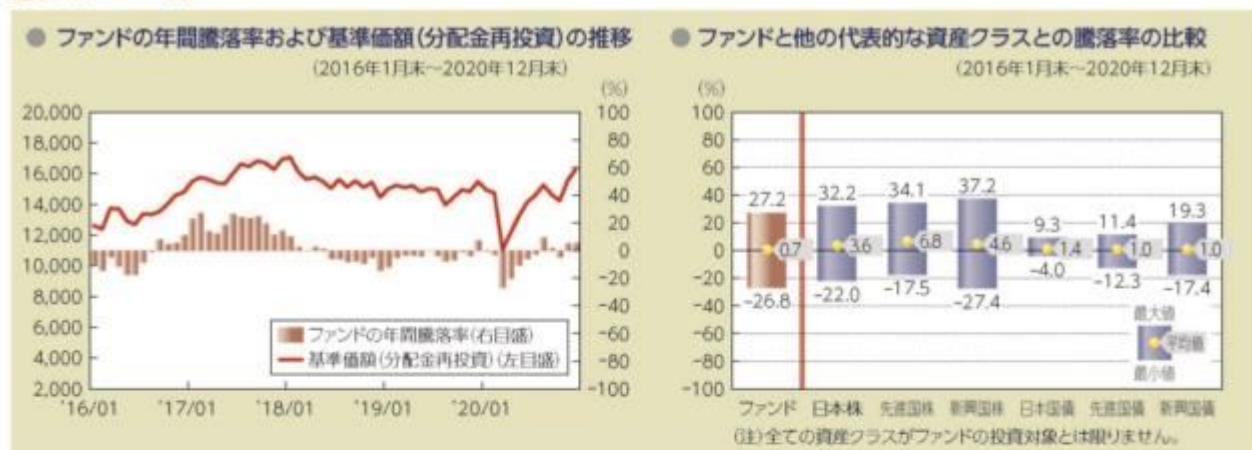
米ドルコース



- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

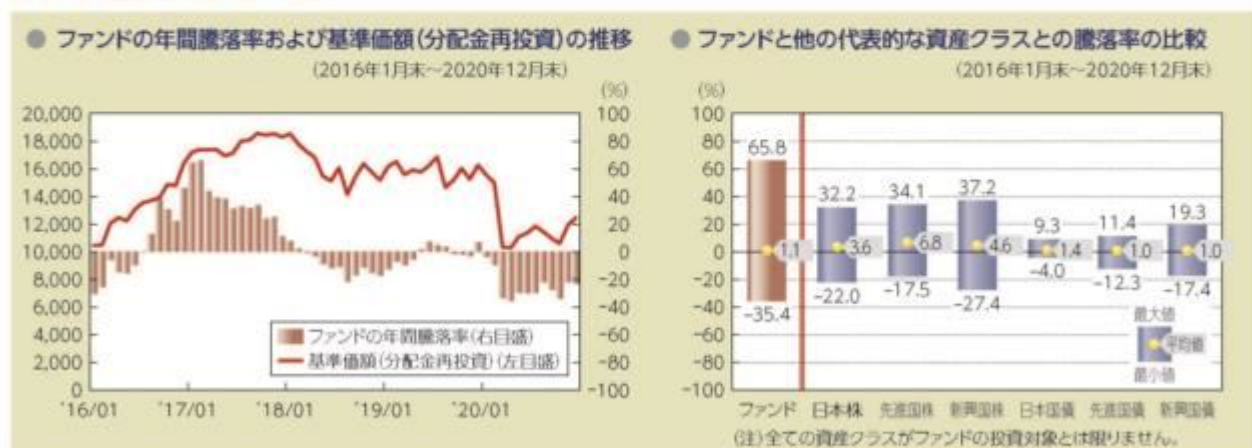
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

豪ドルコース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ブラジルリアルコース

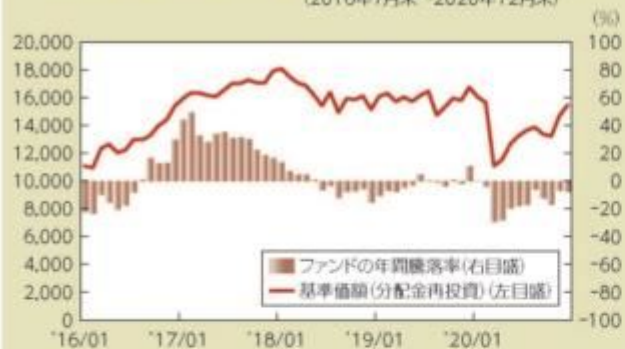


- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

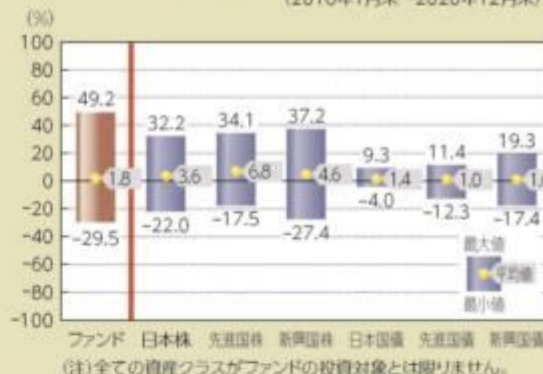
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

資源国バスケット通貨コース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2016年1月末～2020年12月末)



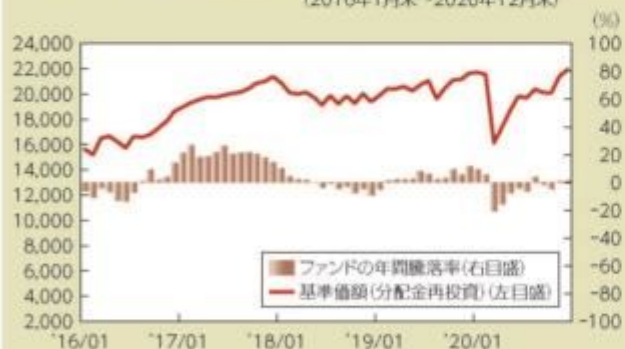
● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2016年1月末～2020年12月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

アジアバスケット通貨コース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移 (2016年1月末～2020年12月末)



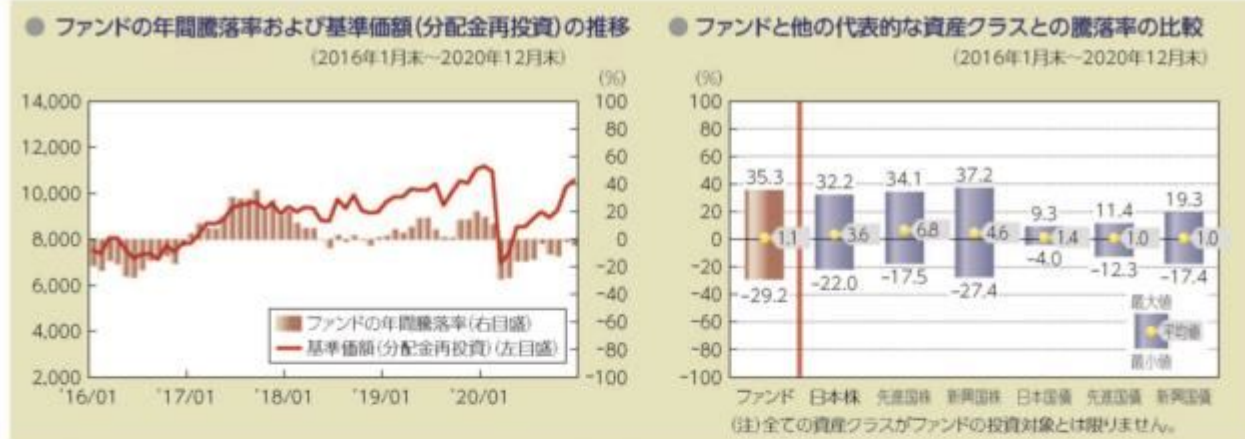
● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2016年1月末～2020年12月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

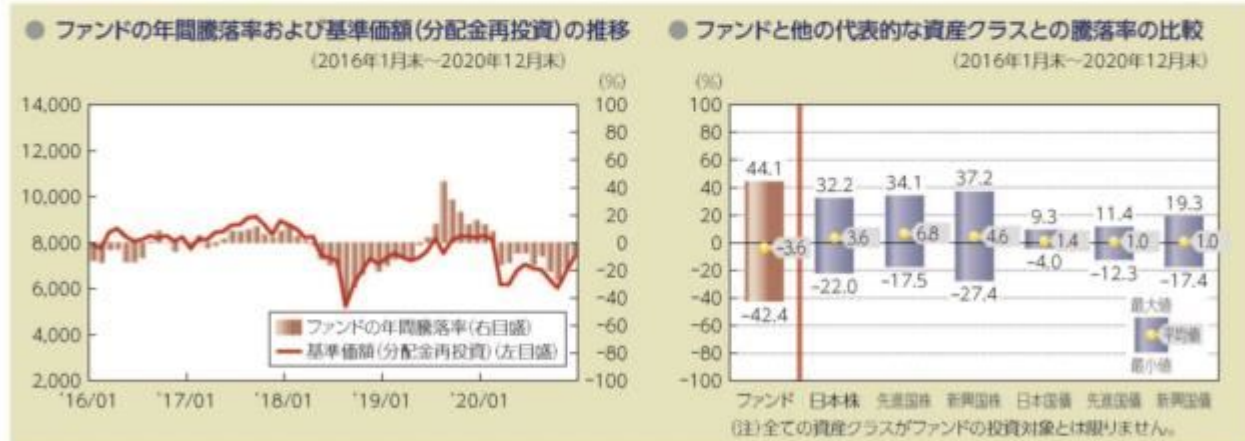
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

メキシコペソコース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

トルコリラコース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

マネープールファンド



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバースファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.3%(税抜 3%)を上限として販売会社が定める手数料率
 申込手数料は販売会社にご確認ください。
 申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、

分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。

（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチング の場合に限りです。）

スイッチングとは、「三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」を構成するファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他の構成ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.881%（税抜1.71%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	1.07%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）の信託財産の純資産総額の合計額に年0.7975%（税抜 年0.725%）以内の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

「マネープールファンド」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.605%（税抜0.55%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・ 毎月の最終営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬は、当該各月の最終５営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じて、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。

当該平均値	信託報酬率	内 訳		
		委託会社	販売会社	受託会社
１％以上	０.５５％	０.２５％	０.２５％	０.０５％
０.６％以上 １％未満	０.３％	０.１３５％	０.１３５％	０.０３％
０.３％以上 ０.６％未満	０.１５％	０.０６５％	０.０６５％	０.０２％
０.１５％以上 ０.３％未満	０.０５％	０.０２％	０.０２％	０.０１％
０.０５％以上 ０.１５％未満	０.０３％	０.０１％	０.０１％	０.０１％
０.０５％未満	０.０１％	０.００４％	０.００３％	０.００３％

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2020年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	4,619,539,651	99.71
親投資信託受益証券	日本	3,927,327	0.08
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	9,454,901	0.21
純資産総額		4,632,921,879	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポ レート ボンド ファンド A - クラ ス J (JPY)	684,376.2446	6,714.2	4,595,038,981	6,750	4,619,539,651	99.71
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	3,857,128	1.0182	3,927,327	1.0182	3,927,327	0.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.71
親投資信託受益証券	0.08
合計	99.80

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成23年10月13日）	1,809,457,458	1,809,457,458	9,943	9,943
第2計算期間末日（平成23年11月14日）	1,919,092,594	1,919,092,594	10,354	10,354
第3計算期間末日（平成23年12月13日）	1,899,088,085	1,913,973,469	10,206	10,286
第4計算期間末日（平成24年 1月13日）	2,095,367,985	2,111,655,830	10,292	10,372
第5計算期間末日（平成24年 2月13日）	2,906,991,582	2,929,012,191	10,561	10,641
第6計算期間末日（平成24年 3月13日）	9,395,650,962	9,465,637,535	10,740	10,820
第7計算期間末日（平成24年 4月13日）	22,473,802,147	22,643,322,215	10,606	10,686
第8計算期間末日（平成24年 5月14日）	30,523,302,162	30,753,484,217	10,608	10,688
第9計算期間末日（平成24年 6月13日）	33,850,647,261	34,113,484,256	10,303	10,383
第10計算期間末日（平成24年 7月13日）	37,218,061,676	37,501,207,202	10,516	10,596
第11計算期間末日（平成24年 8月13日）	45,533,318,776	45,877,117,891	10,595	10,675
第12計算期間末日（平成24年 9月13日）	57,454,211,519	57,881,016,377	10,769	10,849
第13計算期間末日（平成24年10月15日）	67,973,175,015	68,473,007,841	10,879	10,959
第14計算期間末日（平成24年11月13日）	84,606,665,394	85,230,002,254	10,859	10,939
第15計算期間末日（平成24年12月13日）	102,958,298,289	103,709,193,565	10,969	11,049
第16計算期間末日（平成25年 1月15日）	117,919,868,106	118,759,869,285	11,230	11,310
第17計算期間末日（平成25年 2月13日）	126,538,549,798	127,455,645,469	11,038	11,118
第18計算期間末日（平成25年 3月13日）	129,239,809,138	130,171,111,357	11,102	11,182
第19計算期間末日（平成25年 4月15日）	125,487,485,332	126,398,181,336	11,023	11,103
第20計算期間末日（平成25年 5月13日）	120,816,805,978	121,698,344,772	10,964	11,044
第21計算期間末日（平成25年 6月13日）	106,749,975,035	107,574,632,877	10,356	10,436
第22計算期間末日（平成25年 7月16日）	92,411,666,123	93,149,600,796	10,018	10,098
第23計算期間末日（平成25年 8月13日）	85,414,008,530	86,092,732,472	10,068	10,148
第24計算期間末日（平成25年 9月13日）	75,490,389,304	76,099,230,275	9,919	9,999
第25計算期間末日（平成25年10月15日）	70,023,165,124	70,583,741,278	9,993	10,073
第26計算期間末日（平成25年11月13日）	65,142,371,455	65,665,347,203	9,965	10,045
第27計算期間末日（平成25年12月13日）	58,949,324,605	59,424,644,022	9,922	10,002
第28計算期間末日（平成26年 1月14日）	55,255,463,506	55,703,832,643	9,859	9,939

第29計算期間末日	(平成26年 2月13日)	50,718,181,274	51,135,208,580	9,729	9,809
第30計算期間末日	(平成26年 3月13日)	45,835,393,529	46,220,016,683	9,534	9,614
第31計算期間末日	(平成26年 4月14日)	42,953,049,890	43,308,632,330	9,664	9,744
第32計算期間末日	(平成26年 5月13日)	40,532,553,985	40,869,372,552	9,627	9,707
第33計算期間末日	(平成26年 6月13日)	38,488,531,205	38,802,722,261	9,800	9,880
第34計算期間末日	(平成26年 7月14日)	36,167,139,885	36,462,550,510	9,794	9,874
第35計算期間末日	(平成26年 8月13日)	33,269,489,040	33,549,490,662	9,506	9,586
第36計算期間末日	(平成26年 9月16日)	31,225,547,778	31,487,593,010	9,533	9,613
第37計算期間末日	(平成26年10月14日)	29,477,704,269	29,730,453,603	9,330	9,410
第38計算期間末日	(平成26年11月13日)	27,991,750,748	28,234,483,595	9,226	9,306
第39計算期間末日	(平成26年12月15日)	24,065,742,497	24,294,786,876	8,406	8,486
第40計算期間末日	(平成27年 1月13日)	22,707,805,087	22,928,858,553	8,218	8,298
第41計算期間末日	(平成27年 2月13日)	21,273,084,744	21,483,778,015	8,077	8,157
第42計算期間末日	(平成27年 3月13日)	20,611,632,429	20,812,898,162	8,193	8,273
第43計算期間末日	(平成27年 4月13日)	19,995,158,025	20,187,949,846	8,297	8,377
第44計算期間末日	(平成27年 5月13日)	19,348,368,647	19,532,825,810	8,391	8,471
第45計算期間末日	(平成27年 6月15日)	18,356,586,058	18,533,175,944	8,316	8,396
第46計算期間末日	(平成27年 7月13日)	17,540,308,950	17,711,960,813	8,175	8,255
第47計算期間末日	(平成27年 8月13日)	16,231,923,226	16,397,284,269	7,853	7,933
第48計算期間末日	(平成27年 9月14日)	14,708,790,506	14,865,021,324	7,532	7,612
第49計算期間末日	(平成27年10月13日)	14,144,934,513	14,297,341,776	7,425	7,505
第50計算期間末日	(平成27年11月13日)	13,744,663,431	13,891,081,658	7,510	7,590
第51計算期間末日	(平成27年12月14日)	12,609,753,260	12,750,878,815	7,148	7,228
第52計算期間末日	(平成28年 1月13日)	11,960,617,407	12,097,492,719	6,991	7,071
第53計算期間末日	(平成28年 2月15日)	11,141,338,161	11,272,801,597	6,780	6,860
第54計算期間末日	(平成28年 3月14日)	11,218,652,805	11,345,099,407	7,098	7,178
第55計算期間末日	(平成28年 4月13日)	11,160,103,706	11,284,558,216	7,174	7,254
第56計算期間末日	(平成28年 5月13日)	11,041,166,342	11,163,401,697	7,226	7,306
第57計算期間末日	(平成28年 6月13日)	10,855,768,040	10,975,717,921	7,240	7,320
第58計算期間末日	(平成28年 7月13日)	10,603,615,676	10,719,626,913	7,312	7,392
第59計算期間末日	(平成28年 8月15日)	10,393,604,090	10,478,268,898	7,366	7,426
第60計算期間末日	(平成28年 9月13日)	10,024,181,608	10,106,096,824	7,342	7,402
第61計算期間末日	(平成28年10月13日)	9,851,610,291	9,932,065,925	7,347	7,407
第62計算期間末日	(平成28年11月14日)	9,406,710,508	9,484,948,420	7,214	7,274
第63計算期間末日	(平成28年12月13日)	9,260,383,472	9,337,105,227	7,242	7,302
第64計算期間末日	(平成29年 1月13日)	9,177,153,589	9,252,706,225	7,288	7,348
第65計算期間末日	(平成29年 2月13日)	8,996,804,958	9,070,097,455	7,365	7,425
第66計算期間末日	(平成29年 3月13日)	8,524,939,820	8,595,145,900	7,286	7,346
第67計算期間末日	(平成29年 4月13日)	8,474,956,161	8,544,440,432	7,318	7,378
第68計算期間末日	(平成29年 5月15日)	8,314,974,521	8,383,198,237	7,313	7,373
第69計算期間末日	(平成29年 6月13日)	8,024,774,881	8,091,452,863	7,221	7,281
第70計算期間末日	(平成29年 7月13日)	7,947,250,869	8,013,861,178	7,159	7,219

第71計算期間末日	(平成29年 8月14日)	7,898,197,647	7,942,105,889	7,195	7,235
第72計算期間末日	(平成29年 9月13日)	7,716,123,135	7,758,621,636	7,262	7,302
第73計算期間末日	(平成29年10月13日)	7,976,667,191	8,020,648,052	7,255	7,295
第74計算期間末日	(平成29年11月13日)	7,647,163,885	7,689,773,837	7,179	7,219
第75計算期間末日	(平成29年12月13日)	7,502,631,618	7,544,503,969	7,167	7,207
第76計算期間末日	(平成30年 1月15日)	7,447,124,491	7,488,576,891	7,186	7,226
第77計算期間末日	(平成30年 2月13日)	7,237,532,230	7,278,505,705	7,066	7,106
第78計算期間末日	(平成30年 3月13日)	7,086,341,966	7,126,702,562	7,023	7,063
第79計算期間末日	(平成30年 4月13日)	6,937,624,605	6,977,518,731	6,956	6,996
第80計算期間末日	(平成30年 5月14日)	6,737,629,775	6,777,262,555	6,800	6,840
第81計算期間末日	(平成30年 6月13日)	6,509,085,347	6,548,039,608	6,684	6,724
第82計算期間末日	(平成30年 7月13日)	6,246,733,591	6,284,573,785	6,603	6,643
第83計算期間末日	(平成30年 8月13日)	6,136,273,419	6,173,614,995	6,573	6,613
第84計算期間末日	(平成30年 9月13日)	5,862,428,382	5,898,598,919	6,483	6,523
第85計算期間末日	(平成30年10月15日)	5,887,240,172	5,909,672,915	6,561	6,586
第86計算期間末日	(平成30年11月13日)	5,702,571,924	5,724,462,730	6,513	6,538
第87計算期間末日	(平成30年12月13日)	5,506,198,214	5,527,747,357	6,388	6,413
第88計算期間末日	(平成31年 1月15日)	5,469,906,913	5,491,324,568	6,385	6,410
第89計算期間末日	(平成31年 2月13日)	5,447,740,922	5,468,758,692	6,480	6,505
第90計算期間末日	(平成31年 3月13日)	5,409,894,956	5,430,727,940	6,492	6,517
第91計算期間末日	(平成31年 4月15日)	5,363,648,408	5,384,214,483	6,520	6,545
第92計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	5,326,090,047	5,346,555,696	6,506	6,531
第93計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	5,282,669,425	5,302,976,209	6,504	6,529
第94計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	5,314,919,871	5,335,056,922	6,598	6,623
第95計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	5,200,496,614	5,220,524,064	6,492	6,517
第96計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	5,107,123,532	5,126,960,645	6,436	6,461
第97計算期間末日	(令和 1年10月15日)	5,072,347,776	5,092,079,194	6,427	6,452
第98計算期間末日	(令和 1年11月13日)	5,061,809,797	5,081,371,071	6,469	6,494
第99計算期間末日	(令和 1年12月13日)	5,012,345,931	5,031,801,944	6,441	6,466
第100計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	5,086,622,822	5,105,971,449	6,572	6,597
第101計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	5,017,805,126	5,036,843,154	6,589	6,614
第102計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	4,434,967,103	4,453,817,300	5,882	5,907
第103計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	4,027,957,824	4,046,745,589	5,360	5,385
第104計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	4,165,565,066	4,184,296,480	5,560	5,585
第105計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	4,459,922,690	4,478,600,417	5,970	5,995
第106計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	4,520,851,750	4,539,576,288	6,036	6,061
第107計算期間末日	(令和 2年 8月13日)	4,563,122,737	4,581,710,764	6,137	6,162
第108計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	4,623,027,073	4,641,814,580	6,152	6,177
第109計算期間末日	(令和 2年10月13日)	4,618,640,391	4,637,672,278	6,067	6,092
第110計算期間末日	(令和 2年11月13日)	4,626,348,291	4,645,234,896	6,124	6,149
第111計算期間末日	(令和 2年12月14日)	4,624,911,806	4,643,129,422	6,347	6,372
	令和 1年12月末日	5,049,399,415	—	6,520	—

令和 2年 1月末日	5,035,361,929	—	6,580	—
2月末日	4,920,853,468	—	6,510	—
3月末日	3,931,084,020	—	5,231	—
4月末日	4,117,172,759	—	5,495	—
5月末日	4,356,278,353	—	5,812	—
6月末日	4,480,892,976	—	6,017	—
7月末日	4,554,969,089	—	6,104	—
8月末日	4,542,784,674	—	6,160	—
9月末日	4,617,119,096	—	6,054	—
10月末日	4,559,634,574	—	6,014	—
11月末日	4,576,755,593	—	6,260	—
12月末日	4,632,921,879	—	6,375	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	80円
第4計算期間	80円
第5計算期間	80円
第6計算期間	80円
第7計算期間	80円
第8計算期間	80円
第9計算期間	80円
第10計算期間	80円
第11計算期間	80円
第12計算期間	80円
第13計算期間	80円
第14計算期間	80円
第15計算期間	80円
第16計算期間	80円
第17計算期間	80円
第18計算期間	80円
第19計算期間	80円
第20計算期間	80円
第21計算期間	80円
第22計算期間	80円
第23計算期間	80円
第24計算期間	80円
第25計算期間	80円

第26計算期間	80円
第27計算期間	80円
第28計算期間	80円
第29計算期間	80円
第30計算期間	80円
第31計算期間	80円
第32計算期間	80円
第33計算期間	80円
第34計算期間	80円
第35計算期間	80円
第36計算期間	80円
第37計算期間	80円
第38計算期間	80円
第39計算期間	80円
第40計算期間	80円
第41計算期間	80円
第42計算期間	80円
第43計算期間	80円
第44計算期間	80円
第45計算期間	80円
第46計算期間	80円
第47計算期間	80円
第48計算期間	80円
第49計算期間	80円
第50計算期間	80円
第51計算期間	80円
第52計算期間	80円
第53計算期間	80円
第54計算期間	80円
第55計算期間	80円
第56計算期間	80円
第57計算期間	80円
第58計算期間	80円
第59計算期間	60円
第60計算期間	60円
第61計算期間	60円
第62計算期間	60円
第63計算期間	60円
第64計算期間	60円
第65計算期間	60円
第66計算期間	60円
第67計算期間	60円

第68計算期間	60円
第69計算期間	60円
第70計算期間	60円
第71計算期間	40円
第72計算期間	40円
第73計算期間	40円
第74計算期間	40円
第75計算期間	40円
第76計算期間	40円
第77計算期間	40円
第78計算期間	40円
第79計算期間	40円
第80計算期間	40円
第81計算期間	40円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	25円
第86計算期間	25円
第87計算期間	25円
第88計算期間	25円
第89計算期間	25円
第90計算期間	25円
第91計算期間	25円
第92計算期間	25円
第93計算期間	25円
第94計算期間	25円
第95計算期間	25円
第96計算期間	25円
第97計算期間	25円
第98計算期間	25円
第99計算期間	25円
第100計算期間	25円
第101計算期間	25円
第102計算期間	25円
第103計算期間	25円
第104計算期間	25円
第105計算期間	25円
第106計算期間	25円
第107計算期間	25円
第108計算期間	25円
第109計算期間	25円

第110計算期間	25円
第111計算期間	25円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.57
第2計算期間	4.13
第3計算期間	0.65
第4計算期間	1.62
第5計算期間	3.39
第6計算期間	2.45
第7計算期間	0.50
第8計算期間	0.77
第9計算期間	2.12
第10計算期間	2.84
第11計算期間	1.51
第12計算期間	2.39
第13計算期間	1.76
第14計算期間	0.55
第15計算期間	1.74
第16計算期間	3.10
第17計算期間	0.99
第18計算期間	1.30
第19計算期間	0.00
第20計算期間	0.19
第21計算期間	4.81
第22計算期間	2.49
第23計算期間	1.29
第24計算期間	0.68
第25計算期間	1.55
第26計算期間	0.52
第27計算期間	0.37
第28計算期間	0.17
第29計算期間	0.50
第30計算期間	1.18
第31計算期間	2.20
第32計算期間	0.44
第33計算期間	2.62
第34計算期間	0.75
第35計算期間	2.12

第36計算期間	1.12
第37計算期間	1.29
第38計算期間	0.25
第39計算期間	8.02
第40計算期間	1.28
第41計算期間	0.74
第42計算期間	2.42
第43計算期間	2.24
第44計算期間	2.09
第45計算期間	0.05
第46計算期間	0.73
第47計算期間	2.96
第48計算期間	3.06
第49計算期間	0.35
第50計算期間	2.22
第51計算期間	3.75
第52計算期間	1.07
第53計算期間	1.87
第54計算期間	5.87
第55計算期間	2.19
第56計算期間	1.83
第57計算期間	1.30
第58計算期間	2.09
第59計算期間	1.55
第60計算期間	0.48
第61計算期間	0.88
第62計算期間	0.99
第63計算期間	1.21
第64計算期間	1.46
第65計算期間	1.87
第66計算期間	0.25
第67計算期間	1.26
第68計算期間	0.75
第69計算期間	0.43
第70計算期間	0.02
第71計算期間	1.06
第72計算期間	1.48
第73計算期間	0.45
第74計算期間	0.49
第75計算期間	0.39
第76計算期間	0.82
第77計算期間	1.11

第78計算期間	0.04
第79計算期間	0.38
第80計算期間	1.66
第81計算期間	1.11
第82計算期間	0.61
第83計算期間	0.15
第84計算期間	0.76
第85計算期間	1.58
第86計算期間	0.35
第87計算期間	1.53
第88計算期間	0.34
第89計算期間	1.87
第90計算期間	0.57
第91計算期間	0.81
第92計算期間	0.16
第93計算期間	0.35
第94計算期間	1.82
第95計算期間	1.22
第96計算期間	0.47
第97計算期間	0.24
第98計算期間	1.04
第99計算期間	0.04
第100計算期間	2.42
第101計算期間	0.63
第102計算期間	10.35
第103計算期間	8.44
第104計算期間	4.19
第105計算期間	7.82
第106計算期間	1.52
第107計算期間	2.08
第108計算期間	0.65
第109計算期間	0.97
第110計算期間	1.35
第111計算期間	4.04

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,819,739,702	—	1,819,739,702
第2計算期間	33,723,044	—	1,853,462,746

第3計算期間	27,219,935	20,009,589	1,860,673,092
第4計算期間	175,307,538	—	2,035,980,630
第5計算期間	976,089,799	259,494,290	2,752,576,139
第6計算期間	6,309,040,287	313,294,682	8,748,321,744
第7計算期間	13,079,936,329	638,249,559	21,190,008,514
第8計算期間	8,774,856,467	1,192,108,070	28,772,756,911
第9計算期間	5,575,900,439	1,494,032,959	32,854,624,391
第10計算期間	4,586,961,794	2,048,395,396	35,393,190,789
第11計算期間	8,885,226,279	1,303,527,669	42,974,889,399
第12計算期間	13,156,563,880	2,780,845,931	53,350,607,348
第13計算期間	13,891,385,758	4,762,889,820	62,479,103,286
第14計算期間	20,123,466,386	4,685,462,110	77,917,107,562
第15計算期間	20,350,859,907	4,406,057,912	93,861,909,557
第16計算期間	16,551,033,860	5,412,795,973	105,000,147,444
第17計算期間	17,463,146,410	7,826,334,855	114,636,958,999
第18計算期間	11,288,208,633	9,512,390,215	116,412,777,417
第19計算期間	9,047,117,075	11,622,893,890	113,837,000,602
第20計算期間	4,934,360,556	8,579,011,837	110,192,349,321
第21計算期間	5,118,281,254	12,228,400,321	103,082,230,254
第22計算期間	2,700,773,130	13,541,169,214	92,241,834,170
第23計算期間	727,143,791	8,128,485,090	84,840,492,871
第24計算期間	678,066,301	9,413,437,746	76,105,121,426
第25計算期間	171,308,439	6,204,410,592	70,072,019,273
第26計算期間	272,064,875	4,972,115,539	65,371,968,609
第27計算期間	395,031,102	6,352,072,512	59,414,927,199
第28計算期間	172,412,101	3,541,197,081	56,046,142,219
第29計算期間	295,474,979	4,213,203,860	52,128,413,338
第30計算期間	60,811,927	4,111,330,893	48,077,894,372
第31計算期間	209,064,415	3,839,153,775	44,447,805,012
第32計算期間	135,154,284	2,480,638,413	42,102,320,883
第33計算期間	59,997,979	2,888,436,812	39,273,882,050
第34計算期間	174,377,269	2,521,931,168	36,926,328,151
第35計算期間	52,457,896	1,978,583,200	35,000,202,847
第36計算期間	81,251,571	2,325,800,336	32,755,654,082
第37計算期間	52,196,273	1,214,183,603	31,593,666,752
第38計算期間	159,473,757	1,411,534,574	30,341,605,935
第39計算期間	127,609,457	1,838,668,012	28,630,547,380
第40計算期間	102,515,788	1,101,379,839	27,631,683,329
第41計算期間	91,140,000	1,386,164,406	26,336,658,923
第42計算期間	47,462,379	1,225,904,605	25,158,216,697
第43計算期間	238,723,542	1,297,962,588	24,098,977,651
第44計算期間	185,229,604	1,227,061,849	23,057,145,406

第45計算期間	363,994,261	1,347,403,913	22,073,735,754
第46計算期間	71,590,505	688,843,274	21,456,482,985
第47計算期間	226,359,298	1,012,711,833	20,670,130,450
第48計算期間	60,257,295	1,201,535,437	19,528,852,308
第49計算期間	50,765,750	528,710,157	19,050,907,901
第50計算期間	38,405,775	787,035,216	18,302,278,460
第51計算期間	49,192,958	710,777,035	17,640,694,383
第52計算期間	46,161,717	577,442,031	17,109,414,069
第53計算期間	41,438,528	717,923,030	16,432,929,567
第54計算期間	30,948,993	658,053,236	15,805,825,324
第55計算期間	26,611,405	275,622,859	15,556,813,870
第56計算期間	35,072,208	312,466,595	15,279,419,483
第57計算期間	51,467,287	337,151,531	14,993,735,239
第58計算期間	56,657,765	548,988,319	14,501,404,685
第59計算期間	116,211,310	506,814,658	14,110,801,337
第60計算期間	156,706,345	614,971,600	13,652,536,082
第61計算期間	50,060,270	293,323,931	13,409,272,421
第62計算期間	81,802,629	451,422,969	13,039,652,081
第63計算期間	116,742,562	369,435,420	12,786,959,223
第64計算期間	68,841,739	263,694,838	12,592,106,124
第65計算期間	36,140,698	412,830,490	12,215,416,332
第66計算期間	78,772,484	593,175,381	11,701,013,435
第67計算期間	81,714,088	202,015,588	11,580,711,935
第68計算期間	15,513,792	225,606,352	11,370,619,375
第69計算期間	30,144,417	287,766,706	11,112,997,086
第70計算期間	172,623,694	183,902,518	11,101,718,262
第71計算期間	42,287,921	166,945,448	10,977,060,735
第72計算期間	777,767,652	1,130,202,912	10,624,625,475
第73計算期間	708,908,291	338,318,467	10,995,215,299
第74計算期間	17,008,683	359,735,855	10,652,488,127
第75計算期間	20,831,581	205,231,893	10,468,087,815
第76計算期間	19,674,559	124,662,242	10,363,100,132
第77計算期間	18,613,890	138,345,157	10,243,368,865
第78計算期間	14,738,422	167,958,208	10,090,149,079
第79計算期間	28,493,244	145,110,582	9,973,531,741
第80計算期間	10,663,787	76,000,441	9,908,195,087
第81計算期間	11,325,260	180,954,891	9,738,565,456
第82計算期間	11,927,638	290,444,527	9,460,048,567
第83計算期間	8,794,702	133,449,110	9,335,394,159
第84計算期間	8,746,458	301,506,217	9,042,634,400
第85計算期間	14,820,804	84,357,664	8,973,097,540
第86計算期間	4,683,611	221,458,468	8,756,322,683

第87計算期間	4,834,939	141,500,142	8,619,657,480
第88計算期間	4,855,142	57,450,530	8,567,062,092
第89計算期間	5,472,399	165,426,108	8,407,108,383
第90計算期間	4,705,825	78,620,550	8,333,193,658
第91計算期間	6,021,739	112,785,156	8,226,430,241
第92計算期間	4,432,292	44,602,675	8,186,259,858
第93計算期間	7,102,098	70,648,173	8,122,713,783
第94計算期間	50,655,804	118,548,815	8,054,820,772
第95計算期間	11,354,520	55,195,174	8,010,980,118
第96計算期間	23,259,388	99,394,223	7,934,845,283
第97計算期間	19,642,526	61,920,392	7,892,567,417
第98計算期間	11,960,576	80,018,365	7,824,509,628
第99計算期間	4,533,072	46,637,414	7,782,405,286
第100計算期間	4,852,524	47,806,823	7,739,450,987
第101計算期間	6,093,380	130,333,093	7,615,211,274
第102計算期間	3,747,476	78,879,922	7,540,078,828
第103計算期間	9,442,995	34,415,814	7,515,106,009
第104計算期間	5,400,936	27,941,123	7,492,565,822
第105計算期間	6,103,662	27,578,531	7,471,090,953
第106計算期間	64,542,938	45,818,635	7,489,815,256
第107計算期間	5,485,607	60,089,711	7,435,211,152
第108計算期間	162,257,434	82,465,538	7,515,003,048
第109計算期間	148,718,656	50,966,599	7,612,755,105
第110計算期間	42,055,083	100,167,933	7,554,642,255
第111計算期間	66,082,882	333,678,711	7,287,046,426

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	1,964,003,140	99.54
親投資信託受益証券	日本	2,053,411	0.10
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	7,026,669	0.36
純資産総額		1,973,083,220	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年12月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ エマージングマーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラス J (USD)	233,504.1185	8,387.99	1,958,630,210	8,411	1,964,003,140	99.54
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,016,707	1.0182	2,053,411	1.0182	2,053,411	0.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.54
親投資信託受益証券	0.10
合計	99.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成23年10月13日)	20,141,852	20,141,852	10,071	10,071
第2計算期間末日 (平成23年11月14日)	20,899,580	20,899,580	10,445	10,445
第3計算期間末日 (平成23年12月13日)	20,802,818	20,962,818	10,401	10,481
第4計算期間末日 (平成24年 1月13日)	23,714,354	23,897,510	10,358	10,438

第5計算期間末日	(平成24年 2月13日)	24,625,016	24,808,173	10,756	10,836
第6計算期間末日	(平成24年 3月13日)	60,266,613	60,683,514	11,565	11,645
第7計算期間末日	(平成24年 4月13日)	573,081,111	577,157,500	11,247	11,327
第8計算期間末日	(平成24年 5月14日)	847,971,155	854,073,514	11,117	11,197
第9計算期間末日	(平成24年 6月13日)	980,650,182	987,950,788	10,746	10,826
第10計算期間末日	(平成24年 7月13日)	1,018,708,212	1,026,157,274	10,941	11,021
第11計算期間末日	(平成24年 8月13日)	1,112,882,209	1,121,059,965	10,887	10,967
第12計算期間末日	(平成24年 9月13日)	1,173,928,503	1,182,444,281	11,028	11,108
第13計算期間末日	(平成24年10月15日)	1,334,857,293	1,344,380,384	11,214	11,294
第14計算期間末日	(平成24年11月13日)	1,276,100,186	1,285,094,563	11,350	11,430
第15計算期間末日	(平成24年12月13日)	1,680,461,030	1,691,686,551	11,976	12,056
第16計算期間末日	(平成25年 1月15日)	2,631,498,983	2,647,466,304	13,184	13,264
第17計算期間末日	(平成25年 2月13日)	4,692,284,509	4,720,040,142	13,525	13,605
第18計算期間末日	(平成25年 3月13日)	6,235,523,510	6,271,037,423	14,046	14,126
第19計算期間末日	(平成25年 4月15日)	8,433,069,112	8,503,698,473	14,328	14,448
第20計算期間末日	(平成25年 5月13日)	11,006,477,066	11,096,500,685	14,671	14,791
第21計算期間末日	(平成25年 6月13日)	14,008,101,344	14,137,339,634	13,007	13,127
第22計算期間末日	(平成25年 7月16日)	17,044,019,206	17,199,720,424	13,136	13,256
第23計算期間末日	(平成25年 8月13日)	17,101,260,039	17,262,165,652	12,754	12,874
第24計算期間末日	(平成25年 9月13日)	17,036,059,742	17,194,738,056	12,883	13,003
第25計算期間末日	(平成25年10月15日)	16,845,958,498	17,003,445,160	12,836	12,956
第26計算期間末日	(平成25年11月13日)	16,058,074,119	16,206,608,509	12,973	13,093
第27計算期間末日	(平成25年12月13日)	15,038,289,631	15,173,419,124	13,355	13,475
第28計算期間末日	(平成26年 1月14日)	13,346,892,729	13,467,266,399	13,305	13,425
第29計算期間末日	(平成26年 2月13日)	12,075,198,995	12,186,542,854	13,014	13,134
第30計算期間末日	(平成26年 3月13日)	10,630,582,723	10,730,523,647	12,764	12,884
第31計算期間末日	(平成26年 4月14日)	9,805,096,185	9,897,079,241	12,792	12,912
第32計算期間末日	(平成26年 5月13日)	9,187,675,019	9,273,872,125	12,791	12,911
第33計算期間末日	(平成26年 6月13日)	8,823,989,723	8,905,626,995	12,971	13,091
第34計算期間末日	(平成26年 7月14日)	8,240,786,094	8,317,519,798	12,887	13,007
第35計算期間末日	(平成26年 8月13日)	7,708,253,304	7,781,648,621	12,603	12,723
第36計算期間末日	(平成26年 9月16日)	7,372,233,096	7,438,988,346	13,252	13,372
第37計算期間末日	(平成26年10月14日)	6,808,574,883	6,871,513,091	12,981	13,101
第38計算期間末日	(平成26年11月13日)	6,677,309,833	6,735,527,554	13,763	13,883
第39計算期間末日	(平成26年12月15日)	5,074,115,506	5,121,255,524	12,917	13,037
第40計算期間末日	(平成27年 1月13日)	4,879,065,097	4,925,347,091	12,650	12,770
第41計算期間末日	(平成27年 2月13日)	4,678,606,990	4,723,614,576	12,474	12,594
第42計算期間末日	(平成27年 3月13日)	4,655,669,780	4,698,978,566	12,900	13,020
第43計算期間末日	(平成27年 4月13日)	4,574,055,210	4,616,412,719	12,958	13,078
第44計算期間末日	(平成27年 5月13日)	4,365,969,922	4,406,018,898	13,082	13,202
第45計算期間末日	(平成27年 6月15日)	4,096,188,326	4,133,065,484	13,329	13,449
第46計算期間末日	(平成27年 7月13日)	3,858,178,040	3,893,652,806	13,051	13,171

第47計算期間末日	(平成27年 8月13日)	3,740,884,930	3,776,312,060	12,671	12,791
第48計算期間末日	(平成27年 9月14日)	3,283,275,699	3,316,579,805	11,830	11,950
第49計算期間末日	(平成27年10月13日)	3,070,287,530	3,102,032,652	11,606	11,726
第50計算期間末日	(平成27年11月13日)	3,091,248,599	3,122,059,489	12,040	12,160
第51計算期間末日	(平成27年12月14日)	2,757,904,082	2,787,219,927	11,289	11,409
第52計算期間末日	(平成28年 1月13日)	2,569,744,568	2,598,356,820	10,778	10,898
第53計算期間末日	(平成28年 2月15日)	2,318,774,179	2,346,598,074	10,001	10,121
第54計算期間末日	(平成28年 3月14日)	2,326,266,765	2,352,734,262	10,547	10,667
第55計算期間末日	(平成28年 4月13日)	2,175,138,201	2,200,723,362	10,202	10,322
第56計算期間末日	(平成28年 5月13日)	2,167,472,102	2,192,721,260	10,301	10,421
第57計算期間末日	(平成28年 6月13日)	2,117,809,243	2,142,849,579	10,149	10,269
第58計算期間末日	(平成28年 7月13日)	2,146,095,401	2,171,791,498	10,022	10,142
第59計算期間末日	(平成28年 8月15日)	2,074,460,669	2,100,061,465	9,724	9,844
第60計算期間末日	(平成28年 9月13日)	2,061,235,246	2,086,582,720	9,758	9,878
第61計算期間末日	(平成28年10月13日)	2,106,816,463	2,132,250,496	9,940	10,060
第62計算期間末日	(平成28年11月14日)	2,132,787,497	2,158,454,061	9,972	10,092
第63計算期間末日	(平成28年12月13日)	2,229,040,820	2,253,739,049	10,830	10,950
第64計算期間末日	(平成29年 1月13日)	2,134,909,609	2,158,705,377	10,766	10,886
第65計算期間末日	(平成29年 2月13日)	2,039,028,002	2,061,647,901	10,817	10,937
第66計算期間末日	(平成29年 3月13日)	2,096,237,986	2,119,505,175	10,811	10,931
第67計算期間末日	(平成29年 4月13日)	2,038,005,458	2,061,683,416	10,329	10,449
第68計算期間末日	(平成29年 5月15日)	2,067,923,815	2,091,233,910	10,646	10,766
第69計算期間末日	(平成29年 6月13日)	2,010,022,344	2,033,727,134	10,175	10,295
第70計算期間末日	(平成29年 7月13日)	2,046,969,377	2,070,665,203	10,366	10,486
第71計算期間末日	(平成29年 8月14日)	1,992,106,057	2,009,958,015	10,043	10,133
第72計算期間末日	(平成29年 9月13日)	1,990,761,361	2,008,350,650	10,186	10,276
第73計算期間末日	(平成29年10月13日)	2,025,546,754	2,043,116,830	10,376	10,466
第74計算期間末日	(平成29年11月13日)	1,914,045,873	1,930,711,860	10,336	10,426
第75計算期間末日	(平成29年12月13日)	2,026,980,369	2,044,635,768	10,333	10,423
第76計算期間末日	(平成30年 1月15日)	1,908,225,354	1,925,166,281	10,138	10,228
第77計算期間末日	(平成30年 2月13日)	1,823,209,734	1,840,123,192	9,702	9,792
第78計算期間末日	(平成30年 3月13日)	1,779,885,114	1,796,852,143	9,441	9,531
第79計算期間末日	(平成30年 4月13日)	1,745,913,927	1,762,624,291	9,403	9,493
第80計算期間末日	(平成30年 5月14日)	1,725,010,393	1,741,606,024	9,355	9,445
第81計算期間末日	(平成30年 6月13日)	1,664,646,223	1,680,836,816	9,253	9,343
第82計算期間末日	(平成30年 7月13日)	1,670,807,039	1,686,967,806	9,305	9,395
第83計算期間末日	(平成30年 8月13日)	1,627,482,423	1,643,567,831	9,106	9,196
第84計算期間末日	(平成30年 9月13日)	1,636,486,650	1,652,831,541	9,011	9,101
第85計算期間末日	(平成30年10月15日)	1,579,104,504	1,591,158,038	9,171	9,241
第86計算期間末日	(平成30年11月13日)	1,576,356,735	1,588,322,101	9,222	9,292
第87計算期間末日	(平成30年12月13日)	1,521,070,735	1,532,920,187	8,986	9,056
第88計算期間末日	(平成31年 1月15日)	1,457,038,199	1,468,915,602	8,587	8,657

第89計算期間末日	(平成31年 2月13日)	1,510,591,276	1,522,501,523	8,878	8,948
第90計算期間末日	(平成31年 3月13日)	1,488,875,336	1,500,527,342	8,944	9,014
第91計算期間末日	(平成31年 4月15日)	1,485,326,102	1,496,855,191	9,018	9,088
第92計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	1,435,957,090	1,447,386,686	8,794	8,864
第93計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	1,415,430,730	1,426,839,732	8,684	8,754
第94計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	1,560,032,439	1,572,501,461	8,758	8,828
第95計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	1,643,183,345	1,656,904,138	8,383	8,453
第96計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	2,004,538,656	2,021,045,859	8,500	8,570
第97計算期間末日	(令和 1年10月15日)	2,233,739,621	2,252,116,966	8,508	8,578
第98計算期間末日	(令和 1年11月13日)	2,298,613,172	2,317,317,224	8,603	8,673
第99計算期間末日	(令和 1年12月13日)	2,476,495,307	2,496,758,152	8,555	8,625
第100計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	2,539,401,435	2,559,684,666	8,764	8,834
第101計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	2,619,372,982	2,640,273,898	8,773	8,843
第102計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	2,066,793,601	2,086,077,076	7,503	7,573
第103計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	1,941,563,680	1,960,915,097	7,023	7,093
第104計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	1,987,181,535	2,006,579,267	7,171	7,241
第105計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	2,127,788,455	2,147,201,409	7,672	7,742
第106計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	2,150,119,073	2,169,714,800	7,681	7,751
第107計算期間末日	(令和 2年 8月13日)	2,151,105,650	2,170,446,791	7,785	7,855
第108計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	2,077,329,144	2,096,171,570	7,717	7,787
第109計算期間末日	(令和 2年10月13日)	2,031,538,304	2,045,026,451	7,531	7,581
第110計算期間末日	(令和 2年11月13日)	1,975,968,791	1,989,012,196	7,575	7,625
第111計算期間末日	(令和 2年12月14日)	1,982,961,480	1,995,759,316	7,747	7,797
	令和 1年12月末日	2,512,514,610	—	8,695	—
	令和 2年 1月末日	2,541,970,964	—	8,687	—
	2月末日	2,421,081,707	—	8,673	—
	3月末日	1,893,826,006	—	6,858	—
	4月末日	1,962,722,341	—	7,083	—
	5月末日	2,081,613,899	—	7,524	—
	6月末日	2,172,859,168	—	7,762	—
	7月末日	2,113,047,341	—	7,647	—
	8月末日	2,084,348,673	—	7,701	—
	9月末日	2,052,471,539	—	7,562	—
	10月末日	1,953,440,320	—	7,426	—
	11月末日	1,989,641,563	—	7,663	—
	12月末日	1,973,083,220	—	7,762	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円

第2計算期間	—円
第3計算期間	80円
第4計算期間	80円
第5計算期間	80円
第6計算期間	80円
第7計算期間	80円
第8計算期間	80円
第9計算期間	80円
第10計算期間	80円
第11計算期間	80円
第12計算期間	80円
第13計算期間	80円
第14計算期間	80円
第15計算期間	80円
第16計算期間	80円
第17計算期間	80円
第18計算期間	80円
第19計算期間	120円
第20計算期間	120円
第21計算期間	120円
第22計算期間	120円
第23計算期間	120円
第24計算期間	120円
第25計算期間	120円
第26計算期間	120円
第27計算期間	120円
第28計算期間	120円
第29計算期間	120円
第30計算期間	120円
第31計算期間	120円
第32計算期間	120円
第33計算期間	120円
第34計算期間	120円
第35計算期間	120円
第36計算期間	120円
第37計算期間	120円
第38計算期間	120円
第39計算期間	120円
第40計算期間	120円
第41計算期間	120円
第42計算期間	120円
第43計算期間	120円

第44計算期間	120円
第45計算期間	120円
第46計算期間	120円
第47計算期間	120円
第48計算期間	120円
第49計算期間	120円
第50計算期間	120円
第51計算期間	120円
第52計算期間	120円
第53計算期間	120円
第54計算期間	120円
第55計算期間	120円
第56計算期間	120円
第57計算期間	120円
第58計算期間	120円
第59計算期間	120円
第60計算期間	120円
第61計算期間	120円
第62計算期間	120円
第63計算期間	120円
第64計算期間	120円
第65計算期間	120円
第66計算期間	120円
第67計算期間	120円
第68計算期間	120円
第69計算期間	120円
第70計算期間	120円
第71計算期間	90円
第72計算期間	90円
第73計算期間	90円
第74計算期間	90円
第75計算期間	90円
第76計算期間	90円
第77計算期間	90円
第78計算期間	90円
第79計算期間	90円
第80計算期間	90円
第81計算期間	90円
第82計算期間	90円
第83計算期間	90円
第84計算期間	90円
第85計算期間	70円

第86計算期間	70円
第87計算期間	70円
第88計算期間	70円
第89計算期間	70円
第90計算期間	70円
第91計算期間	70円
第92計算期間	70円
第93計算期間	70円
第94計算期間	70円
第95計算期間	70円
第96計算期間	70円
第97計算期間	70円
第98計算期間	70円
第99計算期間	70円
第100計算期間	70円
第101計算期間	70円
第102計算期間	70円
第103計算期間	70円
第104計算期間	70円
第105計算期間	70円
第106計算期間	70円
第107計算期間	70円
第108計算期間	70円
第109計算期間	50円
第110計算期間	50円
第111計算期間	50円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.71
第2計算期間	3.71
第3計算期間	0.34
第4計算期間	0.35
第5計算期間	4.61
第6計算期間	8.26
第7計算期間	2.05
第8計算期間	0.44
第9計算期間	2.61
第10計算期間	2.55
第11計算期間	0.23

第12計算期間	2.02
第13計算期間	2.41
第14計算期間	1.92
第15計算期間	6.22
第16計算期間	10.75
第17計算期間	3.19
第18計算期間	4.44
第19計算期間	2.86
第20計算期間	3.23
第21計算期間	10.52
第22計算期間	1.91
第23計算期間	1.99
第24計算期間	1.95
第25計算期間	0.56
第26計算期間	2.00
第27計算期間	3.86
第28計算期間	0.52
第29計算期間	1.28
第30計算期間	0.99
第31計算期間	1.15
第32計算期間	0.93
第33計算期間	2.34
第34計算期間	0.27
第35計算期間	1.27
第36計算期間	6.10
第37計算期間	1.13
第38計算期間	6.94
第39計算期間	5.27
第40計算期間	1.13
第41計算期間	0.44
第42計算期間	4.37
第43計算期間	1.37
第44計算期間	1.88
第45計算期間	2.80
第46計算期間	1.18
第47計算期間	1.99
第48計算期間	5.69
第49計算期間	0.87
第50計算期間	4.77
第51計算期間	5.24
第52計算期間	3.46
第53計算期間	6.09

第54計算期間	6.65
第55計算期間	2.13
第56計算期間	2.14
第57計算期間	0.31
第58計算期間	0.06
第59計算期間	1.77
第60計算期間	1.58
第61計算期間	3.09
第62計算期間	1.52
第63計算期間	9.80
第64計算期間	0.51
第65計算期間	1.58
第66計算期間	1.05
第67計算期間	3.34
第68計算期間	4.23
第69計算期間	3.29
第70計算期間	3.05
第71計算期間	2.24
第72計算期間	2.32
第73計算期間	2.74
第74計算期間	0.48
第75計算期間	0.84
第76計算期間	1.01
第77計算期間	3.41
第78計算期間	1.76
第79計算期間	0.55
第80計算期間	0.44
第81計算期間	0.12
第82計算期間	1.53
第83計算期間	1.17
第84計算期間	0.05
第85計算期間	2.55
第86計算期間	1.31
第87計算期間	1.80
第88計算期間	3.66
第89計算期間	4.20
第90計算期間	1.53
第91計算期間	1.61
第92計算期間	1.70
第93計算期間	0.45
第94計算期間	1.65
第95計算期間	3.48

第96計算期間	2.23
第97計算期間	0.91
第98計算期間	1.93
第99計算期間	0.25
第100計算期間	3.26
第101計算期間	0.90
第102計算期間	13.67
第103計算期間	5.46
第104計算期間	3.10
第105計算期間	7.96
第106計算期間	1.02
第107計算期間	2.26
第108計算期間	0.02
第109計算期間	1.76
第110計算期間	1.24
第111計算期間	2.93

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	20,000,000	—	20,000,000
第2計算期間	9,535	—	20,009,535
第3計算期間	—	9,535	20,000,000
第4計算期間	2,894,574	—	22,894,574
第5計算期間	72	—	22,894,646
第6計算期間	29,218,063	—	52,112,709
第7計算期間	457,435,931	—	509,548,640
第8計算期間	253,317,744	71,416	762,794,968
第9計算期間	149,780,823	—	912,575,791
第10計算期間	43,374,273	24,817,285	931,132,779
第11計算期間	101,924,388	10,837,621	1,022,219,546
第12計算期間	42,252,799	—	1,064,472,345
第13計算期間	164,255,239	38,341,205	1,190,386,379
第14計算期間	190,131,022	256,220,220	1,124,297,181
第15計算期間	686,184,958	407,291,935	1,403,190,204
第16計算期間	783,462,481	190,737,510	1,995,915,175
第17計算期間	1,775,484,647	301,945,586	3,469,454,236
第18計算期間	1,591,378,220	621,593,256	4,439,239,200
第19計算期間	1,785,055,700	338,514,765	5,885,780,135
第20計算期間	1,904,522,977	288,334,808	7,501,968,304

第21計算期間	3,796,030,769	528,141,555	10,769,857,518
第22計算期間	3,125,253,310	920,009,296	12,975,101,532
第23計算期間	847,418,327	413,718,750	13,408,801,109
第24計算期間	552,841,826	738,450,068	13,223,192,867
第25計算期間	630,032,104	729,336,426	13,123,888,545
第26計算期間	344,738,287	1,090,760,931	12,377,865,901
第27計算期間	378,002,826	1,495,077,571	11,260,791,156
第28計算期間	250,587,548	1,480,239,463	10,031,139,241
第29計算期間	243,205,412	995,689,729	9,278,654,924
第30計算期間	181,471,042	1,131,715,629	8,328,410,337
第31計算期間	98,255,976	761,411,616	7,665,254,697
第32計算期間	97,081,120	579,243,592	7,183,092,225
第33計算期間	113,432,369	493,418,563	6,803,106,031
第34計算期間	122,732,593	531,363,223	6,394,475,401
第35計算期間	51,912,017	330,110,986	6,116,276,432
第36計算期間	84,882,501	638,221,408	5,562,937,525
第37計算期間	47,797,819	365,884,656	5,244,850,688
第38計算期間	66,151,065	459,524,964	4,851,476,789
第39計算期間	90,632,517	1,013,774,408	3,928,334,898
第40計算期間	61,821,157	133,323,186	3,856,832,869
第41計算期間	61,353,069	167,553,735	3,750,632,203
第42計算期間	56,275,123	197,841,817	3,609,065,509
第43計算期間	87,083,035	166,356,118	3,529,792,426
第44計算期間	17,541,547	209,919,243	3,337,414,730
第45計算期間	58,742,691	323,060,921	3,073,096,500
第46計算期間	40,047,155	156,913,126	2,956,230,529
第47計算期間	50,353,420	54,323,112	2,952,260,837
第48計算期間	30,828,340	207,746,932	2,775,342,245
第49計算期間	17,485,559	147,400,942	2,645,426,862
第50計算期間	6,209,443	84,062,086	2,567,574,219
第51計算期間	10,452,410	135,039,537	2,442,987,092
第52計算期間	26,249,703	84,882,399	2,384,354,396
第53計算期間	8,613,082	74,309,559	2,318,657,919
第54計算期間	5,249,193	118,282,301	2,205,624,811
第55計算期間	5,989,153	79,517,185	2,132,096,779
第56計算期間	5,308,428	33,308,695	2,104,096,512
第57計算期間	5,221,223	22,623,036	2,086,694,699
第58計算期間	103,685,876	49,039,093	2,141,341,482
第59計算期間	21,866,509	29,808,301	2,133,399,690
第60計算期間	73,163,309	94,273,477	2,112,289,522
第61計算期間	63,550,320	56,337,025	2,119,502,817
第62計算期間	70,063,959	50,686,437	2,138,880,339

第63計算期間	83,705,807	164,400,382	2,058,185,764
第64計算期間	69,207,414	144,412,470	1,982,980,708
第65計算期間	43,565,498	141,554,605	1,884,991,601
第66計算期間	116,446,927	62,506,065	1,938,932,463
第67計算期間	58,488,584	24,257,877	1,973,163,170
第68計算期間	5,053,816	35,709,039	1,942,507,947
第69計算期間	53,045,548	20,154,308	1,975,399,187
第70計算期間	10,267,853	11,014,845	1,974,652,195
第71計算期間	151,514,977	142,616,221	1,983,550,951
第72計算期間	38,500,418	67,685,886	1,954,365,483
第73計算期間	69,850,380	71,985,190	1,952,230,673
第74計算期間	29,393,593	129,847,856	1,851,776,410
第75計算期間	138,110,390	28,175,706	1,961,711,094
第76計算期間	48,575,241	127,961,090	1,882,325,245
第77計算期間	16,846,345	19,898,460	1,879,273,130
第78計算期間	29,120,019	23,167,623	1,885,225,526
第79計算期間	18,639,321	47,157,688	1,856,707,159
第80計算期間	14,765,159	27,513,241	1,843,959,077
第81計算期間	17,713,238	62,717,491	1,798,954,824
第82計算期間	30,871,742	34,185,779	1,795,640,787
第83計算期間	21,344,939	29,718,154	1,787,267,572
第84計算期間	42,269,807	13,438,347	1,816,099,032
第85計算期間	7,696,244	101,861,843	1,721,933,433
第86計算期間	46,495,194	59,090,566	1,709,338,061
第87計算期間	5,624,296	22,183,418	1,692,778,939
第88計算期間	15,907,682	11,914,672	1,696,771,949
第89計算期間	8,218,864	3,526,894	1,701,463,919
第90計算期間	19,674,229	56,565,774	1,664,572,374
第91計算期間	7,534,186	25,093,744	1,647,012,816
第92計算期間	2,595,671	16,808,969	1,632,799,518
第93計算期間	20,281,031	23,223,027	1,629,857,522
第94計算期間	177,143,974	25,712,601	1,781,288,895
第95計算期間	193,426,193	14,601,751	1,960,113,337
第96計算期間	424,806,901	26,748,291	2,358,171,947
第97計算期間	277,328,734	10,165,539	2,625,335,142
第98計算期間	69,827,757	23,155,444	2,672,007,455
第99計算期間	228,444,708	5,759,939	2,894,692,224
第100計算期間	49,647,090	46,734,792	2,897,604,522
第101計算期間	143,566,242	55,325,490	2,985,845,274
第102計算期間	65,793,990	296,857,011	2,754,782,253
第103計算期間	15,311,808	5,605,832	2,764,488,229
第104計算期間	12,868,981	6,252,561	2,771,104,649

第105計算期間	29,244,656	27,070,129	2,773,279,176
第106計算期間	29,522,447	3,411,919	2,799,389,704
第107計算期間	10,454,330	46,823,807	2,763,020,227
第108計算期間	10,086,954	81,332,027	2,691,775,154
第109計算期間	31,145,025	25,290,742	2,697,629,437
第110計算期間	9,222,558	98,170,979	2,608,681,016
第111計算期間	9,351,130	58,464,946	2,559,567,200

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	1,102,018,513	99.50
親投資信託受益証券	日本	1,166,002	0.11
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	4,318,857	0.39
純資産総額		1,107,503,372	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポ レート ボンド ファンド B - クラ ス J (AUD)	177,859.6697	6,118.1	1,088,163,245	6,196	1,102,018,513	99.50
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	1,145,161	1.0182	1,166,002	1.0182	1,166,002	0.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.50
親投資信託受益証券	0.11

合計	99.61
----	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成23年10月13日）	45,483,733	45,483,733	10,077	10,077
第2計算期間末日（平成23年11月14日）	60,779,603	60,779,603	10,519	10,519
第3計算期間末日（平成23年12月13日）	116,127,909	117,365,250	10,324	10,434
第4計算期間末日（平成24年 1月13日）	285,208,653	288,196,523	10,500	10,610
第5計算期間末日（平成24年 2月13日）	525,607,203	530,740,369	11,263	11,373
第6計算期間末日（平成24年 3月13日）	1,581,252,190	1,595,889,219	11,883	11,993
第7計算期間末日（平成24年 4月13日）	3,636,263,443	3,671,009,091	11,512	11,622
第8計算期間末日（平成24年 5月14日）	5,321,812,028	5,375,136,748	10,978	11,088
第9計算期間末日（平成24年 6月13日）	5,889,135,444	5,951,151,113	10,446	10,556
第10計算期間末日（平成24年 7月13日）	7,657,805,470	7,735,545,687	10,836	10,946
第11計算期間末日（平成24年 8月13日）	10,188,687,452	10,288,387,948	11,241	11,351
第12計算期間末日（平成24年 9月13日）	12,435,467,759	12,557,042,172	11,252	11,362
第13計算期間末日（平成24年10月15日）	15,329,173,199	15,479,779,074	11,196	11,306
第14計算期間末日（平成24年11月13日）	17,046,613,402	17,209,256,635	11,529	11,639
第15計算期間末日（平成24年12月13日）	17,622,199,570	17,779,988,627	12,285	12,395
第16計算期間末日（平成25年 1月15日）	17,881,664,214	18,027,275,900	13,508	13,618
第17計算期間末日（平成25年 2月13日）	15,045,326,200	15,167,499,067	13,546	13,656
第18計算期間末日（平成25年 3月13日）	13,286,674,811	13,390,539,758	14,071	14,181
第19計算期間末日（平成25年 4月15日）	12,256,698,612	12,357,105,971	14,648	14,768
第20計算期間末日（平成25年 5月13日）	10,798,386,042	10,888,871,055	14,321	14,441
第21計算期間末日（平成25年 6月13日）	7,005,924,633	7,075,311,301	12,116	12,236
第22計算期間末日（平成25年 7月16日）	6,173,511,005	6,236,708,059	11,722	11,842
第23計算期間末日（平成25年 8月13日）	5,903,233,415	5,964,917,867	11,484	11,604

第24計算期間末日	(平成25年 9月13日)	5,834,344,728	5,893,991,797	11,738	11,858
第25計算期間末日	(平成25年10月15日)	5,910,483,169	5,969,860,899	11,945	12,065
第26計算期間末日	(平成25年11月13日)	6,015,316,837	6,076,143,163	11,867	11,987
第27計算期間末日	(平成25年12月13日)	5,849,397,025	5,909,300,318	11,718	11,838
第28計算期間末日	(平成26年 1月14日)	5,930,022,005	5,990,125,018	11,840	11,960
第29計算期間末日	(平成26年 2月13日)	5,618,118,772	5,676,407,199	11,566	11,686
第30計算期間末日	(平成26年 3月13日)	5,423,829,773	5,481,502,512	11,285	11,405
第31計算期間末日	(平成26年 4月14日)	5,205,418,503	5,258,184,071	11,838	11,958
第32計算期間末日	(平成26年 5月13日)	4,946,843,303	4,997,183,651	11,792	11,912
第33計算期間末日	(平成26年 6月13日)	4,320,383,731	4,363,461,224	12,035	12,155
第34計算期間末日	(平成26年 7月14日)	4,038,775,336	4,079,474,133	11,908	12,028
第35計算期間末日	(平成26年 8月13日)	3,655,683,868	3,693,690,303	11,542	11,662
第36計算期間末日	(平成26年 9月16日)	3,707,799,068	3,745,421,589	11,826	11,946
第37計算期間末日	(平成26年10月14日)	3,445,587,116	3,482,372,062	11,240	11,360
第38計算期間末日	(平成26年11月13日)	3,480,019,822	3,515,097,139	11,905	12,025
第39計算期間末日	(平成26年12月15日)	2,948,947,298	2,982,399,738	10,578	10,698
第40計算期間末日	(平成27年 1月13日)	2,955,130,167	2,989,764,704	10,239	10,359
第41計算期間末日	(平成27年 2月13日)	2,851,123,777	2,886,969,019	9,545	9,665
第42計算期間末日	(平成27年 3月13日)	2,877,023,601	2,912,125,341	9,835	9,955
第43計算期間末日	(平成27年 4月13日)	2,961,411,252	2,997,595,289	9,821	9,941
第44計算期間末日	(平成27年 5月13日)	3,033,434,454	3,068,930,382	10,255	10,375
第45計算期間末日	(平成27年 6月15日)	2,837,690,733	2,871,292,670	10,134	10,254
第46計算期間末日	(平成27年 7月13日)	2,641,175,632	2,674,546,722	9,497	9,617
第47計算期間末日	(平成27年 8月13日)	2,513,786,517	2,546,746,125	9,152	9,272
第48計算期間末日	(平成27年 9月14日)	2,143,556,755	2,175,039,100	8,171	8,291
第49計算期間末日	(平成27年10月13日)	2,130,622,253	2,161,361,563	8,318	8,438
第50計算期間末日	(平成27年11月13日)	2,092,633,303	2,122,899,025	8,297	8,417
第51計算期間末日	(平成27年12月14日)	1,936,993,358	1,966,452,534	7,890	8,010
第52計算期間末日	(平成28年 1月13日)	1,743,856,667	1,772,608,676	7,278	7,398
第53計算期間末日	(平成28年 2月15日)	1,525,286,819	1,552,086,418	6,830	6,950
第54計算期間末日	(平成28年 3月14日)	1,682,807,446	1,709,288,904	7,626	7,746
第55計算期間末日	(平成28年 4月13日)	1,601,108,984	1,627,042,299	7,409	7,529
第56計算期間末日	(平成28年 5月13日)	1,529,740,580	1,555,388,813	7,157	7,277
第57計算期間末日	(平成28年 6月13日)	1,534,260,736	1,560,301,230	7,070	7,190
第58計算期間末日	(平成28年 7月13日)	1,665,507,737	1,693,512,558	7,137	7,257
第59計算期間末日	(平成28年 8月15日)	1,873,716,333	1,895,166,136	6,988	7,068
第60計算期間末日	(平成28年 9月13日)	1,877,078,608	1,898,962,879	6,862	6,942
第61計算期間末日	(平成28年10月13日)	2,080,576,853	2,104,208,441	7,043	7,123
第62計算期間末日	(平成28年11月14日)	2,171,209,204	2,195,855,233	7,048	7,128
第63計算期間末日	(平成28年12月13日)	2,323,376,778	2,347,786,901	7,614	7,694
第64計算期間末日	(平成29年 1月13日)	2,255,234,383	2,279,073,758	7,568	7,648
第65計算期間末日	(平成29年 2月13日)	2,143,443,015	2,165,490,357	7,778	7,858

第66計算期間末日	(平成29年 3月13日)	2,110,728,836	2,132,801,915	7,650	7,730
第67計算期間末日	(平成29年 4月13日)	1,781,766,028	1,801,386,565	7,265	7,345
第68計算期間末日	(平成29年 5月15日)	1,792,218,556	1,811,597,346	7,399	7,479
第69計算期間末日	(平成29年 6月13日)	1,742,040,668	1,761,331,501	7,224	7,304
第70計算期間末日	(平成29年 7月13日)	1,740,331,795	1,758,907,778	7,495	7,575
第71計算期間末日	(平成29年 8月14日)	1,689,722,670	1,707,921,019	7,428	7,508
第72計算期間末日	(平成29年 9月13日)	1,785,045,624	1,803,665,824	7,669	7,749
第73計算期間末日	(平成29年10月13日)	1,792,829,938	1,811,713,076	7,595	7,675
第74計算期間末日	(平成29年11月13日)	1,788,901,470	1,808,210,167	7,412	7,492
第75計算期間末日	(平成29年12月13日)	1,822,508,748	1,842,551,333	7,275	7,355
第76計算期間末日	(平成30年 1月15日)	1,844,669,167	1,864,509,491	7,438	7,518
第77計算期間末日	(平成30年 2月13日)	1,717,639,983	1,737,140,288	7,047	7,127
第78計算期間末日	(平成30年 3月13日)	1,636,500,207	1,655,542,044	6,875	6,955
第79計算期間末日	(平成30年 4月13日)	1,574,820,681	1,593,509,870	6,741	6,821
第80計算期間末日	(平成30年 5月14日)	1,470,216,554	1,488,286,994	6,509	6,589
第81計算期間末日	(平成30年 6月13日)	1,415,103,934	1,432,570,188	6,482	6,562
第82計算期間末日	(平成30年 7月13日)	1,364,064,924	1,381,333,584	6,319	6,399
第83計算期間末日	(平成30年 8月13日)	1,329,685,702	1,347,141,796	6,094	6,174
第84計算期間末日	(平成30年 9月13日)	1,318,622,614	1,336,623,405	5,860	5,940
第85計算期間末日	(平成30年10月15日)	1,300,855,056	1,311,812,670	5,936	5,986
第86計算期間末日	(平成30年11月13日)	1,276,395,989	1,286,969,542	6,036	6,086
第87計算期間末日	(平成30年12月13日)	1,235,633,056	1,246,105,673	5,899	5,949
第88計算期間末日	(平成31年 1月15日)	1,176,322,933	1,186,805,729	5,611	5,661
第89計算期間末日	(平成31年 2月13日)	1,199,233,988	1,209,769,078	5,692	5,742
第90計算期間末日	(平成31年 3月13日)	1,199,434,326	1,209,922,573	5,718	5,768
第91計算期間末日	(平成31年 4月15日)	1,224,273,052	1,234,763,750	5,835	5,885
第92計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	1,194,094,312	1,204,881,024	5,535	5,585
第93計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	1,188,032,832	1,198,994,384	5,419	5,469
第94計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	1,217,674,252	1,228,726,157	5,509	5,559
第95計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	1,129,586,292	1,140,744,645	5,062	5,112
第96計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	1,155,277,104	1,166,378,239	5,203	5,253
第97計算期間末日	(令和 1年10月15日)	1,122,667,528	1,129,228,165	5,134	5,164
第98計算期間末日	(令和 1年11月13日)	1,115,202,605	1,121,574,880	5,250	5,280
第99計算期間末日	(令和 1年12月13日)	1,101,597,541	1,107,864,646	5,273	5,303
第100計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	1,128,500,915	1,134,770,076	5,400	5,430
第101計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	1,065,516,316	1,071,559,067	5,290	5,320
第102計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	982,745,015	989,729,520	4,221	4,251
第103計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	925,029,656	932,001,189	3,981	4,011
第104計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	974,674,451	981,646,261	4,194	4,224
第105計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	1,083,367,761	1,090,297,096	4,690	4,720
第106計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	1,086,881,132	1,093,695,573	4,785	4,815
第107計算期間末日	(令和 2年 8月13日)	1,138,887,646	1,145,714,545	5,005	5,035

第108計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	1,126,558,604	1,133,257,618	5,045	5,075
第109計算期間末日	(令和 2年10月13日)	1,076,209,779	1,079,506,705	4,896	4,911
第110計算期間末日	(令和 2年11月13日)	1,051,641,365	1,054,813,730	4,973	4,988
第111計算期間末日	(令和 2年12月14日)	1,134,576,998	1,137,800,517	5,280	5,295
	令和 1年12月末日	1,144,714,054	—	5,413	—
	令和 2年 1月末日	1,055,352,169	—	5,198	—
	2月末日	1,195,710,183	—	5,102	—
	3月末日	885,990,945	—	3,796	—
	4月末日	963,568,803	—	4,146	—
	5月末日	1,040,876,221	—	4,478	—
	6月末日	1,100,249,488	—	4,752	—
	7月末日	1,109,381,024	—	4,875	—
	8月末日	1,131,540,865	—	5,068	—
	9月末日	1,071,061,438	—	4,837	—
	10月末日	988,710,875	—	4,691	—
	11月末日	1,075,177,327	—	5,115	—
	12月末日	1,107,503,372	—	5,342	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	110円
第4計算期間	110円
第5計算期間	110円
第6計算期間	110円
第7計算期間	110円
第8計算期間	110円
第9計算期間	110円
第10計算期間	110円
第11計算期間	110円
第12計算期間	110円
第13計算期間	110円
第14計算期間	110円
第15計算期間	110円
第16計算期間	110円
第17計算期間	110円
第18計算期間	110円
第19計算期間	120円
第20計算期間	120円

第21計算期間	120円
第22計算期間	120円
第23計算期間	120円
第24計算期間	120円
第25計算期間	120円
第26計算期間	120円
第27計算期間	120円
第28計算期間	120円
第29計算期間	120円
第30計算期間	120円
第31計算期間	120円
第32計算期間	120円
第33計算期間	120円
第34計算期間	120円
第35計算期間	120円
第36計算期間	120円
第37計算期間	120円
第38計算期間	120円
第39計算期間	120円
第40計算期間	120円
第41計算期間	120円
第42計算期間	120円
第43計算期間	120円
第44計算期間	120円
第45計算期間	120円
第46計算期間	120円
第47計算期間	120円
第48計算期間	120円
第49計算期間	120円
第50計算期間	120円
第51計算期間	120円
第52計算期間	120円
第53計算期間	120円
第54計算期間	120円
第55計算期間	120円
第56計算期間	120円
第57計算期間	120円
第58計算期間	120円
第59計算期間	80円
第60計算期間	80円
第61計算期間	80円
第62計算期間	80円

第63計算期間	80円
第64計算期間	80円
第65計算期間	80円
第66計算期間	80円
第67計算期間	80円
第68計算期間	80円
第69計算期間	80円
第70計算期間	80円
第71計算期間	80円
第72計算期間	80円
第73計算期間	80円
第74計算期間	80円
第75計算期間	80円
第76計算期間	80円
第77計算期間	80円
第78計算期間	80円
第79計算期間	80円
第80計算期間	80円
第81計算期間	80円
第82計算期間	80円
第83計算期間	80円
第84計算期間	80円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円
第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円
第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	30円
第98計算期間	30円
第99計算期間	30円
第100計算期間	30円
第101計算期間	30円
第102計算期間	30円
第103計算期間	30円
第104計算期間	30円

第105計算期間	30円
第106計算期間	30円
第107計算期間	30円
第108計算期間	30円
第109計算期間	15円
第110計算期間	15円
第111計算期間	15円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.77
第2計算期間	4.38
第3計算期間	0.80
第4計算期間	2.77
第5計算期間	8.31
第6計算期間	6.48
第7計算期間	2.19
第8計算期間	3.68
第9計算期間	3.84
第10計算期間	4.78
第11計算期間	4.75
第12計算期間	1.07
第13計算期間	0.47
第14計算期間	3.95
第15計算期間	7.51
第16計算期間	10.85
第17計算期間	1.09
第18計算期間	4.68
第19計算期間	4.95
第20計算期間	1.41
第21計算期間	14.55
第22計算期間	2.26
第23計算期間	1.00
第24計算期間	3.25
第25計算期間	2.78
第26計算期間	0.35
第27計算期間	0.24
第28計算期間	2.06
第29計算期間	1.30
第30計算期間	1.39

第31計算期間	5.96
第32計算期間	0.62
第33計算期間	3.07
第34計算期間	0.05
第35計算期間	2.06
第36計算期間	3.50
第37計算期間	3.94
第38計算期間	6.98
第39計算期間	10.13
第40計算期間	2.07
第41計算期間	5.60
第42計算期間	4.29
第43計算期間	1.07
第44計算期間	5.64
第45計算期間	0.00
第46計算期間	5.10
第47計算期間	2.36
第48計算期間	9.40
第49計算期間	3.26
第50計算期間	1.19
第51計算期間	3.45
第52計算期間	6.23
第53計算期間	4.50
第54計算期間	13.41
第55計算期間	1.27
第56計算期間	1.78
第57計算期間	0.46
第58計算期間	2.64
第59計算期間	0.96
第60計算期間	0.65
第61計算期間	3.80
第62計算期間	1.20
第63計算期間	9.16
第64計算期間	0.44
第65計算期間	3.83
第66計算期間	0.61
第67計算期間	3.98
第68計算期間	2.94
第69計算期間	1.28
第70計算期間	4.85
第71計算期間	0.17
第72計算期間	4.32

第73計算期間	0.07
第74計算期間	1.35
第75計算期間	0.76
第76計算期間	3.34
第77計算期間	4.18
第78計算期間	1.30
第79計算期間	0.78
第80計算期間	2.25
第81計算期間	0.81
第82計算期間	1.28
第83計算期間	2.29
第84計算期間	2.52
第85計算期間	2.15
第86計算期間	2.52
第87計算期間	1.44
第88計算期間	4.03
第89計算期間	2.33
第90計算期間	1.33
第91計算期間	2.92
第92計算期間	4.28
第93計算期間	1.19
第94計算期間	2.58
第95計算期間	7.20
第96計算期間	3.77
第97計算期間	0.74
第98計算期間	2.84
第99計算期間	1.00
第100計算期間	2.97
第101計算期間	1.48
第102計算期間	19.64
第103計算期間	4.97
第104計算期間	6.10
第105計算期間	12.54
第106計算期間	2.66
第107計算期間	5.22
第108計算期間	1.39
第109計算期間	2.65
第110計算期間	1.87
第111計算期間	6.47

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	45,136,245	—	45,136,245
第2計算期間	23,034,268	10,391,165	57,779,348
第3計算期間	56,170,777	1,464,553	112,485,572
第4計算期間	163,992,978	4,853,996	271,624,554
第5計算期間	238,901,424	43,874,441	466,651,537
第6計算期間	913,359,665	49,372,182	1,330,639,020
第7計算期間	1,880,309,581	52,253,324	3,158,695,277
第8計算期間	1,728,651,510	39,644,910	4,847,701,877
第9計算期間	1,188,362,311	398,276,023	5,637,788,165
第10計算期間	1,717,119,240	287,614,922	7,067,292,483
第11計算期間	2,310,681,765	314,292,767	9,063,681,481
第12計算期間	2,308,086,798	319,548,875	11,052,219,404
第13計算期間	3,470,223,635	830,999,776	13,691,443,263
第14計算期間	2,720,692,988	1,626,387,748	14,785,748,503
第15計算期間	2,414,937,682	2,856,226,399	14,344,459,786
第16計算期間	1,370,217,616	2,477,251,398	13,237,426,004
第17計算期間	557,920,322	2,688,722,021	11,106,624,305
第18計算期間	461,772,023	2,126,128,364	9,442,267,964
第19計算期間	456,161,915	1,531,149,882	8,367,279,997
第20計算期間	275,709,886	1,102,572,117	7,540,417,766
第21計算期間	361,701,655	2,119,897,039	5,782,222,382
第22計算期間	239,823,102	755,624,269	5,266,421,215
第23計算期間	194,816,810	320,867,006	5,140,371,019
第24計算期間	206,615,013	376,396,872	4,970,589,160
第25計算期間	150,020,695	172,465,624	4,948,144,231
第26計算期間	471,992,338	351,275,987	5,068,860,582
第27計算期間	243,324,350	320,243,829	4,991,941,103
第28計算期間	148,510,263	131,866,938	5,008,584,428
第29計算期間	87,988,359	239,203,837	4,857,368,950
第30計算期間	130,365,890	181,673,240	4,806,061,600
第31計算期間	77,365,228	486,296,088	4,397,130,740
第32計算期間	90,076,932	292,178,612	4,195,029,060
第33計算期間	51,669,402	656,907,313	3,589,791,149
第34計算期間	32,929,418	231,154,073	3,391,566,494
第35計算期間	66,156,950	290,520,456	3,167,202,988
第36計算期間	125,548,525	157,541,361	3,135,210,152
第37計算期間	52,466,482	122,264,461	3,065,412,173
第38計算期間	70,802,838	213,105,205	2,923,109,806

第39計算期間	72,398,923	207,805,387	2,787,703,342
第40計算期間	163,627,882	65,119,795	2,886,211,429
第41計算期間	203,678,273	102,786,172	2,987,103,530
第42計算期間	112,836,091	174,794,549	2,925,145,072
第43計算期間	279,099,546	188,908,182	3,015,336,436
第44計算期間	93,660,177	151,002,541	2,957,994,072
第45計算期間	235,535,361	393,367,990	2,800,161,443
第46計算期間	84,483,669	103,720,922	2,780,924,190
第47計算期間	108,276,452	142,566,569	2,746,634,073
第48計算期間	24,424,797	147,530,037	2,623,528,833
第49計算期間	39,164,662	101,084,317	2,561,609,178
第50計算期間	10,097,179	49,562,782	2,522,143,575
第51計算期間	31,781,625	98,993,835	2,454,931,365
第52計算期間	63,877,199	122,807,812	2,396,000,752
第53計算期間	14,020,076	176,720,876	2,233,299,952
第54計算期間	17,986,501	44,498,247	2,206,788,206
第55計算期間	21,305,841	66,984,453	2,161,109,594
第56計算期間	21,377,157	45,133,944	2,137,352,807
第57計算期間	106,224,878	73,536,507	2,170,041,178
第58計算期間	180,602,216	16,908,281	2,333,735,113
第59計算期間	369,312,370	21,822,030	2,681,225,453
第60計算期間	110,197,894	55,889,436	2,735,533,911
第61計算期間	225,490,120	7,075,524	2,953,948,507
第62計算期間	177,529,712	50,724,577	3,080,753,642
第63計算期間	133,762,044	163,250,300	3,051,265,386
第64計算期間	91,287,681	162,631,165	2,979,921,902
第65計算期間	31,287,399	255,291,459	2,755,917,842
第66計算期間	96,523,492	93,306,414	2,759,134,920
第67計算期間	18,042,403	324,610,187	2,452,567,136
第68計算期間	69,356,986	99,575,327	2,422,348,795
第69計算期間	26,927,449	37,922,026	2,411,354,218
第70計算期間	43,955,262	133,311,545	2,321,997,935
第71計算期間	41,380,198	88,584,459	2,274,793,674
第72計算期間	95,208,384	42,476,990	2,327,525,068
第73計算期間	100,222,676	67,355,373	2,360,392,371
第74計算期間	87,475,250	34,280,482	2,413,587,139
第75計算期間	120,642,680	28,906,576	2,505,323,243
第76計算期間	10,199,168	35,481,866	2,480,040,545
第77計算期間	23,835,632	66,337,980	2,437,538,197
第78計算期間	14,711,080	72,019,530	2,380,229,747
第79計算期間	10,208,604	54,289,720	2,336,148,631
第80計算期間	5,822,527	83,166,056	2,258,805,102

第81計算期間	11,815,670	87,338,967	2,183,281,805
第82計算期間	11,957,930	36,657,176	2,158,582,559
第83計算期間	60,372,086	36,942,836	2,182,011,809
第84計算期間	122,718,487	54,631,411	2,250,098,885
第85計算期間	8,165,137	66,741,165	2,191,522,857
第86計算期間	42,933,616	119,745,714	2,114,710,759
第87計算期間	4,686,754	24,873,980	2,094,523,533
第88計算期間	6,191,237	4,155,466	2,096,559,304
第89計算期間	23,030,172	12,571,452	2,107,018,024
第90計算期間	7,105,208	16,473,714	2,097,649,518
第91計算期間	63,973,591	63,483,408	2,098,139,701
第92計算期間	71,768,240	12,565,467	2,157,342,474
第93計算期間	40,553,067	5,585,111	2,192,310,430
第94計算期間	47,441,911	29,371,152	2,210,381,189
第95計算期間	66,697,877	45,408,307	2,231,670,759
第96計算期間	8,923,619	20,367,360	2,220,227,018
第97計算期間	19,188,286	52,536,155	2,186,879,149
第98計算期間	3,813,952	66,601,305	2,124,091,796
第99計算期間	27,085,183	62,141,884	2,089,035,095
第100計算期間	54,595,551	53,910,086	2,089,720,560
第101計算期間	3,578,429	79,048,325	2,014,250,664
第102計算期間	335,070,779	21,152,901	2,328,168,542
第103計算期間	7,251,359	11,575,376	2,323,844,525
第104計算期間	6,723,072	6,630,893	2,323,936,704
第105計算期間	6,464,580	20,622,627	2,309,778,657
第106計算期間	5,791,611	44,089,734	2,271,480,534
第107計算期間	4,177,489	24,982	2,275,633,041
第108計算期間	4,874,847	47,502,976	2,233,004,912
第109計算期間	13,956,100	49,009,885	2,197,951,127
第110計算期間	11,515,900	94,556,699	2,114,910,328
第111計算期間	55,644,100	21,541,317	2,149,013,111

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	15,489,081,911	99.53
親投資信託受益証券	日本	16,639,372	0.11

コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	57,277,751	0.36
純資産総額		15,562,999,034	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポ レート ボンド ファンド B - クラ ス J (BRL)	6,117,330.9286	2,587	15,825,535,112	2,532	15,489,081,911	99.53
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	16,341,949	1.0182	16,639,372	1.0182	16,639,372	0.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.53
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.63

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日	（平成23年10月13日）	36,121,960	36,121,960	10,467	10,467
第2計算期間末日	（平成23年11月14日）	70,270,441	70,270,441	11,031	11,031
第3計算期間末日	（平成23年12月13日）	79,397,889	80,768,391	10,428	10,608
第4計算期間末日	（平成24年 1月13日）	279,613,877	284,351,465	10,624	10,804
第5計算期間末日	（平成24年 2月13日）	1,300,022,726	1,320,633,551	11,353	11,533
第6計算期間末日	（平成24年 3月13日）	2,880,265,794	2,925,196,925	11,539	11,719
第7計算期間末日	（平成24年 4月13日）	5,694,883,929	5,786,713,523	11,163	11,343
第8計算期間末日	（平成24年 5月14日）	7,448,315,522	7,578,553,377	10,294	10,474
第9計算期間末日	（平成24年 6月13日）	9,130,660,073	9,305,961,596	9,375	9,555
第10計算期間末日	（平成24年 7月13日）	11,612,053,291	11,832,006,872	9,503	9,683
第11計算期間末日	（平成24年 8月13日）	14,378,727,694	14,650,066,359	9,539	9,719
第12計算期間末日	（平成24年 9月13日）	20,162,110,352	20,541,617,164	9,563	9,743
第13計算期間末日	（平成24年10月15日）	25,736,046,786	26,220,846,147	9,555	9,735
第14計算期間末日	（平成24年11月13日）	37,765,136,615	38,477,217,516	9,546	9,726
第15計算期間末日	（平成24年12月13日）	52,989,297,966	53,959,183,487	9,834	10,014
第16計算期間末日	（平成25年 1月15日）	78,220,887,739	79,503,405,991	10,978	11,158
第17計算期間末日	（平成25年 2月13日）	96,786,667,809	98,296,276,812	11,540	11,720
第18計算期間末日	（平成25年 3月13日）	107,232,508,423	108,844,086,519	11,977	12,157
第19計算期間末日	（平成25年 4月15日）	110,045,003,367	111,683,167,049	12,092	12,272
第20計算期間末日	（平成25年 5月13日）	108,097,545,150	109,713,368,789	12,042	12,222
第21計算期間末日	（平成25年 6月13日）	86,064,487,355	87,608,647,960	10,032	10,212
第22計算期間末日	（平成25年 7月16日）	81,870,541,345	83,400,179,460	9,634	9,814
第23計算期間末日	（平成25年 8月13日）	78,786,957,642	80,327,615,144	9,205	9,385
第24計算期間末日	（平成25年 9月13日）	81,755,602,193	83,344,209,854	9,263	9,443
第25計算期間末日	（平成25年10月15日）	84,500,807,275	86,093,585,359	9,549	9,729
第26計算期間末日	（平成25年11月13日）	80,591,720,589	82,200,638,630	9,016	9,196
第27計算期間末日	（平成25年12月13日）	81,640,790,303	83,243,360,157	9,170	9,350
第28計算期間末日	（平成26年 1月14日）	79,158,722,100	80,723,275,735	9,107	9,287
第29計算期間末日	（平成26年 2月13日）	73,123,405,953	74,645,603,079	8,647	8,827
第30計算期間末日	（平成26年 3月13日）	67,563,162,794	68,976,303,556	8,606	8,786
第31計算期間末日	（平成26年 4月14日）	64,472,836,849	65,734,263,281	9,200	9,380
第32計算期間末日	（平成26年 5月13日）	58,706,292,097	59,866,220,116	9,110	9,290
第33計算期間末日	（平成26年 6月13日）	54,116,848,443	55,179,902,716	9,163	9,343
第34計算期間末日	（平成26年 7月14日）	51,543,803,340	52,562,172,180	9,111	9,291
第35計算期間末日	（平成26年 8月13日）	48,365,002,250	49,367,018,877	8,688	8,868
第36計算期間末日	（平成26年 9月16日）	48,969,951,312	49,965,468,297	8,854	9,034
第37計算期間末日	（平成26年10月14日）	48,062,677,029	49,084,999,716	8,462	8,642
第38計算期間末日	（平成26年11月13日）	48,054,471,964	49,083,398,244	8,407	8,587
第39計算期間末日	（平成26年12月15日）	46,552,871,067	47,671,340,834	7,492	7,672
第40計算期間末日	（平成27年 1月13日）	46,509,547,428	47,654,749,982	7,310	7,490

第41計算期間末日	(平成27年 2月13日)	43,532,463,924	44,699,543,902	6,714	6,894
第42計算期間末日	(平成27年 3月13日)	42,924,282,245	44,160,277,101	6,251	6,431
第43計算期間末日	(平成27年 4月13日)	48,906,436,797	50,308,089,815	6,281	6,461
第44計算期間末日	(平成27年 5月13日)	56,612,493,820	58,215,503,870	6,357	6,537
第45計算期間末日	(平成27年 6月15日)	65,439,500,982	67,322,328,001	6,256	6,436
第46計算期間末日	(平成27年 7月13日)	69,749,848,880	71,875,224,285	5,907	6,087
第47計算期間末日	(平成27年 8月13日)	64,804,374,743	67,053,743,171	5,186	5,366
第48計算期間末日	(平成27年 9月14日)	54,219,874,554	56,509,346,247	4,263	4,443
第49計算期間末日	(平成27年10月13日)	53,423,502,553	55,711,848,800	4,202	4,382
第50計算期間末日	(平成27年11月13日)	55,534,992,570	57,082,995,600	4,305	4,425
第51計算期間末日	(平成27年12月14日)	49,436,640,830	50,951,499,972	3,916	4,036
第52計算期間末日	(平成28年 1月13日)	43,357,115,187	44,825,118,337	3,544	3,664
第53計算期間末日	(平成28年 2月15日)	39,052,695,647	40,472,746,037	3,300	3,420
第54計算期間末日	(平成28年 3月14日)	43,949,231,895	45,351,200,794	3,762	3,882
第55計算期間末日	(平成28年 4月13日)	42,643,004,915	44,035,107,995	3,676	3,796
第56計算期間末日	(平成28年 5月13日)	43,550,286,413	44,966,649,608	3,690	3,810
第57計算期間末日	(平成28年 6月13日)	43,840,094,826	45,282,380,999	3,648	3,768
第58計算期間末日	(平成28年 7月13日)	45,821,908,869	47,303,149,131	3,712	3,832
第59計算期間末日	(平成28年 8月15日)	48,848,455,093	49,895,066,169	3,734	3,814
第60計算期間末日	(平成28年 9月13日)	47,455,037,005	48,509,909,824	3,599	3,679
第61計算期間末日	(平成28年10月13日)	50,284,226,869	51,353,387,609	3,763	3,843
第62計算期間末日	(平成28年11月14日)	48,387,794,577	49,508,558,919	3,454	3,534
第63計算期間末日	(平成28年12月13日)	56,931,395,393	58,098,732,077	3,902	3,982
第64計算期間末日	(平成29年 1月13日)	59,202,245,314	60,361,712,668	4,085	4,165
第65計算期間末日	(平成29年 2月13日)	61,230,213,208	62,402,111,283	4,180	4,260
第66計算期間末日	(平成29年 3月13日)	59,637,346,772	60,795,878,148	4,118	4,198
第67計算期間末日	(平成29年 4月13日)	56,986,890,589	58,142,966,214	3,943	4,023
第68計算期間末日	(平成29年 5月15日)	58,295,659,554	59,439,344,091	4,078	4,158
第69計算期間末日	(平成29年 6月13日)	52,595,982,993	53,735,220,987	3,693	3,773
第70計算期間末日	(平成29年 7月13日)	55,127,258,520	56,280,855,916	3,823	3,903
第71計算期間末日	(平成29年 8月14日)	55,042,930,776	56,215,593,379	3,755	3,835
第72計算期間末日	(平成29年 9月13日)	58,334,540,785	59,544,857,127	3,856	3,936
第73計算期間末日	(平成29年10月13日)	60,885,873,338	62,162,203,726	3,816	3,896
第74計算期間末日	(平成29年11月13日)	62,122,448,454	63,479,004,951	3,664	3,744
第75計算期間末日	(平成29年12月13日)	63,617,394,748	65,048,931,309	3,555	3,635
第76計算期間末日	(平成30年 1月15日)	66,966,443,445	68,464,800,457	3,575	3,655
第77計算期間末日	(平成30年 2月13日)	63,648,707,795	64,800,651,126	3,315	3,375
第78計算期間末日	(平成30年 3月13日)	61,158,880,275	62,289,281,833	3,246	3,306
第79計算期間末日	(平成30年 4月13日)	56,206,169,611	57,295,977,900	3,094	3,154
第80計算期間末日	(平成30年 5月14日)	51,032,960,178	52,094,048,125	2,886	2,946
第81計算期間末日	(平成30年 6月13日)	46,611,730,283	47,636,227,028	2,730	2,790
第82計算期間末日	(平成30年 7月13日)	44,078,148,545	45,089,528,862	2,615	2,675

第83計算期間末日	(平成30年 8月13日)	42,253,412,835	43,250,764,356	2,542	2,602
第84計算期間末日	(平成30年 9月13日)	38,059,773,887	39,049,599,505	2,307	2,367
第85計算期間末日	(平成30年10月15日)	41,943,261,560	42,435,217,119	2,558	2,588
第86計算期間末日	(平成30年11月13日)	39,577,943,204	40,037,235,519	2,585	2,615
第87計算期間末日	(平成30年12月13日)	36,676,554,583	37,124,024,231	2,459	2,489
第88計算期間末日	(平成31年 1月15日)	35,726,778,831	36,169,062,358	2,423	2,453
第89計算期間末日	(平成31年 2月13日)	36,307,393,705	36,745,645,552	2,485	2,515
第90計算期間末日	(平成31年 3月13日)	35,440,733,141	35,875,567,275	2,445	2,475
第91計算期間末日	(平成31年 4月15日)	34,943,406,388	35,376,025,840	2,423	2,453
第92計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	33,053,892,923	33,486,103,418	2,294	2,324
第93計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	33,335,004,811	33,762,537,660	2,339	2,369
第94計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	34,011,238,206	34,435,239,029	2,406	2,436
第95計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	30,463,579,289	30,886,831,600	2,159	2,189
第96計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	30,100,781,076	30,521,673,734	2,145	2,175
第97計算期間末日	(令和 1年10月15日)	29,578,816,230	29,858,934,931	2,112	2,132
第98計算期間末日	(令和 1年11月13日)	28,729,969,971	29,002,136,105	2,111	2,131
第99計算期間末日	(令和 1年12月13日)	28,329,861,987	28,595,242,938	2,135	2,155
第100計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	28,157,809,341	28,418,196,698	2,163	2,183
第101計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	26,356,999,479	26,612,419,212	2,064	2,084
第102計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	19,566,957,787	19,815,180,504	1,577	1,597
第103計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	16,943,008,055	17,184,709,712	1,402	1,422
第104計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	14,989,168,300	15,229,288,611	1,248	1,268
第105計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	18,014,125,083	18,253,390,941	1,506	1,526
第106計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	16,953,083,561	17,190,997,939	1,425	1,445
第107計算期間末日	(令和 2年 8月13日)	16,494,014,305	16,728,954,301	1,404	1,424
第108計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	16,634,758,793	16,866,936,505	1,433	1,453
第109計算期間末日	(令和 2年10月13日)	15,386,926,411	15,502,010,895	1,337	1,347
第110計算期間末日	(令和 2年11月13日)	15,159,493,708	15,269,879,862	1,373	1,383
第111計算期間末日	(令和 2年12月14日)	16,121,380,186	16,228,928,479	1,499	1,509
	令和 1年12月末日	28,645,971,965	—	2,194	—
	令和 2年 1月末日	26,713,819,881	—	2,080	—
	2月末日	25,095,589,821	—	1,981	—
	3月末日	16,637,541,427	—	1,355	—
	4月末日	15,966,779,990	—	1,325	—
	5月末日	16,925,653,509	—	1,409	—
	6月末日	16,990,014,732	—	1,421	—
	7月末日	17,223,146,096	—	1,462	—
	8月末日	16,337,023,700	—	1,394	—
	9月末日	15,278,361,159	—	1,318	—
	10月末日	14,107,582,001	—	1,263	—
	11月末日	15,367,581,965	—	1,410	—
	12月末日	15,562,999,034	—	1,466	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	180円
第4計算期間	180円
第5計算期間	180円
第6計算期間	180円
第7計算期間	180円
第8計算期間	180円
第9計算期間	180円
第10計算期間	180円
第11計算期間	180円
第12計算期間	180円
第13計算期間	180円
第14計算期間	180円
第15計算期間	180円
第16計算期間	180円
第17計算期間	180円
第18計算期間	180円
第19計算期間	180円
第20計算期間	180円
第21計算期間	180円
第22計算期間	180円
第23計算期間	180円
第24計算期間	180円
第25計算期間	180円
第26計算期間	180円
第27計算期間	180円
第28計算期間	180円
第29計算期間	180円
第30計算期間	180円
第31計算期間	180円
第32計算期間	180円
第33計算期間	180円
第34計算期間	180円
第35計算期間	180円
第36計算期間	180円
第37計算期間	180円
第38計算期間	180円

第39計算期間	180円
第40計算期間	180円
第41計算期間	180円
第42計算期間	180円
第43計算期間	180円
第44計算期間	180円
第45計算期間	180円
第46計算期間	180円
第47計算期間	180円
第48計算期間	180円
第49計算期間	180円
第50計算期間	120円
第51計算期間	120円
第52計算期間	120円
第53計算期間	120円
第54計算期間	120円
第55計算期間	120円
第56計算期間	120円
第57計算期間	120円
第58計算期間	120円
第59計算期間	80円
第60計算期間	80円
第61計算期間	80円
第62計算期間	80円
第63計算期間	80円
第64計算期間	80円
第65計算期間	80円
第66計算期間	80円
第67計算期間	80円
第68計算期間	80円
第69計算期間	80円
第70計算期間	80円
第71計算期間	80円
第72計算期間	80円
第73計算期間	80円
第74計算期間	80円
第75計算期間	80円
第76計算期間	80円
第77計算期間	60円
第78計算期間	60円
第79計算期間	60円
第80計算期間	60円

第81計算期間	60円
第82計算期間	60円
第83計算期間	60円
第84計算期間	60円
第85計算期間	30円
第86計算期間	30円
第87計算期間	30円
第88計算期間	30円
第89計算期間	30円
第90計算期間	30円
第91計算期間	30円
第92計算期間	30円
第93計算期間	30円
第94計算期間	30円
第95計算期間	30円
第96計算期間	30円
第97計算期間	20円
第98計算期間	20円
第99計算期間	20円
第100計算期間	20円
第101計算期間	20円
第102計算期間	20円
第103計算期間	20円
第104計算期間	20円
第105計算期間	20円
第106計算期間	20円
第107計算期間	20円
第108計算期間	20円
第109計算期間	10円
第110計算期間	10円
第111計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	4.67
第2計算期間	5.38
第3計算期間	3.83
第4計算期間	3.60
第5計算期間	8.55
第6計算期間	3.22

第7計算期間	1.69
第8計算期間	6.17
第9計算期間	7.17
第10計算期間	3.28
第11計算期間	2.27
第12計算期間	2.13
第13計算期間	1.79
第14計算期間	1.78
第15計算期間	4.90
第16計算期間	13.46
第17計算期間	6.75
第18計算期間	5.34
第19計算期間	2.46
第20計算期間	1.07
第21計算期間	15.19
第22計算期間	2.17
第23計算期間	2.58
第24計算期間	2.58
第25計算期間	5.03
第26計算期間	3.69
第27計算期間	3.70
第28計算期間	1.27
第29計算期間	3.07
第30計算期間	1.60
第31計算期間	8.99
第32計算期間	0.97
第33計算期間	2.55
第34計算期間	1.39
第35計算期間	2.66
第36計算期間	3.98
第37計算期間	2.39
第38計算期間	1.47
第39計算期間	8.74
第40計算期間	0.02
第41計算期間	5.69
第42計算期間	4.21
第43計算期間	3.35
第44計算期間	4.07
第45計算期間	1.24
第46計算期間	2.70
第47計算期間	9.15
第48計算期間	14.32

第49計算期間	2.79
第50計算期間	5.30
第51計算期間	6.24
第52計算期間	6.43
第53計算期間	3.49
第54計算期間	17.63
第55計算期間	0.90
第56計算期間	3.64
第57計算期間	2.11
第58計算期間	5.04
第59計算期間	2.74
第60計算期間	1.47
第61計算期間	6.77
第62計算期間	6.08
第63計算期間	15.28
第64計算期間	6.74
第65計算期間	4.28
第66計算期間	0.43
第67計算期間	2.30
第68計算期間	5.45
第69計算期間	7.47
第70計算期間	5.68
第71計算期間	0.31
第72計算期間	4.82
第73計算期間	1.03
第74計算期間	1.88
第75計算期間	0.79
第76計算期間	2.81
第77計算期間	5.59
第78計算期間	0.27
第79計算期間	2.83
第80計算期間	4.78
第81計算期間	3.32
第82計算期間	2.01
第83計算期間	0.49
第84計算期間	6.88
第85計算期間	12.18
第86計算期間	2.22
第87計算期間	3.71
第88計算期間	0.24
第89計算期間	3.79
第90計算期間	0.40

第91計算期間	0.32
第92計算期間	4.08
第93計算期間	3.26
第94計算期間	4.14
第95計算期間	9.01
第96計算期間	0.74
第97計算期間	0.60
第98計算期間	0.89
第99計算期間	2.08
第100計算期間	2.24
第101計算期間	3.65
第102計算期間	22.62
第103計算期間	9.82
第104計算期間	9.55
第105計算期間	22.27
第106計算期間	4.05
第107計算期間	0.07
第108計算期間	3.49
第109計算期間	6.00
第110計算期間	3.44
第111計算期間	9.90

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	34,509,773	—	34,509,773
第2計算期間	30,159,460	968,942	63,700,291
第3計算期間	13,902,945	1,464,187	76,139,049
第4計算期間	189,395,916	2,335,597	263,199,368
第5計算期間	895,084,103	13,237,631	1,145,045,840
第6計算期間	1,687,048,397	335,920,245	2,496,173,992
第7計算期間	2,688,143,972	82,673,850	5,101,644,114
第8計算期間	2,233,507,811	99,715,533	7,235,436,392
第9計算期間	2,656,682,882	153,145,755	9,738,973,519
第10計算期間	2,959,689,071	479,019,198	12,219,643,392
第11計算期間	3,322,982,355	468,255,441	15,074,370,306
第12計算期間	6,487,636,116	478,294,619	21,083,711,803
第13計算期間	7,582,294,409	1,732,708,343	26,933,297,869
第14計算期間	14,067,342,863	1,440,590,658	39,560,050,074
第15計算期間	15,517,876,975	1,195,398,063	53,882,528,986

第16計算期間	21,367,129,452	3,998,644,415	71,251,014,023
第17計算期間	22,625,359,529	10,009,206,666	83,867,166,886
第18計算期間	15,254,287,035	9,589,337,474	89,532,116,447
第19計算期間	11,599,544,144	10,122,567,137	91,009,093,454
第20計算期間	6,852,829,020	8,093,942,496	89,767,979,978
第21計算期間	6,932,776,151	10,914,055,819	85,786,700,310
第22計算期間	7,887,841,651	8,694,646,661	84,979,895,300
第23計算期間	6,138,521,871	5,526,333,673	85,592,083,498
第24計算期間	8,506,671,611	5,842,773,918	88,255,981,191
第25計算期間	6,613,273,639	6,381,583,472	88,487,671,358
第26計算期間	6,162,071,995	5,265,407,695	89,384,335,658
第27計算期間	5,732,728,789	6,085,405,881	89,031,658,566
第28計算期間	2,836,304,876	4,948,317,016	86,919,646,426
第29計算期間	2,769,087,484	5,122,226,900	84,566,507,010
第30計算期間	1,981,967,693	8,040,654,577	78,507,820,126
第31計算期間	2,711,370,446	11,139,944,296	70,079,246,276
第32計算期間	2,320,703,059	7,959,503,805	64,440,445,530
第33計算期間	2,460,704,737	7,842,579,490	59,058,570,777
第34計算期間	2,493,746,554	4,976,270,646	56,576,046,685
第35計算期間	2,304,988,949	3,213,445,203	55,667,590,431
第36計算期間	2,998,650,733	3,359,741,960	55,306,499,204
第37計算期間	4,105,837,733	2,616,632,083	56,795,704,854
第38計算期間	3,032,229,655	2,665,363,363	57,162,571,146
第39計算期間	7,598,736,366	2,624,098,232	62,137,209,280
第40計算期間	3,752,010,594	2,266,855,717	63,622,364,157
第41計算期間	3,459,213,253	2,243,800,841	64,837,776,569
第42計算期間	6,311,163,737	2,482,559,385	68,666,380,921
第43計算期間	12,360,748,132	3,157,516,895	77,869,612,158
第44計算期間	12,645,002,632	1,458,500,892	89,056,113,898
第45計算期間	18,519,001,812	2,973,614,606	104,601,501,104
第46計算期間	15,904,853,281	2,429,942,950	118,076,411,435
第47計算期間	9,772,962,052	2,884,460,772	124,964,912,715
第48計算期間	6,149,948,026	3,921,988,897	127,192,871,844
第49計算期間	4,381,255,630	4,443,780,399	127,130,347,075
第50計算期間	4,376,137,094	2,506,231,611	129,000,252,558
第51計算期間	3,340,879,653	6,102,870,362	126,238,261,849
第52計算期間	2,354,938,129	6,259,604,104	122,333,595,874
第53計算期間	1,869,492,706	5,865,556,018	118,337,532,562
第54計算期間	1,598,092,822	3,104,883,756	116,830,741,628
第55計算期間	2,300,222,274	3,122,373,882	116,008,590,020
第56計算期間	3,999,909,539	1,978,233,304	118,030,266,255
第57計算期間	5,065,835,612	2,905,587,433	120,190,514,434

第58計算期間	6,172,868,516	2,926,694,419	123,436,688,531
第59計算期間	10,926,152,608	3,536,456,580	130,826,384,559
第60計算期間	6,944,971,269	5,912,253,392	131,859,102,436
第61計算期間	6,647,136,409	4,861,146,297	133,645,092,548
第62計算期間	12,065,863,925	5,615,413,667	140,095,542,806
第63計算期間	10,887,393,285	5,065,850,565	145,917,085,526
第64計算期間	8,783,982,522	9,767,648,684	144,933,419,364
第65計算期間	8,218,971,012	6,665,130,983	146,487,259,393
第66計算期間	7,096,795,654	8,767,632,963	144,816,422,084
第67計算期間	7,872,725,798	8,179,694,668	144,509,453,214
第68計算期間	4,152,208,191	5,701,094,193	142,960,567,212
第69計算期間	6,746,567,943	7,302,385,896	142,404,749,259
第70計算期間	7,615,478,526	5,820,553,226	144,199,674,559
第71計算期間	6,472,035,848	4,088,885,004	146,582,825,403
第72計算期間	9,334,497,183	4,627,779,790	151,289,542,796
第73計算期間	13,972,232,228	5,720,476,407	159,541,298,617
第74計算期間	13,906,990,845	3,878,727,326	169,569,562,136
第75計算期間	12,542,499,937	3,169,991,932	178,942,070,141
第76計算期間	12,083,246,325	3,730,689,956	187,294,626,510
第77計算期間	8,061,641,763	3,365,712,948	191,990,555,325
第78計算期間	3,654,428,452	7,244,723,995	188,400,259,782
第79計算期間	2,494,842,261	9,260,387,133	181,634,714,910
第80計算期間	1,633,669,649	6,420,393,344	176,847,991,215
第81計算期間	2,172,631,379	8,271,165,090	170,749,457,504
第82計算期間	2,837,851,369	5,023,922,585	168,563,386,288
第83計算期間	2,467,246,229	4,805,378,948	166,225,253,569
第84計算期間	3,217,398,267	4,471,715,437	164,970,936,399
第85計算期間	2,186,544,618	3,172,294,523	163,985,186,494
第86計算期間	814,921,790	11,702,669,904	153,097,438,380
第87計算期間	588,723,940	4,529,612,863	149,156,549,457
第88計算期間	473,296,467	2,202,003,535	147,427,842,389
第89計算期間	1,345,594,983	2,689,488,282	146,083,949,090
第90計算期間	1,754,388,150	2,893,625,839	144,944,711,401
第91計算期間	1,699,049,241	2,437,276,451	144,206,484,191
第92計算期間	768,359,713	904,678,682	144,070,165,222
第93計算期間	693,924,891	2,253,140,182	142,510,949,931
第94計算期間	706,382,783	1,883,724,851	141,333,607,863
第95計算期間	1,061,383,121	1,310,887,075	141,084,103,909
第96計算期間	1,483,563,815	2,270,114,826	140,297,552,898
第97計算期間	1,242,507,927	1,480,709,883	140,059,350,942
第98計算期間	1,221,743,509	5,198,027,090	136,083,067,361
第99計算期間	448,917,916	3,841,509,440	132,690,475,837

第100計算期間	376,380,294	2,873,177,356	130,193,678,775
第101計算期間	455,377,811	2,939,190,058	127,709,866,528
第102計算期間	368,710,959	3,967,218,952	124,111,358,535
第103計算期間	557,022,680	3,817,552,401	120,850,828,814
第104計算期間	471,813,621	1,262,486,724	120,060,155,711
第105計算期間	606,155,698	1,033,382,352	119,632,929,057
第106計算期間	425,580,672	1,101,320,467	118,957,189,262
第107計算期間	481,260,176	1,968,451,057	117,469,998,381
第108計算期間	901,365,088	2,282,507,425	116,088,856,044
第109計算期間	448,129,231	1,452,500,808	115,084,484,467
第110計算期間	260,409,267	4,958,739,028	110,386,154,706
第111計算期間	232,282,035	3,070,143,667	107,548,293,074

【三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	732,223,189	99.11
親投資信託受益証券	日本	677,693	0.09
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	5,910,549	0.80
純資産総額		738,811,431	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポ レート ボンド ファンド B - クラ ス J (MXN)	171,080.1845	4,217.99	721,614,507	4,280	732,223,189	99.11
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	665,580	1.0182	677,693	1.0182	677,693	0.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.11
親投資信託受益証券	0.09
合計	99.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成25年 6月13日）	8,902,637,893	8,902,637,893	9,072	9,072
第2計算期間末日（平成25年 7月16日）	12,579,172,619	12,579,172,619	9,381	9,381
第3計算期間末日（平成25年 8月13日）	14,008,944,718	14,130,186,093	9,244	9,324
第4計算期間末日（平成25年 9月13日）	14,100,291,855	14,225,696,790	8,995	9,075
第5計算期間末日（平成25年10月15日）	13,544,793,899	13,665,185,275	9,001	9,081
第6計算期間末日（平成25年11月13日）	13,009,120,681	13,124,331,803	9,033	9,113
第7計算期間末日（平成25年12月13日）	12,377,416,784	12,482,901,780	9,387	9,467
第8計算期間末日（平成26年 1月14日）	11,240,351,565	11,335,553,505	9,445	9,525
第9計算期間末日（平成26年 2月13日）	9,778,911,711	9,865,486,045	9,036	9,116
第10計算期間末日（平成26年 3月13日）	8,964,644,499	9,045,121,052	8,912	8,992
第11計算期間末日（平成26年 4月14日）	8,551,912,177	8,627,251,831	9,081	9,161
第12計算期間末日（平成26年 5月13日）	8,128,692,742	8,199,574,191	9,174	9,254
第13計算期間末日（平成26年 6月13日）	7,585,428,679	7,650,665,624	9,302	9,382
第14計算期間末日（平成26年 7月14日）	6,843,187,110	6,902,315,162	9,259	9,339
第15計算期間末日（平成26年 8月13日）	6,313,998,781	6,370,280,161	8,975	9,055
第16計算期間末日（平成26年 9月16日）	6,324,565,103	6,378,371,044	9,404	9,484
第17計算期間末日（平成26年10月14日）	5,437,367,869	5,485,206,248	9,093	9,173
第18計算期間末日（平成26年11月13日）	5,300,783,190	5,345,037,840	9,582	9,662

第19計算期間末日	(平成26年12月15日)	4,186,386,994	4,226,865,502	8,274	8,354
第20計算期間末日	(平成27年 1月13日)	3,940,373,596	3,978,863,417	8,190	8,270
第21計算期間末日	(平成27年 2月13日)	3,545,973,337	3,581,796,835	7,919	7,999
第22計算期間末日	(平成27年 3月13日)	3,461,141,626	3,495,843,933	7,979	8,059
第23計算期間末日	(平成27年 4月13日)	3,244,105,615	3,276,054,764	8,123	8,203
第24計算期間末日	(平成27年 5月13日)	3,101,539,653	3,132,114,706	8,115	8,195
第25計算期間末日	(平成27年 6月15日)	2,849,822,496	2,877,542,378	8,225	8,305
第26計算期間末日	(平成27年 7月13日)	2,648,299,012	2,675,121,949	7,899	7,979
第27計算期間末日	(平成27年 8月13日)	2,405,942,887	2,431,868,832	7,424	7,504
第28計算期間末日	(平成27年 9月14日)	2,082,453,709	2,107,236,402	6,722	6,802
第29計算期間末日	(平成27年10月13日)	2,031,954,534	2,056,017,626	6,755	6,835
第30計算期間末日	(平成27年11月13日)	2,019,371,447	2,036,965,613	6,887	6,947
第31計算期間末日	(平成27年12月14日)	1,671,224,990	1,687,258,574	6,254	6,314
第32計算期間末日	(平成28年 1月13日)	1,454,263,054	1,469,285,919	5,808	5,868
第33計算期間末日	(平成28年 2月15日)	1,233,749,174	1,248,349,002	5,070	5,130
第34計算期間末日	(平成28年 3月14日)	1,380,123,529	1,394,499,996	5,760	5,820
第35計算期間末日	(平成28年 4月13日)	1,310,746,294	1,324,757,525	5,613	5,673
第36計算期間末日	(平成28年 5月13日)	1,294,598,291	1,308,597,439	5,549	5,609
第37計算期間末日	(平成28年 6月13日)	1,235,860,263	1,249,782,421	5,326	5,386
第38計算期間末日	(平成28年 7月13日)	1,220,088,202	1,233,891,099	5,304	5,364
第39計算期間末日	(平成28年 8月15日)	1,175,528,138	1,184,562,307	5,205	5,245
第40計算期間末日	(平成28年 9月13日)	1,088,393,919	1,097,070,226	5,018	5,058
第41計算期間末日	(平成28年10月13日)	1,179,531,138	1,188,631,117	5,185	5,225
第42計算期間末日	(平成28年11月14日)	1,299,004,236	1,310,143,322	4,665	4,705
第43計算期間末日	(平成28年12月13日)	1,493,166,692	1,504,314,523	5,358	5,398
第44計算期間末日	(平成29年 1月13日)	1,376,112,336	1,387,143,809	4,990	5,030
第45計算期間末日	(平成29年 2月13日)	1,485,484,863	1,496,543,374	5,373	5,413
第46計算期間末日	(平成29年 3月13日)	1,744,286,118	1,756,717,711	5,612	5,652
第47計算期間末日	(平成29年 4月13日)	1,873,787,566	1,887,020,262	5,664	5,704
第48計算期間末日	(平成29年 5月15日)	1,788,815,978	1,800,986,663	5,879	5,919
第49計算期間末日	(平成29年 6月13日)	1,800,302,756	1,812,575,043	5,868	5,908
第50計算期間末日	(平成29年 7月13日)	1,737,999,935	1,749,283,745	6,161	6,201
第51計算期間末日	(平成29年 8月14日)	1,790,725,993	1,802,696,478	5,984	6,024
第52計算期間末日	(平成29年 9月13日)	1,797,586,713	1,809,301,478	6,138	6,178
第53計算期間末日	(平成29年10月13日)	1,797,575,199	1,809,653,721	5,953	5,993
第54計算期間末日	(平成29年11月13日)	1,704,923,356	1,716,499,377	5,891	5,931
第55計算期間末日	(平成29年12月13日)	1,701,400,928	1,712,976,455	5,879	5,919
第56計算期間末日	(平成30年 1月15日)	1,659,257,653	1,670,586,146	5,859	5,899
第57計算期間末日	(平成30年 2月13日)	1,620,966,165	1,632,232,911	5,755	5,795
第58計算期間末日	(平成30年 3月13日)	1,532,835,209	1,543,680,634	5,653	5,693
第59計算期間末日	(平成30年 4月13日)	1,556,921,604	1,567,589,521	5,838	5,878
第60計算期間末日	(平成30年 5月14日)	1,426,991,973	1,437,397,149	5,486	5,526

第61計算期間末日	(平成30年 6月13日)	1,304,488,805	1,314,668,959	5,126	5,166
第62計算期間末日	(平成30年 7月13日)	1,402,022,805	1,411,886,857	5,685	5,725
第63計算期間末日	(平成30年 8月13日)	1,300,257,832	1,309,580,256	5,579	5,619
第64計算期間末日	(平成30年 9月13日)	1,233,257,437	1,242,204,908	5,513	5,553
第65計算期間末日	(平成30年10月15日)	1,226,004,656	1,234,627,217	5,687	5,727
第66計算期間末日	(平成30年11月13日)	1,096,979,242	1,105,212,883	5,329	5,369
第67計算期間末日	(平成30年12月13日)	1,088,233,235	1,096,429,145	5,311	5,351
第68計算期間末日	(平成31年 1月15日)	1,101,353,950	1,109,563,393	5,366	5,406
第69計算期間末日	(平成31年 2月13日)	1,104,877,823	1,112,917,645	5,497	5,537
第70計算期間末日	(平成31年 3月13日)	1,103,107,982	1,111,048,669	5,557	5,597
第71計算期間末日	(平成31年 4月15日)	1,135,089,480	1,142,924,559	5,795	5,835
第72計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	1,081,886,469	1,089,669,800	5,560	5,600
第73計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	1,058,333,837	1,065,985,162	5,533	5,573
第74計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	1,100,722,829	1,108,509,792	5,654	5,694
第75計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	1,008,791,678	1,016,448,352	5,270	5,310
第76計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	1,043,904,993	1,051,611,095	5,419	5,459
第77計算期間末日	(令和 1年10月15日)	1,060,899,639	1,068,615,363	5,500	5,540
第78計算期間末日	(令和 1年11月13日)	1,351,743,247	1,361,373,141	5,615	5,655
第79計算期間末日	(令和 1年12月13日)	1,329,871,894	1,339,284,609	5,651	5,691
第80計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	1,371,694,026	1,381,031,937	5,876	5,916
第81計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	1,358,199,078	1,367,289,893	5,976	6,016
第82計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	971,157,773	980,239,640	4,277	4,317
第83計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	630,050,828	636,676,646	3,804	3,844
第84計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	632,172,396	638,823,555	3,802	3,842
第85計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	692,187,761	698,560,267	4,345	4,385
第86計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	691,981,167	698,353,494	4,344	4,384
第87計算期間末日	(令和 2年 8月13日)	696,491,038	702,738,726	4,459	4,499
第88計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	726,084,903	732,326,306	4,653	4,693
第89計算期間末日	(令和 2年10月13日)	688,922,955	694,966,666	4,560	4,600
第90計算期間末日	(令和 2年11月13日)	716,548,157	722,584,150	4,749	4,789
第91計算期間末日	(令和 2年12月14日)	731,508,700	737,425,719	4,945	4,985
	令和 1年12月末日	1,358,086,535	—	5,815	—
	令和 2年 1月末日	1,341,606,645	—	5,850	—
	2月末日	1,292,945,400	—	5,686	—
	3月末日	815,073,943	—	3,582	—
	4月末日	624,569,753	—	3,756	—
	5月末日	685,522,236	—	4,303	—
	6月末日	684,095,752	—	4,273	—
	7月末日	688,759,512	—	4,404	—
	8月末日	706,289,083	—	4,513	—
	9月末日	669,189,778	—	4,349	—
	10月末日	674,738,034	—	4,472	—

11月末日	728,754,274	—	4,904	—
12月末日	738,811,431	—	5,013	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	80円
第4計算期間	80円
第5計算期間	80円
第6計算期間	80円
第7計算期間	80円
第8計算期間	80円
第9計算期間	80円
第10計算期間	80円
第11計算期間	80円
第12計算期間	80円
第13計算期間	80円
第14計算期間	80円
第15計算期間	80円
第16計算期間	80円
第17計算期間	80円
第18計算期間	80円
第19計算期間	80円
第20計算期間	80円
第21計算期間	80円
第22計算期間	80円
第23計算期間	80円
第24計算期間	80円
第25計算期間	80円
第26計算期間	80円
第27計算期間	80円
第28計算期間	80円
第29計算期間	80円
第30計算期間	60円
第31計算期間	60円
第32計算期間	60円
第33計算期間	60円
第34計算期間	60円
第35計算期間	60円

第36計算期間	60円
第37計算期間	60円
第38計算期間	60円
第39計算期間	40円
第40計算期間	40円
第41計算期間	40円
第42計算期間	40円
第43計算期間	40円
第44計算期間	40円
第45計算期間	40円
第46計算期間	40円
第47計算期間	40円
第48計算期間	40円
第49計算期間	40円
第50計算期間	40円
第51計算期間	40円
第52計算期間	40円
第53計算期間	40円
第54計算期間	40円
第55計算期間	40円
第56計算期間	40円
第57計算期間	40円
第58計算期間	40円
第59計算期間	40円
第60計算期間	40円
第61計算期間	40円
第62計算期間	40円
第63計算期間	40円
第64計算期間	40円
第65計算期間	40円
第66計算期間	40円
第67計算期間	40円
第68計算期間	40円
第69計算期間	40円
第70計算期間	40円
第71計算期間	40円
第72計算期間	40円
第73計算期間	40円
第74計算期間	40円
第75計算期間	40円
第76計算期間	40円
第77計算期間	40円

第78計算期間	40円
第79計算期間	40円
第80計算期間	40円
第81計算期間	40円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	40円
第87計算期間	40円
第88計算期間	40円
第89計算期間	40円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	9.28
第2計算期間	3.40
第3計算期間	0.60
第4計算期間	1.82
第5計算期間	0.95
第6計算期間	1.24
第7計算期間	4.80
第8計算期間	1.47
第9計算期間	3.48
第10計算期間	0.48
第11計算期間	2.79
第12計算期間	1.90
第13計算期間	2.26
第14計算期間	0.39
第15計算期間	2.20
第16計算期間	5.67
第17計算期間	2.45
第18計算期間	6.25
第19計算期間	12.81
第20計算期間	0.04
第21計算期間	2.33
第22計算期間	1.76
第23計算期間	2.80

第24計算期間	0.88
第25計算期間	2.34
第26計算期間	2.99
第27計算期間	5.00
第28計算期間	8.37
第29計算期間	1.68
第30計算期間	2.84
第31計算期間	8.32
第32計算期間	6.17
第33計算期間	11.67
第34計算期間	14.79
第35計算期間	1.51
第36計算期間	0.07
第37計算期間	2.93
第38計算期間	0.71
第39計算期間	1.11
第40計算期間	2.82
第41計算期間	4.12
第42計算期間	9.25
第43計算期間	15.71
第44計算期間	6.12
第45計算期間	8.47
第46計算期間	5.19
第47計算期間	1.63
第48計算期間	4.50
第49計算期間	0.49
第50計算期間	5.67
第51計算期間	2.22
第52計算期間	3.24
第53計算期間	2.36
第54計算期間	0.36
第55計算期間	0.47
第56計算期間	0.34
第57計算期間	1.09
第58計算期間	1.07
第59計算期間	3.98
第60計算期間	5.34
第61計算期間	5.83
第62計算期間	11.68
第63計算期間	1.16
第64計算期間	0.46
第65計算期間	3.88

第66計算期間	5.59
第67計算期間	0.41
第68計算期間	1.78
第69計算期間	3.18
第70計算期間	1.81
第71計算期間	5.00
第72計算期間	3.36
第73計算期間	0.23
第74計算期間	2.90
第75計算期間	6.08
第76計算期間	3.58
第77計算期間	2.23
第78計算期間	2.81
第79計算期間	1.35
第80計算期間	4.68
第81計算期間	2.38
第82計算期間	27.76
第83計算期間	10.12
第84計算期間	0.99
第85計算期間	15.33
第86計算期間	0.89
第87計算期間	3.56
第88計算期間	5.24
第89計算期間	1.13
第90計算期間	5.02
第91計算期間	4.96

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	9,815,614,130	2,361,818	9,813,252,312
第2計算期間	3,751,054,427	155,242,045	13,409,064,694
第3計算期間	2,112,571,680	366,464,390	15,155,171,984
第4計算期間	863,782,693	343,337,768	15,675,616,909
第5計算期間	334,517,646	961,212,481	15,048,922,074
第6計算期間	181,540,761	829,072,468	14,401,390,367
第7計算期間	234,112,316	1,449,878,171	13,185,624,512
第8計算期間	318,455,677	1,603,837,572	11,900,242,617
第9計算期間	226,218,562	1,304,669,328	10,821,791,851
第10計算期間	127,341,284	889,563,910	10,059,569,225

第11計算期間	69,675,719	711,788,120	9,417,456,824
第12計算期間	60,082,124	617,357,712	8,860,181,236
第13計算期間	33,611,432	739,174,536	8,154,618,132
第14計算期間	103,411,445	867,023,047	7,391,006,530
第15計算期間	47,614,130	403,448,087	7,035,172,573
第16計算期間	197,416,244	506,846,134	6,725,742,683
第17計算期間	77,846,550	823,791,743	5,979,797,490
第18計算期間	25,783,531	473,749,669	5,531,831,352
第19計算期間	128,997,665	601,015,507	5,059,813,510
第20計算期間	24,323,496	272,909,311	4,811,227,695
第21計算期間	17,101,459	350,391,817	4,477,937,337
第22計算期間	73,991,131	214,140,064	4,337,788,404
第23計算期間	17,328,066	361,472,844	3,993,643,626
第24計算期間	21,283,789	193,045,763	3,821,881,652
第25計算期間	12,873,577	369,769,898	3,464,985,331
第26計算期間	17,458,068	129,576,233	3,352,867,166
第27計算期間	7,730,138	119,854,156	3,240,743,148
第28計算期間	8,953,854	151,860,258	3,097,836,744
第29計算期間	7,493,952	97,444,171	3,007,886,525
第30計算期間	9,379,279	84,904,802	2,932,361,002
第31計算期間	5,242,223	265,339,155	2,672,264,070
第32計算期間	6,896,329	175,349,555	2,503,810,844
第33計算期間	6,063,696	76,569,711	2,433,304,829
第34計算期間	6,381,596	43,608,491	2,396,077,934
第35計算期間	9,848,018	70,720,681	2,335,205,271
第36計算期間	5,614,108	7,628,028	2,333,191,351
第37計算期間	5,943,981	18,775,626	2,320,359,706
第38計算期間	6,201,498	26,078,337	2,300,482,867
第39計算期間	6,061,525	48,001,942	2,258,542,450
第40計算期間	4,210,360	93,675,819	2,169,076,991
第41計算期間	203,858,840	97,941,069	2,274,994,762
第42計算期間	735,853,864	226,076,924	2,784,771,702
第43計算期間	48,195,751	46,009,582	2,786,957,871
第44計算期間	25,828,025	54,917,417	2,757,868,479
第45計算期間	170,293,913	163,534,592	2,764,627,800
第46計算期間	490,400,184	147,129,541	3,107,898,443
第47計算期間	320,269,744	119,994,116	3,308,174,071
第48計算期間	96,659,746	362,162,336	3,042,671,481
第49計算期間	80,155,931	54,755,525	3,068,071,887
第50計算期間	41,293,747	288,412,981	2,820,952,653
第51計算期間	338,393,155	166,724,421	2,992,621,387
第52計算期間	161,451,249	225,381,250	2,928,691,386

第53計算期間	277,898,105	186,958,979	3,019,630,512
第54計算期間	117,562,018	243,187,148	2,894,005,382
第55計算期間	33,588,645	33,712,168	2,893,881,859
第56計算期間	62,543,287	124,301,883	2,832,123,263
第57計算期間	104,882,462	120,319,070	2,816,686,655
第58計算期間	6,655,242	111,985,404	2,711,356,493
第59計算期間	6,226,461	50,603,686	2,666,979,268
第60計算期間	5,398,337	71,083,370	2,601,294,235
第61計算期間	6,145,373	62,400,963	2,545,038,645
第62計算期間	11,800,802	90,826,296	2,466,013,151
第63計算期間	6,444,058	141,851,157	2,330,606,052
第64計算期間	5,293,900	99,032,009	2,236,867,943
第65計算期間	6,860,208	88,087,851	2,155,640,300
第66計算期間	4,449,970	101,679,778	2,058,410,492
第67計算期間	5,475,567	14,908,362	2,048,977,697
第68計算期間	5,610,967	2,227,914	2,052,360,750
第69計算期間	69,371,838	111,776,978	2,009,955,610
第70計算期間	5,870,103	30,653,875	1,985,171,838
第71計算期間	53,511,783	79,913,681	1,958,769,940
第72計算期間	29,647,763	42,584,709	1,945,832,994
第73計算期間	6,590,383	39,591,966	1,912,831,411
第74計算期間	50,221,339	16,311,950	1,946,740,800
第75計算期間	7,113,832	39,685,925	1,914,168,707
第76計算期間	14,551,325	2,194,467	1,926,525,565
第77計算期間	56,391,799	53,986,185	1,928,931,179
第78計算期間	637,469,491	158,927,124	2,407,473,546
第79計算期間	20,366,562	74,661,335	2,353,178,773
第80計算期間	7,486,354	26,187,177	2,334,477,950
第81計算期間	5,057,219	66,831,255	2,272,703,914
第82計算期間	16,127,901	18,364,919	2,270,466,896
第83計算期間	11,735,706	625,747,979	1,656,454,623
第84計算期間	6,502,021	166,789	1,662,789,855
第85計算期間	7,827,758	77,491,062	1,593,126,551
第86計算期間	8,206,559	8,251,279	1,593,081,831
第87計算期間	5,729,072	36,888,660	1,561,922,243
第88計算期間	8,721,564	10,292,949	1,560,350,858
第89計算期間	7,419,061	56,842,155	1,510,927,764
第90計算期間	4,841,426	6,770,700	1,508,998,490
第91計算期間	6,307,629	36,051,256	1,479,254,863

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	2,171,444,748	99.08
親投資信託受益証券	日本	2,350,148	0.11
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	17,854,677	0.81
純資産総額		2,191,649,573	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポ レート ボンド ファンド B - クラ ス J (TRY)	1,106,750.6363	1,822	2,016,499,659	1,962	2,171,444,748	99.08
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	2,308,140	1.0182	2,350,148	1.0182	2,350,148	0.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.08
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.19

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成25年 6月13日）	1,922,601,973	1,922,601,973	9,088	9,088
第2計算期間末日（平成25年 7月16日）	2,119,244,206	2,119,244,206	8,985	8,985
第3計算期間末日（平成25年 8月13日）	2,157,641,553	2,177,144,730	8,850	8,930
第4計算期間末日（平成25年 9月13日）	1,970,979,388	1,989,385,058	8,567	8,647
第5計算期間末日（平成25年10月15日）	1,975,812,096	1,993,976,683	8,702	8,782
第6計算期間末日（平成25年11月13日）	1,796,608,287	1,813,396,546	8,561	8,641
第7計算期間末日（平成25年12月13日）	1,647,459,342	1,662,288,605	8,888	8,968
第8計算期間末日（平成26年 1月14日）	1,372,432,615	1,385,571,128	8,357	8,437
第9計算期間末日（平成26年 2月13日）	1,242,115,708	1,254,253,004	8,187	8,267
第10計算期間末日（平成26年 3月13日）	1,129,424,075	1,140,876,782	7,889	7,969
第11計算期間末日（平成26年 4月14日）	1,089,127,845	1,099,446,921	8,444	8,524
第12計算期間末日（平成26年 5月13日）	1,076,238,866	1,086,229,433	8,618	8,698
第13計算期間末日（平成26年 6月13日）	998,575,415	1,007,768,795	8,690	8,770
第14計算期間末日（平成26年 7月14日）	995,004,257	1,004,221,253	8,636	8,716
第15計算期間末日（平成26年 8月13日）	942,914,913	951,953,178	8,346	8,426
第16計算期間末日（平成26年 9月16日）	946,486,429	955,266,767	8,624	8,704
第17計算期間末日（平成26年10月14日）	873,328,870	881,758,256	8,288	8,368
第18計算期間末日（平成26年11月13日）	850,636,122	858,250,981	8,937	9,017
第19計算期間末日（平成26年12月15日）	711,830,294	718,714,881	8,272	8,352
第20計算期間末日（平成27年 1月13日）	687,267,249	693,968,931	8,204	8,284
第21計算期間末日（平成27年 2月13日）	795,446,602	803,921,677	7,509	7,589
第22計算期間末日（平成27年 3月13日）	782,795,080	791,205,429	7,446	7,526
第23計算期間末日（平成27年 4月13日）	783,237,863	791,692,513	7,411	7,491
第24計算期間末日（平成27年 5月13日）	816,678,009	825,518,040	7,391	7,471
第25計算期間末日（平成27年 6月15日）	747,841,540	755,885,884	7,437	7,517
第26計算期間末日（平成27年 7月13日）	756,508,983	764,594,825	7,485	7,565
第27計算期間末日（平成27年 8月13日）	714,921,033	723,032,958	7,051	7,131
第28計算期間末日（平成27年 9月14日）	602,436,538	610,447,231	6,016	6,096
第29計算期間末日（平成27年10月13日）	594,787,829	602,475,575	6,189	6,269
第30計算期間末日（平成27年11月13日）	578,624,408	585,655,061	6,584	6,664
第31計算期間末日（平成27年12月14日）	491,717,739	498,271,025	6,003	6,083
第32計算期間末日（平成28年 1月13日）	437,361,509	443,540,829	5,662	5,742

第33計算期間末日	(平成28年 2月15日)	421,449,490	427,598,466	5,483	5,563
第34計算期間末日	(平成28年 3月14日)	443,277,262	449,288,675	5,899	5,979
第35計算期間末日	(平成28年 4月13日)	433,543,855	439,524,867	5,799	5,879
第36計算期間末日	(平成28年 5月13日)	410,841,956	416,658,514	5,651	5,731
第37計算期間末日	(平成28年 6月13日)	401,901,250	407,584,681	5,657	5,737
第38計算期間末日	(平成28年 7月13日)	398,128,790	403,769,749	5,646	5,726
第39計算期間末日	(平成28年 8月15日)	366,675,261	372,117,658	5,390	5,470
第40計算期間末日	(平成28年 9月13日)	351,498,468	356,737,907	5,367	5,447
第41計算期間末日	(平成28年10月13日)	327,649,055	332,610,578	5,283	5,363
第42計算期間末日	(平成28年11月14日)	634,021,910	644,064,730	5,051	5,131
第43計算期間末日	(平成28年12月13日)	646,209,416	656,293,381	5,127	5,207
第44計算期間末日	(平成29年 1月13日)	611,073,838	621,412,339	4,729	4,809
第45計算期間末日	(平成29年 2月13日)	679,260,915	690,500,017	4,835	4,915
第46計算期間末日	(平成29年 3月13日)	860,502,727	874,887,069	4,786	4,866
第47計算期間末日	(平成29年 4月13日)	941,074,533	957,191,723	4,671	4,751
第48計算期間末日	(平成29年 5月15日)	1,184,773,732	1,203,908,074	4,953	5,033
第49計算期間末日	(平成29年 6月13日)	1,310,144,543	1,331,897,804	4,818	4,898
第50計算期間末日	(平成29年 7月13日)	1,916,982,292	1,948,618,184	4,848	4,928
第51計算期間末日	(平成29年 8月14日)	2,644,105,293	2,671,776,613	4,778	4,828
第52計算期間末日	(平成29年 9月13日)	3,779,582,392	3,817,219,835	5,021	5,071
第53計算期間末日	(平成29年10月13日)	5,401,634,560	5,457,411,287	4,842	4,892
第54計算期間末日	(平成29年11月13日)	6,638,607,102	6,710,640,299	4,608	4,658
第55計算期間末日	(平成29年12月13日)	6,860,643,836	6,934,571,070	4,640	4,690
第56計算期間末日	(平成30年 1月15日)	7,358,697,090	7,436,771,574	4,713	4,763
第57計算期間末日	(平成30年 2月13日)	7,099,840,343	7,179,119,893	4,478	4,528
第58計算期間末日	(平成30年 3月13日)	6,888,370,564	6,967,775,533	4,337	4,387
第59計算期間末日	(平成30年 4月13日)	6,366,150,323	6,444,015,109	4,088	4,138
第60計算期間末日	(平成30年 5月14日)	5,963,274,629	6,039,951,999	3,889	3,939
第61計算期間末日	(平成30年 6月13日)	5,278,171,108	5,350,589,652	3,644	3,694
第62計算期間末日	(平成30年 7月13日)	5,019,733,689	5,091,812,892	3,482	3,532
第63計算期間末日	(平成30年 8月13日)	3,668,622,120	3,739,207,600	2,599	2,649
第64計算期間末日	(平成30年 9月13日)	3,553,623,244	3,621,814,230	2,606	2,656
第65計算期間末日	(平成30年10月15日)	3,975,130,024	4,009,577,723	2,885	2,910
第66計算期間末日	(平成30年11月13日)	4,271,061,276	4,304,434,140	3,200	3,225
第67計算期間末日	(平成30年12月13日)	4,134,947,466	4,166,781,774	3,247	3,272
第68計算期間末日	(平成31年 1月15日)	3,923,087,472	3,954,933,978	3,080	3,105
第69計算期間末日	(平成31年 2月13日)	4,328,224,023	4,360,400,700	3,363	3,388
第70計算期間末日	(平成31年 3月13日)	4,068,592,914	4,099,301,177	3,312	3,337
第71計算期間末日	(平成31年 4月15日)	3,948,809,526	3,978,794,287	3,292	3,317
第72計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	3,635,187,866	3,664,743,242	3,075	3,100
第73計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	3,742,708,077	3,771,457,663	3,255	3,280
第74計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	3,817,151,824	3,845,265,491	3,394	3,419

第75計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	3,627,589,900	3,654,395,186	3,383	3,408
第76計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	3,559,127,042	3,585,213,688	3,411	3,436
第77計算期間末日	(令和 1年10月15日)	3,345,385,112	3,370,832,268	3,287	3,312
第78計算期間末日	(令和 1年11月13日)	3,426,132,786	3,450,934,699	3,453	3,478
第79計算期間末日	(令和 1年12月13日)	3,429,206,103	3,453,914,022	3,470	3,495
第80計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	3,401,994,948	3,426,157,704	3,520	3,545
第81計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	3,289,180,036	3,313,138,205	3,432	3,457
第82計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	2,706,538,268	2,730,209,795	2,858	2,883
第83計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	2,379,319,123	2,402,500,366	2,566	2,591
第84計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	2,298,365,240	2,321,353,652	2,499	2,524
第85計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	2,495,298,054	2,518,021,247	2,745	2,770
第86計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	2,485,739,013	2,508,281,279	2,757	2,782
第87計算期間末日	(令和 2年 8月13日)	2,361,004,154	2,383,182,137	2,661	2,686
第88計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	2,264,826,051	2,286,426,777	2,621	2,646
第89計算期間末日	(令和 2年10月13日)	2,048,095,948	2,069,051,230	2,443	2,468
第90計算期間末日	(令和 2年11月13日)	2,059,338,424	2,079,631,521	2,537	2,562
第91計算期間末日	(令和 2年12月14日)	2,060,588,805	2,080,763,348	2,553	2,578
	令和 1年12月末日	3,327,129,128	—	3,428	—
	令和 2年 1月末日	3,311,453,068	—	3,438	—
	2月末日	3,208,874,903	—	3,348	—
	3月末日	2,349,447,842	—	2,520	—
	4月末日	2,309,531,887	—	2,494	—
	5月末日	2,479,467,461	—	2,710	—
	6月末日	2,533,123,052	—	2,798	—
	7月末日	2,397,517,118	—	2,697	—
	8月末日	2,315,319,298	—	2,652	—
	9月末日	2,083,718,528	—	2,465	—
	10月末日	1,877,503,417	—	2,301	—
	11月末日	2,057,039,630	—	2,536	—
	12月末日	2,191,649,573	—	2,745	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	80円
第4計算期間	80円
第5計算期間	80円
第6計算期間	80円
第7計算期間	80円

第8計算期間	80円
第9計算期間	80円
第10計算期間	80円
第11計算期間	80円
第12計算期間	80円
第13計算期間	80円
第14計算期間	80円
第15計算期間	80円
第16計算期間	80円
第17計算期間	80円
第18計算期間	80円
第19計算期間	80円
第20計算期間	80円
第21計算期間	80円
第22計算期間	80円
第23計算期間	80円
第24計算期間	80円
第25計算期間	80円
第26計算期間	80円
第27計算期間	80円
第28計算期間	80円
第29計算期間	80円
第30計算期間	80円
第31計算期間	80円
第32計算期間	80円
第33計算期間	80円
第34計算期間	80円
第35計算期間	80円
第36計算期間	80円
第37計算期間	80円
第38計算期間	80円
第39計算期間	80円
第40計算期間	80円
第41計算期間	80円
第42計算期間	80円
第43計算期間	80円
第44計算期間	80円
第45計算期間	80円
第46計算期間	80円
第47計算期間	80円
第48計算期間	80円
第49計算期間	80円

第50計算期間	80円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	25円
第66計算期間	25円
第67計算期間	25円
第68計算期間	25円
第69計算期間	25円
第70計算期間	25円
第71計算期間	25円
第72計算期間	25円
第73計算期間	25円
第74計算期間	25円
第75計算期間	25円
第76計算期間	25円
第77計算期間	25円
第78計算期間	25円
第79計算期間	25円
第80計算期間	25円
第81計算期間	25円
第82計算期間	25円
第83計算期間	25円
第84計算期間	25円
第85計算期間	25円
第86計算期間	25円
第87計算期間	25円
第88計算期間	25円
第89計算期間	25円
第90計算期間	25円
第91計算期間	25円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	9.12
第2計算期間	1.13
第3計算期間	0.61
第4計算期間	2.29
第5計算期間	2.50
第6計算期間	0.70
第7計算期間	4.75
第8計算期間	5.07
第9計算期間	1.07
第10計算期間	2.66
第11計算期間	8.04
第12計算期間	3.00
第13計算期間	1.76
第14計算期間	0.29
第15計算期間	2.43
第16計算期間	4.28
第17計算期間	2.96
第18計算期間	8.79
第19計算期間	6.54
第20計算期間	0.14
第21計算期間	7.49
第22計算期間	0.22
第23計算期間	0.60
第24計算期間	0.80
第25計算期間	1.70
第26計算期間	1.72
第27計算期間	4.72
第28計算期間	13.54
第29計算期間	4.20
第30計算期間	7.67
第31計算期間	7.60
第32計算期間	4.34
第33計算期間	1.74
第34計算期間	9.04
第35計算期間	0.33
第36計算期間	1.17
第37計算期間	1.52
第38計算期間	1.21

第39計算期間	3.11
第40計算期間	1.05
第41計算期間	0.07
第42計算期間	2.87
第43計算期間	3.08
第44計算期間	6.20
第45計算期間	3.93
第46計算期間	0.64
第47計算期間	0.73
第48計算期間	7.74
第49計算期間	1.11
第50計算期間	2.28
第51計算期間	0.41
第52計算期間	6.13
第53計算期間	2.56
第54計算期間	3.80
第55計算期間	1.77
第56計算期間	2.65
第57計算期間	3.92
第58計算期間	2.03
第59計算期間	4.58
第60計算期間	3.64
第61計算期間	5.01
第62計算期間	3.07
第63計算期間	23.92
第64計算期間	2.19
第65計算期間	11.66
第66計算期間	11.78
第67計算期間	2.25
第68計算期間	4.37
第69計算期間	10.00
第70計算期間	0.77
第71計算期間	0.15
第72計算期間	5.83
第73計算期間	6.66
第74計算期間	5.03
第75計算期間	0.41
第76計算期間	1.56
第77計算期間	2.90
第78計算期間	5.81
第79計算期間	1.21
第80計算期間	2.16

第81計算期間	1.78
第82計算期間	15.99
第83計算期間	9.34
第84計算期間	1.63
第85計算期間	10.84
第86計算期間	1.34
第87計算期間	2.57
第88計算期間	0.56
第89計算期間	5.83
第90計算期間	4.87
第91計算期間	1.61

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,180,505,496	65,008,353	2,115,497,143
第2計算期間	302,197,284	59,176,681	2,358,517,746
第3計算期間	112,218,474	32,839,013	2,437,897,207
第4計算期間	35,746,046	172,934,447	2,300,708,806
第5計算期間	18,857,526	48,992,908	2,270,573,424
第6計算期間	27,795,398	199,836,366	2,098,532,456
第7計算期間	41,201,315	286,075,876	1,853,657,895
第8計算期間	9,202,296	220,546,022	1,642,314,169
第9計算期間	47,029,141	172,181,271	1,517,162,039
第10計算期間	25,790,467	111,364,064	1,431,588,442
第11計算期間	4,888,081	146,591,956	1,289,884,567
第12計算期間	10,570,997	51,634,623	1,248,820,941
第13計算期間	33,185,475	132,833,831	1,149,172,585
第14計算期間	68,219,728	65,267,756	1,152,124,557
第15計算期間	33,906,704	56,248,073	1,129,783,188
第16計算期間	26,113,141	58,354,077	1,097,542,252
第17計算期間	18,229,451	62,098,385	1,053,673,318
第18計算期間	4,347,716	106,163,624	951,857,410
第19計算期間	2,535,281	93,819,258	860,573,433
第20計算期間	9,000,045	31,863,141	837,710,337
第21計算期間	266,520,793	44,846,717	1,059,384,413
第22計算期間	8,574,211	16,664,887	1,051,293,737
第23計算期間	6,627,358	1,089,826	1,056,831,269
第24計算期間	122,041,952	73,869,306	1,105,003,915
第25計算期間	174,341,495	273,802,397	1,005,543,013

第26計算期間	37,961,191	32,773,856	1,010,730,348
第27計算期間	21,272,657	18,012,294	1,013,990,711
第28計算期間	6,324,014	18,978,061	1,001,336,664
第29計算期間	3,380,997	43,749,406	960,968,255
第30計算期間	3,320,000	85,456,518	878,831,737
第31計算期間	2,806,663	62,477,626	819,160,774
第32計算期間	3,484,269	50,230,042	772,415,001
第33計算期間	3,593,517	7,386,408	768,622,110
第34計算期間	3,847,569	21,043,038	751,426,641
第35計算期間	4,742,116	8,542,234	747,626,523
第36計算期間	3,093,663	23,650,362	727,069,824
第37計算期間	3,408,820	20,049,666	710,428,978
第38計算期間	3,679,555	8,988,603	705,119,930
第39計算期間	3,824,609	28,644,868	680,299,671
第40計算期間	5,970,610	31,340,358	654,929,923
第41計算期間	4,046,075	38,785,522	620,190,476
第42計算期間	640,008,111	4,846,084	1,255,352,503
第43計算期間	5,824,792	681,591	1,260,495,704
第44計算期間	79,611,561	47,794,626	1,292,312,639
第45計算期間	127,757,357	15,182,136	1,404,887,860
第46計算期間	425,362,127	32,207,177	1,798,042,810
第47計算期間	226,916,796	10,310,760	2,014,648,846
第48計算期間	462,809,869	85,665,909	2,391,792,806
第49計算期間	496,222,239	168,857,370	2,719,157,675
第50計算期間	1,331,758,371	96,429,501	3,954,486,545
第51計算期間	1,668,005,065	88,227,459	5,534,264,151
第52計算期間	2,103,073,584	109,849,070	7,527,488,665
第53計算期間	4,038,504,089	410,647,352	11,155,345,402
第54計算期間	3,348,538,823	97,244,721	14,406,639,504
第55計算期間	1,155,634,370	776,826,949	14,785,446,925
第56計算期間	1,173,306,075	343,856,110	15,614,896,890
第57計算期間	624,241,470	383,228,168	15,855,910,192
第58計算期間	227,681,722	202,597,976	15,880,993,938
第59計算期間	111,203,341	419,239,946	15,572,957,333
第60計算期間	201,237,807	438,720,983	15,335,474,157
第61計算期間	204,790,057	1,056,555,317	14,483,708,897
第62計算期間	307,592,411	375,460,538	14,415,840,770
第63計算期間	293,794,504	592,539,155	14,117,096,119
第64計算期間	521,180,814	1,000,079,652	13,638,197,281
第65計算期間	430,279,528	289,397,093	13,779,079,716
第66計算期間	89,496,605	519,430,426	13,349,145,895
第67計算期間	68,598,534	684,020,980	12,733,723,449

第68計算期間	151,107,207	146,228,128	12,738,602,528
第69計算期間	572,976,795	440,908,292	12,870,671,031
第70計算期間	170,838,415	758,204,222	12,283,305,224
第71計算期間	93,169,819	382,570,452	11,993,904,591
第72計算期間	68,310,592	240,064,762	11,822,150,421
第73計算期間	52,762,211	375,077,870	11,499,834,762
第74計算期間	63,416,345	317,784,249	11,245,466,858
第75計算期間	70,968,927	594,321,357	10,722,114,428
第76計算期間	41,428,339	328,884,102	10,434,658,665
第77計算期間	40,106,658	295,902,708	10,178,862,615
第78計算期間	40,287,613	298,384,916	9,920,765,312
第79計算期間	50,168,441	87,765,782	9,883,167,971
第80計算期間	38,040,188	256,105,507	9,665,102,652
第81計算期間	62,990,514	144,825,354	9,583,267,812
第82計算期間	41,364,028	156,020,830	9,468,611,010
第83計算期間	46,062,979	242,176,614	9,272,497,375
第84計算期間	48,916,750	126,049,084	9,195,365,041
第85計算期間	51,241,650	157,329,478	9,089,277,213
第86計算期間	42,308,916	114,679,448	9,016,906,681
第87計算期間	45,224,067	190,937,267	8,871,193,481
第88計算期間	43,055,138	273,957,831	8,640,290,788
第89計算期間	41,282,813	299,460,586	8,382,113,015
第90計算期間	54,297,388	319,171,322	8,117,239,081
第91計算期間	57,755,117	105,176,605	8,069,817,593

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	パミューダ	1,149,572,653	99.16
親投資信託受益証券	日本	1,541,357	0.13
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	8,170,802	0.71
純資産総額		1,159,284,812	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年12月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ エマージングマーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (ZAR)	81,941.5772	4,646	380,700,567	4,804	393,647,336	33.96
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ エマージングマーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (BRL)	150,393.9363	2,587	389,069,113	2,532	380,797,446	32.85
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ エマージングマーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (AUD)	60,543.5557	6,118	370,405,473	6,196	375,127,871	32.36
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,513,806	1.0182	1,541,357	1.0182	1,541,357	0.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.16
親投資信託受益証券	0.13
合計	99.30

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
--	-------	------------------------

		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日	（平成23年10月13日）	66,688,258	66,688,258	10,252	10,252
第2計算期間末日	（平成23年11月14日）	89,352,550	89,352,550	10,672	10,672
第3計算期間末日	（平成23年12月13日）	84,682,693	85,673,416	10,257	10,377
第4計算期間末日	（平成24年 1月13日）	90,694,412	91,736,155	10,447	10,567
第5計算期間末日	（平成24年 2月13日）	160,786,604	162,503,840	11,236	11,356
第6計算期間末日	（平成24年 3月13日）	330,704,799	334,044,672	11,882	12,002
第7計算期間末日	（平成24年 4月13日）	637,759,580	644,483,678	11,382	11,502
第8計算期間末日	（平成24年 5月14日）	709,238,669	717,116,063	10,804	10,924
第9計算期間末日	（平成24年 6月13日）	653,111,595	660,905,519	10,056	10,176
第10計算期間末日	（平成24年 7月13日）	705,312,662	713,500,635	10,337	10,457
第11計算期間末日	（平成24年 8月13日）	777,194,662	785,987,656	10,607	10,727
第12計算期間末日	（平成24年 9月13日）	823,231,347	832,593,578	10,552	10,672
第13計算期間末日	（平成24年10月15日）	814,608,750	823,914,922	10,504	10,624
第14計算期間末日	（平成24年11月13日）	815,987,812	825,209,817	10,618	10,738
第15計算期間末日	（平成24年12月13日）	882,345,032	891,791,770	11,208	11,328
第16計算期間末日	（平成25年 1月15日）	905,388,669	914,166,741	12,377	12,497
第17計算期間末日	（平成25年 2月13日）	925,863,930	934,660,517	12,630	12,750
第18計算期間末日	（平成25年 3月13日）	1,065,832,142	1,075,655,875	13,019	13,139
第19計算期間末日	（平成25年 4月15日）	1,305,914,559	1,317,554,431	13,463	13,583
第20計算期間末日	（平成25年 5月13日）	1,324,745,539	1,336,606,378	13,403	13,523
第21計算期間末日	（平成25年 6月13日）	993,015,297	1,003,698,830	11,154	11,274
第22計算期間末日	（平成25年 7月16日）	944,389,559	954,688,835	11,003	11,123
第23計算期間末日	（平成25年 8月13日）	869,179,736	878,919,864	10,708	10,828
第24計算期間末日	（平成25年 9月13日）	842,328,266	851,644,449	10,850	10,970
第25計算期間末日	（平成25年10月15日）	825,161,965	834,136,307	11,034	11,154
第26計算期間末日	（平成25年11月13日）	756,012,236	764,469,395	10,727	10,847
第27計算期間末日	（平成25年12月13日）	727,384,011	735,420,010	10,862	10,982
第28計算期間末日	（平成26年 1月14日）	748,116,299	756,444,314	10,780	10,900
第29計算期間末日	（平成26年 2月13日）	702,842,621	710,950,448	10,402	10,522
第30計算期間末日	（平成26年 3月13日）	658,451,528	666,113,269	10,313	10,433
第31計算期間末日	（平成26年 4月14日）	655,444,682	662,667,237	10,890	11,010
第32計算期間末日	（平成26年 5月13日）	670,083,614	677,458,058	10,904	11,024
第33計算期間末日	（平成26年 6月13日）	648,100,404	655,184,323	10,979	11,099
第34計算期間末日	（平成26年 7月14日）	657,051,115	664,272,180	10,919	11,039
第35計算期間末日	（平成26年 8月13日）	649,147,700	656,469,763	10,639	10,759
第36計算期間末日	（平成26年 9月16日）	583,732,720	590,166,505	10,888	11,008
第37計算期間末日	（平成26年10月14日）	581,923,912	588,575,457	10,498	10,618
第38計算期間末日	（平成26年11月13日）	611,434,341	618,168,755	10,895	11,015
第39計算期間末日	（平成26年12月15日）	528,419,116	534,904,674	9,777	9,897
第40計算期間末日	（平成27年 1月13日）	525,477,831	532,036,724	9,614	9,734
第41計算期間末日	（平成27年 2月13日）	467,648,631	473,830,248	9,078	9,198

第42計算期間末日	(平成27年 3月13日)	421,145,472	426,775,123	8,977	9,097
第43計算期間末日	(平成27年 4月13日)	441,860,921	447,672,160	9,124	9,244
第44計算期間末日	(平成27年 5月13日)	433,313,929	438,888,173	9,328	9,448
第45計算期間末日	(平成27年 6月15日)	430,405,391	435,981,100	9,263	9,383
第46計算期間末日	(平成27年 7月13日)	411,865,126	417,430,870	8,880	9,000
第47計算期間末日	(平成27年 8月13日)	373,322,965	378,718,924	8,302	8,422
第48計算期間末日	(平成27年 9月14日)	297,550,546	302,492,784	7,225	7,345
第49計算期間末日	(平成27年10月13日)	277,213,923	281,773,200	7,296	7,416
第50計算期間末日	(平成27年11月13日)	272,487,531	276,980,548	7,278	7,398
第51計算期間末日	(平成27年12月14日)	219,574,411	223,588,264	6,564	6,684
第52計算期間末日	(平成28年 1月13日)	190,902,782	194,695,356	6,040	6,160
第53計算期間末日	(平成28年 2月15日)	178,362,937	182,095,467	5,734	5,854
第54計算期間末日	(平成28年 3月14日)	198,284,449	201,993,119	6,416	6,536
第55計算期間末日	(平成28年 4月13日)	205,208,315	209,101,260	6,326	6,446
第56計算期間末日	(平成28年 5月13日)	200,447,614	204,294,869	6,252	6,372
第57計算期間末日	(平成28年 6月13日)	205,868,291	209,868,004	6,176	6,296
第58計算期間末日	(平成28年 7月13日)	211,439,354	215,449,620	6,327	6,447
第59計算期間末日	(平成28年 8月15日)	215,520,296	219,590,414	6,354	6,474
第60計算期間末日	(平成28年 9月13日)	231,626,532	236,191,638	6,089	6,209
第61計算期間末日	(平成28年10月13日)	251,329,743	256,132,552	6,280	6,400
第62計算期間末日	(平成28年11月14日)	225,356,465	229,796,548	6,091	6,211
第63計算期間末日	(平成28年12月13日)	263,713,824	268,371,757	6,794	6,914
第64計算期間末日	(平成29年 1月13日)	361,276,087	367,569,801	6,888	7,008
第65計算期間末日	(平成29年 2月13日)	398,547,481	405,367,279	7,013	7,133
第66計算期間末日	(平成29年 3月13日)	521,424,517	530,410,672	6,963	7,083
第67計算期間末日	(平成29年 4月13日)	549,318,205	559,376,378	6,554	6,674
第68計算期間末日	(平成29年 5月15日)	649,281,781	660,790,136	6,770	6,890
第69計算期間末日	(平成29年 6月13日)	705,345,512	718,402,152	6,483	6,603
第70計算期間末日	(平成29年 7月13日)	774,706,104	788,831,541	6,581	6,701
第71計算期間末日	(平成29年 8月14日)	941,054,525	958,701,628	6,399	6,519
第72計算期間末日	(平成29年 9月13日)	1,176,388,945	1,197,761,229	6,605	6,725
第73計算期間末日	(平成29年10月13日)	1,638,961,951	1,669,194,212	6,505	6,625
第74計算期間末日	(平成29年11月13日)	1,777,574,854	1,811,940,866	6,207	6,327
第75計算期間末日	(平成29年12月13日)	2,112,573,297	2,153,616,286	6,177	6,297
第76計算期間末日	(平成30年 1月15日)	2,570,041,844	2,618,385,115	6,379	6,499
第77計算期間末日	(平成30年 2月13日)	2,900,597,773	2,943,363,554	6,104	6,194
第78計算期間末日	(平成30年 3月13日)	2,889,932,180	2,933,490,893	5,971	6,061
第79計算期間末日	(平成30年 4月13日)	2,816,788,282	2,860,468,197	5,804	5,894
第80計算期間末日	(平成30年 5月14日)	2,672,128,654	2,715,409,093	5,557	5,647
第81計算期間末日	(平成30年 6月13日)	2,505,509,353	2,548,125,223	5,291	5,381
第82計算期間末日	(平成30年 7月13日)	2,333,335,892	2,374,017,665	5,162	5,252
第83計算期間末日	(平成30年 8月13日)	2,258,724,970	2,299,998,932	4,925	5,015

第84計算期間末日	(平成30年 9月13日)	2,064,894,659	2,105,496,063	4,577	4,667
第85計算期間末日	(平成30年10月15日)	2,189,134,077	2,216,293,948	4,836	4,896
第86計算期間末日	(平成30年11月13日)	2,183,234,623	2,210,055,345	4,884	4,944
第87計算期間末日	(平成30年12月13日)	2,086,665,676	2,113,000,617	4,754	4,814
第88計算期間末日	(平成31年 1月15日)	1,962,527,922	1,988,077,156	4,609	4,669
第89計算期間末日	(平成31年 2月13日)	2,022,841,318	2,048,623,609	4,708	4,768
第90計算期間末日	(平成31年 3月13日)	2,020,072,050	2,046,251,120	4,630	4,690
第91計算期間末日	(平成31年 4月15日)	2,089,055,676	2,115,756,970	4,694	4,754
第92計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	1,948,313,995	1,974,566,633	4,453	4,513
第93計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	1,949,598,094	1,976,436,493	4,359	4,419
第94計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	2,055,924,158	2,083,230,838	4,517	4,577
第95計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	1,824,410,401	1,851,572,383	4,030	4,090
第96計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	1,927,788,628	1,955,759,152	4,135	4,195
第97計算期間末日	(令和 1年10月15日)	1,906,460,342	1,925,170,441	4,076	4,116
第98計算期間末日	(令和 1年11月13日)	1,941,793,009	1,960,704,089	4,107	4,147
第99計算期間末日	(令和 1年12月13日)	1,873,879,352	1,891,923,064	4,154	4,194
第100計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	1,888,490,667	1,906,290,766	4,244	4,284
第101計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	1,819,043,255	1,836,733,393	4,113	4,153
第102計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	1,376,110,309	1,393,338,725	3,195	3,235
第103計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	1,159,148,174	1,175,381,105	2,856	2,896
第104計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	1,141,228,994	1,157,558,410	2,796	2,836
第105計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	1,316,387,494	1,332,794,813	3,209	3,249
第106計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	1,282,683,113	1,298,765,568	3,190	3,230
第107計算期間末日	(令和 2年 8月13日)	1,286,997,238	1,303,112,369	3,195	3,235
第108計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	1,238,723,345	1,253,971,245	3,250	3,290
第109計算期間末日	(令和 2年10月13日)	1,192,100,632	1,199,697,625	3,138	3,158
第110計算期間末日	(令和 2年11月13日)	1,156,431,003	1,163,545,499	3,251	3,271
第111計算期間末日	(令和 2年12月14日)	1,213,046,007	1,220,031,845	3,473	3,493
	令和 1年12月末日	1,923,512,195	—	4,303	—
	令和 2年 1月末日	1,815,956,416	—	4,093	—
	2月末日	1,715,036,700	—	3,945	—
	3月末日	1,120,651,962	—	2,762	—
	4月末日	1,156,559,635	—	2,833	—
	5月末日	1,256,338,719	—	3,062	—
	6月末日	1,285,899,440	—	3,166	—
	7月末日	1,303,651,677	—	3,226	—
	8月末日	1,235,946,114	—	3,236	—
	9月末日	1,178,463,333	—	3,084	—
	10月末日	1,109,669,223	—	3,029	—
	11月末日	1,178,788,808	—	3,345	—
	12月末日	1,159,284,812	—	3,498	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	120円
第4計算期間	120円
第5計算期間	120円
第6計算期間	120円
第7計算期間	120円
第8計算期間	120円
第9計算期間	120円
第10計算期間	120円
第11計算期間	120円
第12計算期間	120円
第13計算期間	120円
第14計算期間	120円
第15計算期間	120円
第16計算期間	120円
第17計算期間	120円
第18計算期間	120円
第19計算期間	120円
第20計算期間	120円
第21計算期間	120円
第22計算期間	120円
第23計算期間	120円
第24計算期間	120円
第25計算期間	120円
第26計算期間	120円
第27計算期間	120円
第28計算期間	120円
第29計算期間	120円
第30計算期間	120円
第31計算期間	120円
第32計算期間	120円
第33計算期間	120円
第34計算期間	120円
第35計算期間	120円
第36計算期間	120円
第37計算期間	120円
第38計算期間	120円

第39計算期間	120円
第40計算期間	120円
第41計算期間	120円
第42計算期間	120円
第43計算期間	120円
第44計算期間	120円
第45計算期間	120円
第46計算期間	120円
第47計算期間	120円
第48計算期間	120円
第49計算期間	120円
第50計算期間	120円
第51計算期間	120円
第52計算期間	120円
第53計算期間	120円
第54計算期間	120円
第55計算期間	120円
第56計算期間	120円
第57計算期間	120円
第58計算期間	120円
第59計算期間	120円
第60計算期間	120円
第61計算期間	120円
第62計算期間	120円
第63計算期間	120円
第64計算期間	120円
第65計算期間	120円
第66計算期間	120円
第67計算期間	120円
第68計算期間	120円
第69計算期間	120円
第70計算期間	120円
第71計算期間	120円
第72計算期間	120円
第73計算期間	120円
第74計算期間	120円
第75計算期間	120円
第76計算期間	120円
第77計算期間	90円
第78計算期間	90円
第79計算期間	90円
第80計算期間	90円

第81計算期間	90円
第82計算期間	90円
第83計算期間	90円
第84計算期間	90円
第85計算期間	60円
第86計算期間	60円
第87計算期間	60円
第88計算期間	60円
第89計算期間	60円
第90計算期間	60円
第91計算期間	60円
第92計算期間	60円
第93計算期間	60円
第94計算期間	60円
第95計算期間	60円
第96計算期間	60円
第97計算期間	40円
第98計算期間	40円
第99計算期間	40円
第100計算期間	40円
第101計算期間	40円
第102計算期間	40円
第103計算期間	40円
第104計算期間	40円
第105計算期間	40円
第106計算期間	40円
第107計算期間	40円
第108計算期間	40円
第109計算期間	20円
第110計算期間	20円
第111計算期間	20円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.52
第2計算期間	4.09
第3計算期間	2.76
第4計算期間	3.02
第5計算期間	8.70
第6計算期間	6.81

第7計算期間	3.19
第8計算期間	4.02
第9計算期間	5.81
第10計算期間	3.98
第11計算期間	3.77
第12計算期間	0.61
第13計算期間	0.68
第14計算期間	2.22
第15計算期間	6.68
第16計算期間	11.50
第17計算期間	3.01
第18計算期間	4.03
第19計算期間	4.33
第20計算期間	0.44
第21計算期間	15.88
第22計算期間	0.27
第23計算期間	1.59
第24計算期間	2.44
第25計算期間	2.80
第26計算期間	1.69
第27計算期間	2.37
第28計算期間	0.34
第29計算期間	2.39
第30計算期間	0.29
第31計算期間	6.75
第32計算期間	1.23
第33計算期間	1.78
第34計算期間	0.54
第35計算期間	1.46
第36計算期間	3.46
第37計算期間	2.47
第38計算期間	4.92
第39計算期間	9.16
第40計算期間	0.43
第41計算期間	4.32
第42計算期間	0.20
第43計算期間	2.97
第44計算期間	3.55
第45計算期間	0.58
第46計算期間	2.83
第47計算期間	5.15
第48計算期間	11.52

第49計算期間	2.64
第50計算期間	1.39
第51計算期間	8.16
第52計算期間	6.15
第53計算期間	3.07
第54計算期間	13.98
第55計算期間	0.46
第56計算期間	0.72
第57計算期間	0.70
第58計算期間	4.38
第59計算期間	2.32
第60計算期間	2.28
第61計算期間	5.10
第62計算期間	1.09
第63計算期間	13.51
第64計算期間	3.14
第65計算期間	3.55
第66計算期間	0.99
第67計算期間	4.15
第68計算期間	5.12
第69計算期間	2.46
第70計算期間	3.36
第71計算期間	0.94
第72計算期間	5.09
第73計算期間	0.30
第74計算期間	2.73
第75計算期間	1.44
第76計算期間	5.21
第77計算期間	2.90
第78計算期間	0.70
第79計算期間	1.28
第80計算期間	2.70
第81計算期間	3.16
第82計算期間	0.73
第83計算期間	2.84
第84計算期間	5.23
第85計算期間	6.96
第86計算期間	2.23
第87計算期間	1.43
第88計算期間	1.78
第89計算期間	3.44
第90計算期間	0.38

第91計算期間	2.67
第92計算期間	3.85
第93計算期間	0.76
第94計算期間	5.00
第95計算期間	9.45
第96計算期間	4.09
第97計算期間	0.45
第98計算期間	1.74
第99計算期間	2.11
第100計算期間	3.12
第101計算期間	2.14
第102計算期間	21.34
第103計算期間	9.35
第104計算期間	0.70
第105計算期間	16.20
第106計算期間	0.65
第107計算期間	1.41
第108計算期間	2.97
第109計算期間	2.83
第110計算期間	4.23
第111計算期間	7.44

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	65,046,666	—	65,046,666
第2計算期間	18,680,891	—	83,727,557
第3計算期間	8,537,489	9,704,771	82,560,275
第4計算期間	4,251,698	—	86,811,973
第5計算期間	64,713,827	8,422,728	143,103,072
第6計算期間	154,205,518	18,985,805	278,322,785
第7計算期間	311,767,244	29,748,528	560,341,501
第8計算期間	97,506,286	1,398,258	656,449,529
第9計算期間	16,354,639	23,310,469	649,493,699
第10計算期間	41,733,329	8,895,909	682,331,119
第11計算期間	69,914,239	19,495,792	732,749,566
第12計算期間	92,091,848	44,655,460	780,185,954
第13計算期間	59,901,750	64,573,365	775,514,339
第14計算期間	81,364,299	88,378,139	768,500,499
第15計算期間	70,392,505	51,664,808	787,228,196

第16計算期間	67,668,670	123,390,798	731,506,068
第17計算期間	143,904,764	142,361,884	733,048,948
第18計算期間	171,357,279	85,761,754	818,644,473
第19計算期間	211,193,785	59,848,892	969,989,366
第20計算期間	81,865,768	63,451,840	988,403,294
第21計算期間	67,633,484	165,742,347	890,294,431
第22計算期間	7,842,973	39,864,334	858,273,070
第23計算期間	6,447,101	53,042,801	811,677,370
第24計算期間	6,561,303	41,890,076	776,348,597
第25計算期間	2,538,295	31,025,057	747,861,835
第26計算期間	2,492,812	45,591,324	704,763,323
第27計算期間	3,275,182	38,371,846	669,666,659
第28計算期間	33,521,220	9,186,547	694,001,332
第29計算期間	6,430,208	24,779,287	675,652,253
第30計算期間	1,487,425	38,661,179	638,478,499
第31計算期間	3,392,003	39,990,893	601,879,609
第32計算期間	22,722,938	10,065,521	614,537,026
第33計算期間	7,245,724	31,456,131	590,326,619
第34計算期間	37,838,459	26,409,646	601,755,432
第35計算期間	12,298,609	3,882,082	610,171,959
第36計算期間	22,959,446	96,982,632	536,148,773
第37計算期間	32,359,722	14,213,065	554,295,430
第38計算期間	11,350,471	4,444,691	561,201,210
第39計算期間	4,123,060	24,861,046	540,463,224
第40計算期間	12,254,419	6,143,223	546,574,420
第41計算期間	3,168,050	34,607,658	515,134,812
第42計算期間	2,496,641	48,493,855	469,137,598
第43計算期間	57,587,632	42,455,278	484,269,952
第44計算期間	16,206,360	35,955,959	464,520,353
第45計算期間	2,229,459	2,107,390	464,642,422
第46計算期間	4,754,774	5,585,144	463,812,052
第47計算期間	1,863,158	16,011,932	449,663,278
第48計算期間	1,285,195	39,095,262	411,853,211
第49計算期間	2,760,547	34,673,999	379,939,759
第50計算期間	1,048,059	6,569,656	374,418,162
第51計算期間	3,065,486	42,995,829	334,487,819
第52計算期間	6,065,400	24,505,306	316,047,913
第53計算期間	1,563,042	6,566,711	311,044,244
第54計算期間	1,719,781	3,708,165	309,055,860
第55計算期間	21,638,639	6,282,378	324,412,121
第56計算期間	1,407,033	5,214,524	320,604,630
第57計算期間	12,738,219	33,356	333,309,493

第58計算期間	3,192,823	2,313,468	334,188,848
第59計算期間	5,361,406	373,675	339,176,579
第60計算期間	42,793,889	1,544,893	380,425,575
第61計算期間	42,748,549	22,939,999	400,234,125
第62計算期間	8,711,167	38,938,321	370,006,971
第63計算期間	62,965,825	44,811,686	388,161,110
第64計算期間	138,823,315	2,508,196	524,476,229
第65計算期間	46,846,334	3,006,022	568,316,541
第66計算期間	210,113,609	29,583,850	748,846,300
第67計算期間	97,478,395	8,143,558	838,181,137
第68計算期間	124,032,825	3,184,378	959,029,584
第69計算期間	130,655,446	1,631,692	1,088,053,338
第70計算期間	103,545,267	14,478,773	1,177,119,832
第71計算期間	321,518,744	28,046,587	1,470,591,989
第72計算期間	464,566,269	154,134,523	1,781,023,735
第73計算期間	755,122,963	16,791,587	2,519,355,111
第74計算期間	433,436,421	88,957,189	2,863,834,343
第75計算期間	776,583,278	220,168,485	3,420,249,136
第76計算期間	686,403,909	78,047,118	4,028,605,927
第77計算期間	958,925,110	235,777,507	4,751,753,530
第78計算期間	266,582,578	178,479,061	4,839,857,047
第79計算期間	75,545,870	62,078,956	4,853,323,961
第80計算期間	66,889,097	111,275,354	4,808,937,704
第81計算期間	101,601,808	175,442,747	4,735,096,765
第82計算期間	29,323,626	244,223,336	4,520,197,055
第83計算期間	142,193,784	76,394,964	4,585,995,875
第84計算期間	54,174,821	128,903,578	4,511,267,118
第85計算期間	89,393,572	74,015,514	4,526,645,176
第86計算期間	36,577,200	93,101,884	4,470,120,492
第87計算期間	21,548,841	102,512,491	4,389,156,842
第88計算期間	18,326,759	149,277,864	4,258,205,737
第89計算期間	70,704,820	31,861,964	4,297,048,593
第90計算期間	140,965,850	74,835,969	4,363,178,474
第91計算期間	198,520,085	111,482,767	4,450,215,792
第92計算期間	29,812,988	104,589,076	4,375,439,704
第93計算期間	139,558,056	41,931,198	4,473,066,562
第94計算期間	90,083,053	12,036,141	4,551,113,474
第95計算期間	84,709,767	108,826,221	4,526,997,020
第96計算期間	162,542,771	27,785,655	4,661,754,136
第97計算期間	42,624,848	26,854,136	4,677,524,848
第98計算期間	154,191,842	103,946,584	4,727,770,106
第99計算期間	17,902,116	234,744,106	4,510,928,116

第100計算期間	22,457,161	83,360,377	4,450,024,900
第101計算期間	15,881,103	43,371,348	4,422,534,655
第102計算期間	43,242,264	158,672,675	4,307,104,244
第103計算期間	35,617,269	284,488,580	4,058,232,933
第104計算期間	30,105,379	5,984,242	4,082,354,070
第105計算期間	26,910,382	7,434,643	4,101,829,809
第106計算期間	22,732,982	103,948,941	4,020,613,850
第107計算期間	26,188,012	18,018,889	4,028,782,973
第108計算期間	26,599,423	243,407,213	3,811,975,183
第109計算期間	26,137,752	39,616,182	3,798,496,753
第110計算期間	8,916,623	250,165,009	3,557,248,367
第111計算期間	7,192,373	71,521,415	3,492,919,325

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	パミューダ	704,790,754	99.40
親投資信託受益証券	日本	654,426	0.09
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	3,586,448	0.51
純資産総額		709,031,628	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
パミューダ	投資信託受益証券	ビムコ パミューダ エマージングマーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J（KRW）	30,224.8455	8,075	244,065,627	8,087	244,428,325	34.47
パミューダ	投資信託受益証券	ビムコ パミューダ エマージングマーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J（IDR）	39,390.9083	5,921	233,233,568	5,919	233,154,786	32.88

バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ バミューダ エマージングマーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス J (I N R)	41,198,1221	5,460	224,941,746	5,515	227,207,643	32.04
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	642,729	1.0182	654,426	1.0182	654,426	0.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.40
親投資信託受益証券	0.09
合計	99.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(平成23年10月13日)	108,947,836	108,947,836	10,237	10,237
第2計算期間末日	(平成23年11月14日)	120,289,448	120,289,448	10,608	10,608
第3計算期間末日	(平成23年12月13日)	127,619,607	128,992,886	10,222	10,332
第4計算期間末日	(平成24年 1月13日)	175,658,242	177,548,433	10,222	10,332
第5計算期間末日	(平成24年 2月13日)	145,952,395	147,429,856	10,866	10,976
第6計算期間末日	(平成24年 3月13日)	483,281,527	487,872,800	11,579	11,689
第7計算期間末日	(平成24年 4月13日)	2,069,198,586	2,089,651,906	11,128	11,238
第8計算期間末日	(平成24年 5月14日)	2,614,029,266	2,640,699,812	10,781	10,891
第9計算期間末日	(平成24年 6月13日)	2,542,461,523	2,569,977,621	10,164	10,274
第10計算期間末日	(平成24年 7月13日)	2,596,707,362	2,624,228,780	10,379	10,489
第11計算期間末日	(平成24年 8月13日)	2,321,208,644	2,345,613,098	10,463	10,573

第12計算期間末日	(平成24年 9月13日)	2,356,132,410	2,380,674,627	10,560	10,670
第13計算期間末日	(平成24年10月15日)	2,169,327,925	2,191,207,267	10,906	11,016
第14計算期間末日	(平成24年11月13日)	1,923,687,997	1,942,970,979	10,974	11,084
第15計算期間末日	(平成24年12月13日)	2,028,535,629	2,047,696,810	11,645	11,755
第16計算期間末日	(平成25年 1月15日)	1,868,869,155	1,884,971,079	12,767	12,877
第17計算期間末日	(平成25年 2月13日)	2,864,124,515	2,888,077,477	13,153	13,263
第18計算期間末日	(平成25年 3月13日)	3,513,958,128	3,542,461,185	13,561	13,671
第19計算期間末日	(平成25年 4月15日)	3,765,487,832	3,798,479,582	13,696	13,816
第20計算期間末日	(平成25年 5月13日)	4,304,857,726	4,341,470,140	14,110	14,230
第21計算期間末日	(平成25年 6月13日)	3,735,632,169	3,772,532,184	12,148	12,268
第22計算期間末日	(平成25年 7月16日)	3,628,903,003	3,664,788,320	12,135	12,255
第23計算期間末日	(平成25年 8月13日)	3,346,036,485	3,380,404,791	11,683	11,803
第24計算期間末日	(平成25年 9月13日)	2,585,329,645	2,612,128,529	11,577	11,697
第25計算期間末日	(平成25年10月15日)	2,504,460,458	2,529,872,631	11,826	11,946
第26計算期間末日	(平成25年11月13日)	2,362,447,420	2,386,840,020	11,622	11,742
第27計算期間末日	(平成25年12月13日)	2,071,646,344	2,092,295,672	12,039	12,159
第28計算期間末日	(平成26年 1月14日)	2,078,859,243	2,099,298,768	12,205	12,325
第29計算期間末日	(平成26年 2月13日)	1,886,093,157	1,905,127,112	11,891	12,011
第30計算期間末日	(平成26年 3月13日)	1,729,829,270	1,747,252,092	11,914	12,034
第31計算期間末日	(平成26年 4月14日)	1,627,124,623	1,643,267,445	12,095	12,215
第32計算期間末日	(平成26年 5月13日)	1,545,654,964	1,560,778,195	12,264	12,384
第33計算期間末日	(平成26年 6月13日)	1,401,909,851	1,415,461,261	12,414	12,534
第34計算期間末日	(平成26年 7月14日)	1,227,523,422	1,239,470,927	12,329	12,449
第35計算期間末日	(平成26年 8月13日)	1,156,144,360	1,167,761,665	11,942	12,062
第36計算期間末日	(平成26年 9月16日)	999,276,420	1,008,878,792	12,488	12,608
第37計算期間末日	(平成26年10月14日)	936,611,513	945,912,730	12,084	12,204
第38計算期間末日	(平成26年11月13日)	919,259,208	927,909,422	12,752	12,872
第39計算期間末日	(平成26年12月15日)	759,298,227	767,046,441	11,760	11,880
第40計算期間末日	(平成27年 1月13日)	759,985,797	767,796,257	11,676	11,796
第41計算期間末日	(平成27年 2月13日)	722,103,257	729,695,190	11,414	11,534
第42計算期間末日	(平成27年 3月13日)	688,683,152	695,798,780	11,614	11,734
第43計算期間末日	(平成27年 4月13日)	668,023,343	674,770,666	11,881	12,001
第44計算期間末日	(平成27年 5月13日)	644,516,869	651,084,722	11,776	11,896
第45計算期間末日	(平成27年 6月15日)	642,015,985	648,443,679	11,986	12,106
第46計算期間末日	(平成27年 7月13日)	553,251,400	558,882,328	11,790	11,910
第47計算期間末日	(平成27年 8月13日)	489,761,975	495,066,651	11,079	11,199
第48計算期間末日	(平成27年 9月14日)	436,204,755	441,346,575	10,180	10,300
第49計算期間末日	(平成27年10月13日)	429,295,781	434,229,088	10,442	10,562
第50計算期間末日	(平成27年11月13日)	439,021,692	443,942,079	10,707	10,827
第51計算期間末日	(平成27年12月14日)	372,750,777	377,303,268	9,825	9,945
第52計算期間末日	(平成28年 1月13日)	352,405,870	356,872,988	9,467	9,587
第53計算期間末日	(平成28年 2月15日)	314,623,843	318,893,178	8,843	8,963

第54計算期間末日	(平成28年 3月14日)	321,995,473	326,037,389	9,560	9,680
第55計算期間末日	(平成28年 4月13日)	310,990,448	314,978,640	9,357	9,477
第56計算期間末日	(平成28年 5月13日)	304,998,000	308,925,177	9,320	9,440
第57計算期間末日	(平成28年 6月13日)	294,805,171	298,653,881	9,192	9,312
第58計算期間末日	(平成28年 7月13日)	294,140,750	297,995,217	9,157	9,277
第59計算期間末日	(平成28年 8月15日)	279,581,348	283,298,661	9,025	9,145
第60計算期間末日	(平成28年 9月13日)	267,727,184	271,296,064	9,002	9,122
第61計算期間末日	(平成28年10月13日)	288,190,411	291,955,774	9,184	9,304
第62計算期間末日	(平成28年11月14日)	319,498,475	323,818,252	8,875	8,995
第63計算期間末日	(平成28年12月13日)	393,339,311	398,140,834	9,830	9,950
第64計算期間末日	(平成29年 1月13日)	386,132,226	390,891,020	9,737	9,857
第65計算期間末日	(平成29年 2月13日)	385,024,273	389,690,512	9,902	10,022
第66計算期間末日	(平成29年 3月13日)	379,707,952	384,318,729	9,882	10,002
第67計算期間末日	(平成29年 4月13日)	378,678,476	383,411,702	9,601	9,721
第68計算期間末日	(平成29年 5月15日)	390,209,463	394,915,987	9,949	10,069
第69計算期間末日	(平成29年 6月13日)	438,361,175	443,897,713	9,501	9,621
第70計算期間末日	(平成29年 7月13日)	568,978,328	576,049,957	9,655	9,775
第71計算期間末日	(平成29年 8月14日)	684,290,199	693,102,297	9,318	9,438
第72計算期間末日	(平成29年 9月13日)	824,854,659	835,243,528	9,528	9,648
第73計算期間末日	(平成29年10月13日)	885,075,843	896,217,842	9,532	9,652
第74計算期間末日	(平成29年11月13日)	1,009,726,626	1,022,490,986	9,493	9,613
第75計算期間末日	(平成29年12月13日)	1,162,377,696	1,176,944,297	9,576	9,696
第76計算期間末日	(平成30年 1月15日)	1,188,877,245	1,203,768,841	9,580	9,700
第77計算期間末日	(平成30年 2月13日)	1,300,931,112	1,318,312,751	8,981	9,101
第78計算期間末日	(平成30年 3月13日)	1,283,177,556	1,300,859,517	8,708	8,828
第79計算期間末日	(平成30年 4月13日)	1,237,792,521	1,255,002,583	8,631	8,751
第80計算期間末日	(平成30年 5月14日)	1,218,695,940	1,236,044,753	8,430	8,550
第81計算期間末日	(平成30年 6月13日)	1,190,618,355	1,207,864,113	8,285	8,405
第82計算期間末日	(平成30年 7月13日)	1,099,829,290	1,116,143,578	8,090	8,210
第83計算期間末日	(平成30年 8月13日)	984,679,739	999,752,270	7,840	7,960
第84計算期間末日	(平成30年 9月13日)	922,187,167	936,815,270	7,565	7,685
第85計算期間末日	(平成30年10月15日)	905,799,352	916,562,909	7,574	7,664
第86計算期間末日	(平成30年11月13日)	879,840,832	890,153,149	7,679	7,769
第87計算期間末日	(平成30年12月13日)	858,532,395	868,709,164	7,593	7,683
第88計算期間末日	(平成31年 1月15日)	829,832,338	839,984,855	7,356	7,446
第89計算期間末日	(平成31年 2月13日)	905,311,012	916,061,877	7,579	7,669
第90計算期間末日	(平成31年 3月13日)	902,146,890	912,810,787	7,614	7,704
第91計算期間末日	(平成31年 4月15日)	933,658,714	944,595,935	7,683	7,773
第92計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	889,011,733	899,966,570	7,304	7,394
第93計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	922,598,586	934,051,931	7,250	7,340
第94計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	970,596,947	982,421,939	7,387	7,477
第95計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	941,372,208	953,782,288	6,827	6,917

第96計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	998,532,301	1,011,278,900	7,050	7,140
第97計算期間末日	(令和 1年10月15日)	1,032,313,467	1,041,128,505	7,026	7,086
第98計算期間末日	(令和 1年11月13日)	1,003,109,633	1,011,541,943	7,138	7,198
第99計算期間末日	(令和 1年12月13日)	977,783,781	986,000,208	7,140	7,200
第100計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	997,892,393	1,005,988,843	7,395	7,455
第101計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	968,289,535	976,202,762	7,342	7,402
第102計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	763,290,726	770,916,387	6,006	6,066
第103計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	664,958,729	672,228,363	5,488	5,548
第104計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	691,575,632	698,818,256	5,729	5,789
第105計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	754,598,191	761,894,445	6,205	6,265
第106計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	734,854,236	741,939,968	6,223	6,283
第107計算期間末日	(令和 2年 8月13日)	711,416,042	718,194,088	6,298	6,358
第108計算期間末日	(令和 2年 9月14日)	688,888,220	695,489,314	6,262	6,322
第109計算期間末日	(令和 2年10月13日)	683,810,966	688,194,725	6,239	6,279
第110計算期間末日	(令和 2年11月13日)	701,620,095	706,007,099	6,397	6,437
第111計算期間末日	(令和 2年12月14日)	717,123,124	721,463,379	6,609	6,649
	令和 1年12月末日	978,288,574	—	7,262	—
	令和 2年 1月末日	947,462,906	—	7,227	—
	2月末日	931,094,870	—	7,104	—
	3月末日	646,216,186	—	5,277	—
	4月末日	677,778,452	—	5,617	—
	5月末日	727,050,036	—	5,984	—
	6月末日	763,296,598	—	6,282	—
	7月末日	707,616,508	—	6,180	—
	8月末日	715,254,353	—	6,334	—
	9月末日	679,009,266	—	6,192	—
	10月末日	674,119,954	—	6,147	—
	11月末日	715,906,841	—	6,503	—
	12月末日	709,031,628	—	6,627	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	110円
第4計算期間	110円
第5計算期間	110円
第6計算期間	110円
第7計算期間	110円
第8計算期間	110円

第9計算期間	110円
第10計算期間	110円
第11計算期間	110円
第12計算期間	110円
第13計算期間	110円
第14計算期間	110円
第15計算期間	110円
第16計算期間	110円
第17計算期間	110円
第18計算期間	110円
第19計算期間	120円
第20計算期間	120円
第21計算期間	120円
第22計算期間	120円
第23計算期間	120円
第24計算期間	120円
第25計算期間	120円
第26計算期間	120円
第27計算期間	120円
第28計算期間	120円
第29計算期間	120円
第30計算期間	120円
第31計算期間	120円
第32計算期間	120円
第33計算期間	120円
第34計算期間	120円
第35計算期間	120円
第36計算期間	120円
第37計算期間	120円
第38計算期間	120円
第39計算期間	120円
第40計算期間	120円
第41計算期間	120円
第42計算期間	120円
第43計算期間	120円
第44計算期間	120円
第45計算期間	120円
第46計算期間	120円
第47計算期間	120円
第48計算期間	120円
第49計算期間	120円
第50計算期間	120円

第51計算期間	120円
第52計算期間	120円
第53計算期間	120円
第54計算期間	120円
第55計算期間	120円
第56計算期間	120円
第57計算期間	120円
第58計算期間	120円
第59計算期間	120円
第60計算期間	120円
第61計算期間	120円
第62計算期間	120円
第63計算期間	120円
第64計算期間	120円
第65計算期間	120円
第66計算期間	120円
第67計算期間	120円
第68計算期間	120円
第69計算期間	120円
第70計算期間	120円
第71計算期間	120円
第72計算期間	120円
第73計算期間	120円
第74計算期間	120円
第75計算期間	120円
第76計算期間	120円
第77計算期間	120円
第78計算期間	120円
第79計算期間	120円
第80計算期間	120円
第81計算期間	120円
第82計算期間	120円
第83計算期間	120円
第84計算期間	120円
第85計算期間	90円
第86計算期間	90円
第87計算期間	90円
第88計算期間	90円
第89計算期間	90円
第90計算期間	90円
第91計算期間	90円
第92計算期間	90円

第93計算期間	90円
第94計算期間	90円
第95計算期間	90円
第96計算期間	90円
第97計算期間	60円
第98計算期間	60円
第99計算期間	60円
第100計算期間	60円
第101計算期間	60円
第102計算期間	60円
第103計算期間	60円
第104計算期間	60円
第105計算期間	60円
第106計算期間	60円
第107計算期間	60円
第108計算期間	60円
第109計算期間	40円
第110計算期間	40円
第111計算期間	40円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.37
第2計算期間	3.62
第3計算期間	2.60
第4計算期間	1.07
第5計算期間	7.37
第6計算期間	7.57
第7計算期間	2.94
第8計算期間	2.12
第9計算期間	4.70
第10計算期間	3.19
第11計算期間	1.86
第12計算期間	1.97
第13計算期間	4.31
第14計算期間	1.63
第15計算期間	7.11
第16計算期間	10.57
第17計算期間	3.88
第18計算期間	3.93

第19計算期間	1.88
第20計算期間	3.89
第21計算期間	13.05
第22計算期間	0.88
第23計算期間	2.73
第24計算期間	0.11
第25計算期間	3.18
第26計算期間	0.71
第27計算期間	4.62
第28計算期間	2.37
第29計算期間	1.58
第30計算期間	1.20
第31計算期間	2.52
第32計算期間	2.38
第33計算期間	2.20
第34計算期間	0.28
第35計算期間	2.16
第36計算期間	5.57
第37計算期間	2.27
第38計算期間	6.52
第39計算期間	6.83
第40計算期間	0.30
第41計算期間	1.21
第42計算期間	2.80
第43計算期間	3.33
第44計算期間	0.12
第45計算期間	2.80
第46計算期間	0.63
第47計算期間	5.01
第48計算期間	7.03
第49計算期間	3.75
第50計算期間	3.68
第51計算期間	7.11
第52計算期間	2.42
第53計算期間	5.32
第54計算期間	9.46
第55計算期間	0.86
第56計算期間	0.88
第57計算期間	0.08
第58計算期間	0.92
第59計算期間	0.13
第60計算期間	1.07

第61計算期間	3.35
第62計算期間	2.05
第63計算期間	12.11
第64計算期間	0.27
第65計算期間	2.92
第66計算期間	1.00
第67計算期間	1.62
第68計算期間	4.87
第69計算期間	3.29
第70計算期間	2.88
第71計算期間	2.24
第72計算期間	3.54
第73計算期間	1.30
第74計算期間	0.84
第75計算期間	2.13
第76計算期間	1.29
第77計算期間	5.00
第78計算期間	1.70
第79計算期間	0.49
第80計算期間	0.93
第81計算期間	0.29
第82計算期間	0.90
第83計算期間	1.60
第84計算期間	1.97
第85計算期間	1.30
第86計算期間	2.57
第87計算期間	0.05
第88計算期間	1.93
第89計算期間	4.25
第90計算期間	1.64
第91計算期間	2.08
第92計算期間	3.76
第93計算期間	0.49
第94計算期間	3.13
第95計算期間	6.36
第96計算期間	4.58
第97計算期間	0.51
第98計算期間	2.44
第99計算期間	0.86
第100計算期間	4.41
第101計算期間	0.09
第102計算期間	17.37

第103計算期間	7.62
第104計算期間	5.48
第105計算期間	9.35
第106計算期間	1.25
第107計算期間	2.16
第108計算期間	0.38
第109計算期間	0.27
第110計算期間	3.17
第111計算期間	3.93

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	106,423,936	—	106,423,936
第2計算期間	6,982,869	13,242	113,393,563
第3計算期間	11,459,421	9,380	124,843,604
第4計算期間	52,608,544	5,616,522	171,835,626
第5計算期間	28,219,286	65,740,199	134,314,713
第6計算期間	310,628,744	27,554,937	417,388,520
第7計算期間	1,442,199,920	195,707	1,859,392,733
第8計算期間	584,742,106	19,539,733	2,424,595,106
第9計算期間	110,361,942	33,493,551	2,501,463,497
第10計算期間	57,562,699	57,079,083	2,501,947,113
第11計算期間	39,132,549	322,492,927	2,218,586,735
第12計算期間	112,670,694	100,146,764	2,231,110,665
第13計算期間	45,987,700	288,067,227	1,989,031,138
第14計算期間	78,384,857	314,417,560	1,752,998,435
第15計算期間	416,517,687	427,590,575	1,741,925,547
第16計算期間	268,893,614	547,007,834	1,463,811,327
第17計算期間	923,385,245	209,654,547	2,177,542,025
第18計算期間	602,752,525	189,107,546	2,591,187,004
第19計算期間	449,424,407	291,298,833	2,749,312,578
第20計算期間	543,208,838	241,486,836	3,051,034,580
第21計算期間	409,700,949	385,734,254	3,075,001,275
第22計算期間	24,775,646	109,333,781	2,990,443,140
第23計算期間	34,759,582	161,177,183	2,864,025,539
第24計算期間	12,953,990	643,739,141	2,233,240,388
第25計算期間	13,343,435	128,902,669	2,117,681,154
第26計算期間	21,962,183	106,926,632	2,032,716,705
第27計算期間	5,363,053	317,302,393	1,720,777,365

第28計算期間	83,839,782	101,323,329	1,703,293,818
第29計算期間	2,032,557	119,163,430	1,586,162,945
第30計算期間	4,940,312	139,201,411	1,451,901,846
第31計算期間	2,823,254	109,489,923	1,345,235,177
第32計算期間	7,688,281	92,654,132	1,260,269,326
第33計算期間	5,823,972	136,809,109	1,129,284,189
第34計算期間	2,240,557	135,899,281	995,625,465
第35計算期間	2,994,026	30,510,721	968,108,770
第36計算期間	21,305,565	189,216,652	800,197,683
第37計算期間	22,414,155	47,510,385	775,101,453
第38計算期間	821,139	55,071,403	720,851,189
第39計算期間	2,232,683	77,399,347	645,684,525
第40計算期間	11,672,579	6,485,390	650,871,714
第41計算期間	2,429,551	20,640,105	632,661,160
第42計算期間	1,599,000	41,291,108	592,969,052
第43計算期間	1,824,742	32,516,813	562,276,981
第44計算期間	742,086	15,697,959	547,321,108
第45計算期間	3,950,661	15,630,558	535,641,211
第46計算期間	1,872,827	68,270,022	469,244,016
第47計算期間	719,081	27,906,685	442,056,412
第48計算期間	2,139,564	15,710,945	428,485,031
第49計算期間	2,178,506	19,554,585	411,108,952
第50計算期間	775,454	1,852,073	410,032,333
第51計算期間	741,130	31,399,155	379,374,308
第52計算期間	2,489,272	9,603,672	372,259,908
第53計算期間	1,312,910	17,794,824	355,777,994
第54計算期間	1,386,171	20,337,794	336,826,371
第55計算期間	1,295,415	5,772,371	332,349,415
第56計算期間	967,036	6,051,634	327,264,817
第57計算期間	1,573,929	8,112,881	320,725,865
第58計算期間	3,368,601	2,888,867	321,205,599
第59計算期間	980,312	12,409,775	309,776,136
第60計算期間	9,250,695	21,620,112	297,406,719
第61計算期間	17,967,788	1,594,188	313,780,319
第62計算期間	47,878,284	1,677,108	359,981,495
第63計算期間	40,707,170	561,698	400,126,967
第64計算期間	2,561,687	6,122,441	396,566,213
第65計算期間	8,165,394	15,878,295	388,853,312
第66計算期間	1,207,002	5,828,869	384,231,445
第67計算期間	13,814,438	3,610,300	394,435,583
第68計算期間	8,321,595	10,546,787	392,210,391
第69計算期間	90,631,484	21,463,674	461,378,201

第70計算期間	141,526,853	13,602,590	589,302,464
第71計算期間	155,739,269	10,700,178	734,341,555
第72計算期間	133,594,642	2,197,093	865,739,104
第73計算期間	118,183,838	55,422,950	928,499,992
第74計算期間	148,686,905	13,490,182	1,063,696,715
第75計算期間	157,876,235	7,689,488	1,213,883,462
第76計算期間	120,974,425	93,891,496	1,240,966,391
第77計算期間	223,418,584	15,915,052	1,448,469,923
第78計算期間	62,900,651	37,873,776	1,473,496,798
第79計算期間	57,896,962	97,221,914	1,434,171,846
第80計算期間	19,725,497	8,162,888	1,445,734,455
第81計算期間	14,126,186	22,714,086	1,437,146,555
第82計算期間	42,597,912	120,220,444	1,359,524,023
第83計算期間	14,068,864	117,548,610	1,256,044,277
第84計算期間	12,776,525	49,812,166	1,219,008,636
第85計算期間	14,894,954	37,952,702	1,195,950,888
第86計算期間	7,363,631	57,501,477	1,145,813,042
第87計算期間	4,606,039	19,666,888	1,130,752,193
第88計算期間	5,682,568	8,377,285	1,128,057,476
第89計算期間	82,900,359	16,417,171	1,194,540,664
第90計算期間	21,501,007	31,164,163	1,184,877,508
第91計算期間	86,642,491	56,273,163	1,215,246,836
第92計算期間	6,395,260	4,437,912	1,217,204,184
第93計算期間	89,484,623	34,094,896	1,272,593,911
第94計算期間	87,189,664	45,895,555	1,313,888,020
第95計算期間	130,293,481	65,283,665	1,378,897,836
第96計算期間	73,234,097	35,843,105	1,416,288,828
第97計算期間	83,332,224	30,448,029	1,469,173,023
第98計算期間	21,310,128	85,098,040	1,405,385,111
第99計算期間	49,628,102	85,608,680	1,369,404,533
第100計算期間	17,567,217	37,563,308	1,349,408,442
第101計算期間	15,141,224	45,678,411	1,318,871,255
第102計算期間	15,434,562	63,362,178	1,270,943,639
第103計算期間	9,313,414	68,651,343	1,211,605,710
第104計算期間	8,595,399	13,096,984	1,207,104,125
第105計算期間	9,184,813	246,515	1,216,042,423
第106計算期間	7,757,256	42,844,187	1,180,955,492
第107計算期間	8,492,604	59,773,711	1,129,674,385
第108計算期間	7,627,554	37,119,456	1,100,182,483
第109計算期間	6,963,838	11,206,442	1,095,939,879
第110計算期間	5,196,534	4,385,239	1,096,751,174
第111計算期間	4,547,432	16,234,681	1,085,063,925

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	72,926,983	99.75
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	182,721	0.25
純資産総額		73,109,704	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	71,623,437	1.0182	72,926,984	1.0182	72,926,983	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成23年12月13日）	1,000,168	1,000,168	10,002	10,002
第2計算期間末日（平成24年6月13日）	12,338,615	12,338,615	10,006	10,006
第3計算期間末日（平成24年12月13日）	123,484,466	123,484,466	10,008	10,008
第4計算期間末日（平成25年6月13日）	155,570,011	155,570,011	10,007	10,007
第5計算期間末日（平成25年12月13日）	41,143,736	41,143,736	10,009	10,009
第6計算期間末日（平成26年6月13日）	54,016,056	54,016,056	10,012	10,012
第7計算期間末日（平成26年12月15日）	120,954,225	120,954,225	10,012	10,012
第8計算期間末日（平成27年6月15日）	30,755,806	30,755,806	10,011	10,011
第9計算期間末日（平成27年12月14日）	23,586,656	23,586,656	10,009	10,009
第10計算期間末日（平成28年6月13日）	25,298,253	25,298,253	10,008	10,008
第11計算期間末日（平成28年12月13日）	26,186,995	26,186,995	10,009	10,009
第12計算期間末日（平成29年6月13日）	80,083,680	80,083,680	10,008	10,008
第13計算期間末日（平成29年12月13日）	77,176,734	77,176,734	10,007	10,007
第14計算期間末日（平成30年6月13日）	83,085,520	83,085,520	10,006	10,006
第15計算期間末日（平成30年12月13日）	86,694,902	86,694,902	10,005	10,005
第16計算期間末日（令和1年6月13日）	84,556,627	84,556,627	10,004	10,004
第17計算期間末日（令和1年12月13日）	80,620,844	80,620,844	10,003	10,003
第18計算期間末日（令和2年6月15日）	73,115,175	73,115,175	10,002	10,002
第19計算期間末日（令和2年12月14日）	73,110,146	73,110,146	10,001	10,001
令和1年12月末日	78,421,923	—	10,003	—
令和2年1月末日	76,626,213	—	10,003	—
2月末日	76,951,113	—	10,003	—
3月末日	76,736,824	—	10,002	—
4月末日	76,616,110	—	10,002	—
5月末日	73,115,634	—	10,002	—
6月末日	73,114,760	—	10,002	—
7月末日	73,113,904	—	10,001	—
8月末日	73,113,047	—	10,001	—
9月末日	73,132,399	—	10,001	—
10月末日	73,111,391	—	10,001	—
11月末日	73,110,533	—	10,001	—
12月末日	73,109,704	—	10,001	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.02
第2計算期間	0.03
第3計算期間	0.01
第4計算期間	0.00
第5計算期間	0.01
第6計算期間	0.02
第7計算期間	0.00
第8計算期間	0.00
第9計算期間	0.01
第10計算期間	0.00
第11計算期間	0.00
第12計算期間	0.00
第13計算期間	0.00
第14計算期間	0.00
第15計算期間	0.00
第16計算期間	0.00

第17計算期間	0.00
第18計算期間	0.00
第19計算期間	0.00

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,000,000	—	1,000,000
第2計算期間	21,828,791	10,496,959	12,331,832
第3計算期間	180,745,463	69,687,609	123,389,686
第4計算期間	802,295,178	770,222,383	155,462,481
第5計算期間	558,429,395	672,785,045	41,106,831
第6計算期間	146,359,998	133,517,592	53,949,237
第7計算期間	375,940,554	309,083,326	120,806,465
第8計算期間	365,732,144	455,815,601	30,723,008
第9計算期間	69,071,428	76,228,985	23,565,451
第10計算期間	19,517,675	17,806,171	25,276,955
第11計算期間	18,159,047	17,271,572	26,164,430
第12計算期間	142,347,695	88,491,080	80,021,045
第13計算期間	20,023,633	22,923,119	77,121,559
第14計算期間	16,360,281	10,449,714	83,032,126
第15計算期間	60,645,724	57,023,791	86,654,059
第16計算期間	1,816,003	3,947,765	84,522,297
第17計算期間	4,590,941	8,519,158	80,594,080
第18計算期間	1,678,921	9,169,851	73,103,150
第19計算期間	40,366	40,366	73,103,150

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,205,112,862	100.00
純資産総額		1,205,112,862	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報



運用実績

2020年12月30日現在

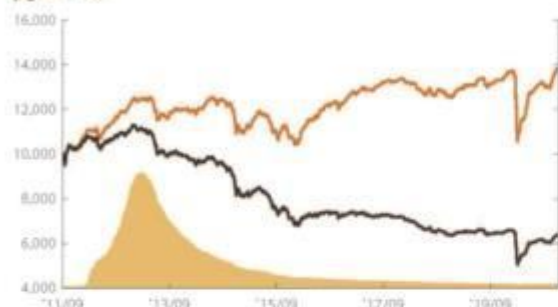
■基準価額・純資産の推移

2011年9月21日(設定日)～2020年12月30日(各ファンド(メキシコペソコース/トルコリラコースを除く))
2013年5月29日(設定日)～2020年12月30日(メキシコペソコース/トルコリラコース)

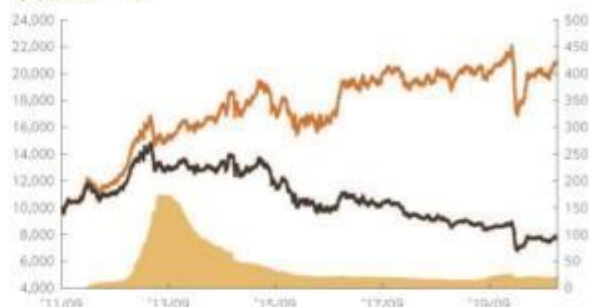
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

—— 純資産価額(億円)【右目盛】 —— 基準価額(分配金再投資)【右目盛】 —— 基準価額【左目盛】

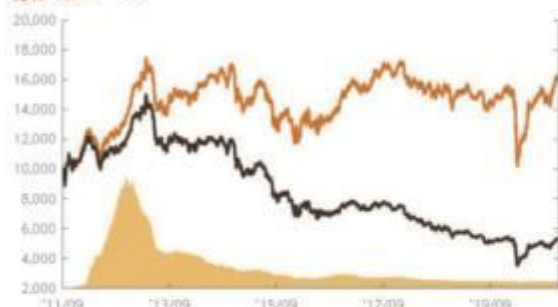
円コース



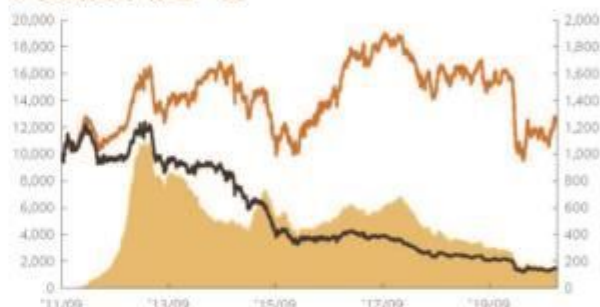
米ドルコース



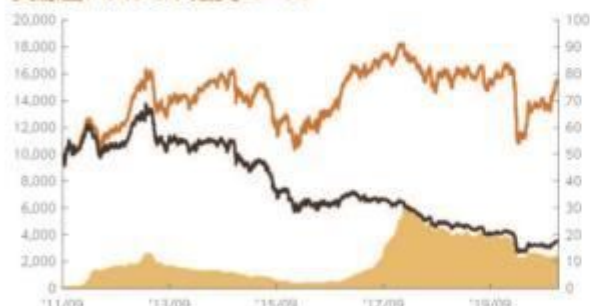
豪ドルコース



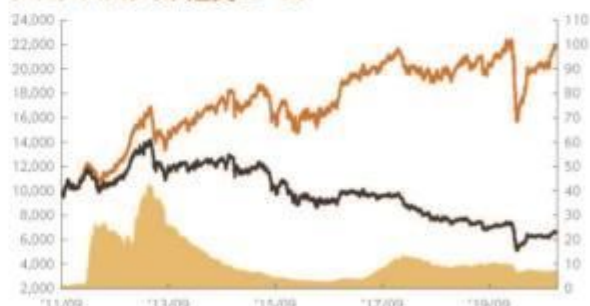
ブラジルレアルコース



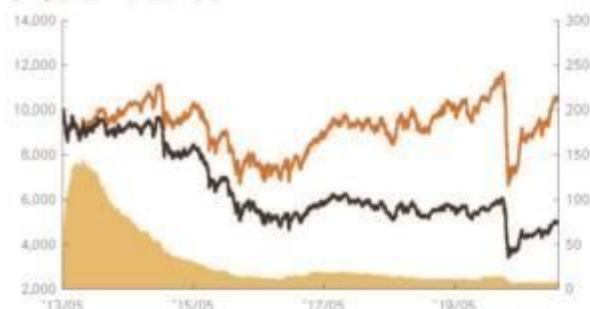
資源国バスケット通貨コース



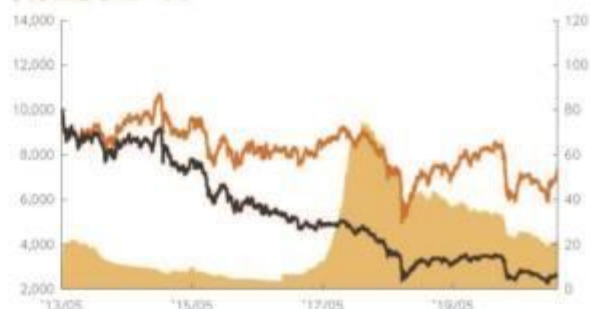
アジアバスケット通貨コース



メキシコペソコース

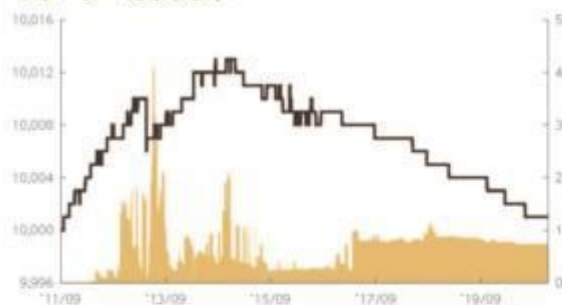


トルコリラコース



上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

マネーブルファンド



■基準価額・純資産

	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	資源国バスケット通貨コース	アジアバスケット通貨コース
基準価額	6,375円	7,762円	5,342円	1,466円	3,498円	6,627円
純資産総額	46.3億円	19.7億円	11.0億円	155.6億円	11.5億円	7.0億円
	メキシコペソコース	トルコリラコース	マネーブルファンド			
基準価額	5,013円	2,745円	10,001円			
純資産総額	7.3億円	21.9億円	0.7億円			

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■分配の推移

	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	資源国バスケット通貨コース	アジアバスケット通貨コース
2020 年 12月	25円	50円	15円	10円	20円	40円
2020 年 11月	25円	50円	15円	10円	20円	40円
2020 年 10月	25円	50円	15円	10円	20円	40円
2020 年 9月	25円	70円	30円	20円	40円	60円
2020 年 8月	25円	70円	30円	20円	40円	60円
2020 年 7月	25円	70円	30円	20円	40円	60円
直近1年間累計	300円	780円	315円	210円	420円	660円
設定来累計	6,435円	10,610円	9,645円	12,090円	10,860円	11,600円

	メキシコペソコース	トルコリラコース		マネープールファンド
2020 年 12月	40円	25円	2020 年 12月	0円
2020 年 11月	40円	25円	2020 年 6月	0円
2020 年 10月	40円	25円	2019 年 12月	0円
2020 年 9月	40円	25円	2019 年 6月	0円
2020 年 8月	40円	25円	2018 年 12月	0円
2020 年 7月	40円	25円	2018 年 6月	0円
直近1年間累計	480円	300円	設定来累計	0円
設定来累計	4,820円	5,215円		

•分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■主要な資産の状況

各ファンド(マネープールファンドを除く)

資産構成	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルレアルコース
外国投資信託	99.7%	99.5%	99.5%	99.5%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	0.2%	0.4%	0.4%	0.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資産構成	資源国バスケット通貨コース	アジアバスケット通貨コース	メキシコペソコース	トルコリラコース
外国投資信託	99.2%	99.4%	99.1%	99.1%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	0.7%	0.5%	0.8%	0.8%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1 TEVA PHARM FNC NL II CO GTD SR UNSEC	1.2500%	2023/03/31	2.2%
2 QNB FINANSBANK AS/TURKEY SR UNSEC 144A	6.8750%	2024/09/07	2.1%
3 STATE OF RIO DE JANEIRO	6.0244%	2021/01/04	2.1%
4 WYNN MACAU LTD SR UNSEC 144A	5.5000%	2026/01/15	2.0%
5 TEVA PHARMACEUTICALS NE SR UNSEC SMR	2.8000%	2023/07/21	1.9%
6 RIO OIL FINANCE TRUST SEC 144A	8.2000%	2028/04/06	1.9%
7 ALTICE FINANCING SA SR SEC 144A	7.5000%	2026/05/15	1.9%
8 KUWAIT PROJECTS CO SPC L SR UNSEC	4.2290%	2026/10/29	1.7%
9 TURKIYE VAKIFLAR BANKASI	6.0000%	2022/11/01	1.7%
10 TURK SISE VE CAM FABRIKA SR UNSEC REGS	6.9500%	2026/03/14	1.6%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の組入債券評価額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 現金同等資産(米国短期国債等)を除いて表示しています。

マネープールファンド

資産構成	比率
コールローン他 (負債控除後)	100.0%
合計	100.0%

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■年間収益率の推移

- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ファンドにベンチマークはありません。

円コース



●2011年は設定日から年末までの収益率を表示

米ドルコース



●2011年は設定日から年末までの収益率を表示

豪ドルコース



●2011年は設定日から年末までの収益率を表示

ブラジルリアルコース



●2011年は設定日から年末までの収益率を表示

資源国バスケット通貨コース



●2011年は設定日から年末までの収益率を表示

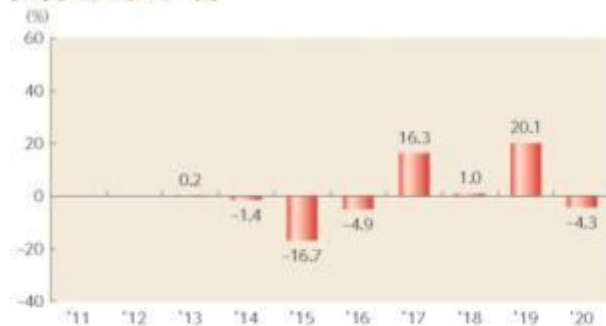
アジアバスケット通貨コース



●2011年は設定日から年末までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

メキシコペソコース



※2013年は設定日から年末までの収益率を表示

トルコリラコース



※2013年は設定日から年末までの収益率を表示

マネーボールファンド



※2011年は設定日から年末までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、各ファンド（「マネーボールファンド」を除きます。）につき、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

「マネーボールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。）

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

「マネープールファンド」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

「マネープールファンド」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

上記の場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】**（１）【資産の評価】****基準価額の算出方法**

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または

一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

「円コース（毎月分配型）」

「米ドルコース（毎月分配型）」
「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」
「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」
「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」
「マネープールファンド」

2026年6月12日まで（2011年9月21日設定）

「メキシコペソコース（毎月分配型）」
「トルコリラコース（毎月分配型）」

2026年6月12日まで（2013年5月29日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

「円コース（毎月分配型）」
「米ドルコース（毎月分配型）」
「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」
「メキシコペソコース（毎月分配型）」
「トルコリラコース（毎月分配型）」
「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」
「アジアバスケット通貨コース（毎月分配型）」
毎月14日から翌月13日まで
「マネープールファンド」

毎年6月14日から12月13日および12月14日から翌年6月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

なお、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合には償還となります。また、マネープールファンドにつき、マネープールファンドを除く各ファンドがすべてその信託を終了させることとなる場合には償還となります。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け

出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、契約締結日から1年間とし、期間満了6ヵ月前までに相手方から書面による契約終了の申出がない限り、本契約は1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎年6月および12月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年6月16日から令和2年12月14日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,179,188	13,388,176
投資信託受益証券	4,446,985,636	4,606,807,187
親投資信託受益証券	3,927,327	3,927,327
未収入金	22,000,000	32,000,000
流動資産合計	4,487,092,151	4,656,122,690
資産合計	4,487,092,151	4,656,122,690
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,677,727	18,217,616
未払解約金	1,104,190	5,600,951
未払受託者報酬	172,505	172,620
未払委託者報酬	7,202,105	7,206,751
未払利息	8	10
その他未払費用	12,926	12,936
流動負債合計	27,169,461	31,210,884
負債合計	27,169,461	31,210,884
純資産の部		
元本等		
元本	7,471,090,953	7,287,046,426
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,011,168,263	2,662,134,620
（分配準備積立金）	98,453,423	142,179,751
元本等合計	4,459,922,690	4,624,911,806
純資産合計	4,459,922,690	4,624,911,806
負債純資産合計	4,487,092,151	4,656,122,690

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
営業収益		
受取配当金	184,102,453	190,680,807
受取利息	44	54
有価証券売買等損益	381,475,512	244,140,744
営業収益合計	197,373,015	434,821,605
営業費用		
支払利息	2,074	2,614
受託者報酬	1,020,115	1,003,834
委託者報酬	42,589,753	41,909,829
その他費用	76,449	75,222
営業費用合計	43,688,391	42,991,499
営業利益又は営業損失（ ）	241,061,406	391,830,106
経常利益又は経常損失（ ）	241,061,406	391,830,106
当期純利益又は当期純損失（ ）	241,061,406	391,830,106
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	141,669	3,214,914
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,770,059,355	3,011,168,263
剰余金増加額又は欠損金減少額	127,976,894	262,491,292
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	127,976,894	262,491,292
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,448,969	189,836,661
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,448,969	189,836,661
分配金	113,433,758	112,236,180
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,011,168,263	2,662,134,620

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月13日および12月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 6月16日から令和 2年12月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．期首元本額	7,782,405,286円	7,471,090,953円
期中追加設定元本額	35,640,973円	489,142,600円
期中一部解約元本額	346,955,306円	673,187,127円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,011,168,263円	2,662,134,620円
３．受益権の総数	7,471,090,953口	7,287,046,426口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第100期 令和 1年12月14日 令和 2年 1月14日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>26,234,815円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	26,234,815円	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第106期 令和 2年 6月16日 令和 2年 7月13日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>29,809,141円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	29,809,141円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	26,234,815円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	29,809,141円											

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	311,598,902円	収益調整金額	C	302,888,733円
分配準備積立金額	D	53,417,811円	分配準備積立金額	D	97,849,989円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	391,251,528円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	430,547,863円
当ファンドの期末残存口数	F	7,739,450,987口	当ファンドの期末残存口数	F	7,489,815,256口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	505円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	574円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,348,627円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,724,538円
第101期 令和 2年 1月15日 令和 2年 2月13日			第107期 令和 2年 7月14日 令和 2年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,167,768円	費用控除後の配当等収益額	A	30,366,589円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	306,644,055円	収益調整金額	C	300,759,896円
分配準備積立金額	D	59,289,008円	分配準備積立金額	D	108,061,226円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	388,100,831円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	439,187,711円
当ファンドの期末残存口数	F	7,615,211,274口	当ファンドの期末残存口数	F	7,435,211,152口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	509円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	590円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,038,028円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,588,027円
第102期 令和 2年 2月14日 令和 2年 3月13日			第108期 令和 2年 8月14日 令和 2年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,254,784円	費用控除後の配当等収益額	A	25,041,627円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	303,649,325円	収益調整金額	C	306,718,214円
分配準備積立金額	D	61,772,422円	分配準備積立金額	D	118,515,559円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	384,676,531円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	450,275,400円
当ファンドの期末残存口数	F	7,540,078,828口	当ファンドの期末残存口数	F	7,515,003,048口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	510円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	599円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,850,197円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,787,507円
第103期 令和 2年 3月14日 令和 2年 4月13日			第109期 令和 2年 9月15日 令和 2年10月13日		
項目			項目		

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後の配当等収益額	A	25,665,116円	費用控除後の配当等収益額	A	24,530,399円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	302,721,332円	収益調整金額	C	313,171,437円
分配準備積立金額	D	61,893,360円	分配準備積立金額	D	123,929,651円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	390,279,808円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	461,631,487円
当ファンドの期末残存口数	F	7,515,106,009口	当ファンドの期末残存口数	F	7,612,755,105口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	519円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	606円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,787,765円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,031,887円
第104期 令和 2年 4月14日 令和 2年 5月13日			第110期 令和 2年10月14日 令和 2年11月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	32,924,455円	費用控除後の配当等収益額	A	27,950,270円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	301,862,894円	収益調整金額	C	311,492,456円
分配準備積立金額	D	68,515,209円	分配準備積立金額	D	127,728,538円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	403,302,558円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	467,171,264円
当ファンドの期末残存口数	F	7,492,565,822口	当ファンドの期末残存口数	F	7,554,642,255口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	538円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	618円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,731,414円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,886,605円
第105期 令和 2年 5月14日 令和 2年 6月15日			第111期 令和 2年11月14日 令和 2年12月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,727,136円	費用控除後の配当等収益額	A	29,636,381円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	301,068,228円	収益調整金額	C	301,644,465円
分配準備積立金額	D	82,404,014円	分配準備積立金額	D	130,760,986円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	418,199,378円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	462,041,832円
当ファンドの期末残存口数	F	7,471,090,953口	当ファンドの期末残存口数	F	7,287,046,426口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	559円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	634円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,677,727円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,217,616円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（２）デリバティブ取引 同左
	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（３）上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	295,147,359	155,563,796
親投資信託受益証券	—	—
合計	295,147,359	155,563,796

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
1口当たり純資産額	0.5970円	0.6347円
(1万口当たり純資産額)	(5,970円)	(6,347円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラ ス J (J P Y)	686,149.41	4,606,807,187	
投資信託受益証券 合計		686,149.41	4,606,807,187	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	3,857,128	3,927,327	
親投資信託受益証券 合計		3,857,128	3,927,327	
合計		4,543,277.41	4,610,734,514	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,761,634	8,753,166
投資信託受益証券	2,117,444,889	1,973,426,023
親投資信託受益証券	2,053,411	2,053,411
未収入金	19,500,000	19,100,000
流動資産合計	2,150,759,934	2,003,332,600
資産合計	2,150,759,934	2,003,332,600
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,412,954	12,797,836
未払解約金	10,891	4,389,030
未払受託者報酬	82,841	74,356
未払委託者報酬	3,458,584	3,104,326
未払利息	6	7
その他未払費用	6,203	5,565
流動負債合計	22,971,479	20,371,120
負債合計	22,971,479	20,371,120
純資産の部		
元本等		
元本	2,773,279,176	2,559,567,200
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	645,490,721	576,605,720
（分配準備積立金）	200,278	328,819
元本等合計	2,127,788,455	1,982,961,480
純資産合計	2,127,788,455	1,982,961,480
負債純資産合計	2,150,759,934	2,003,332,600

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
営業収益		
受取配当金	103,153,924	88,578,960
受取利息	26	32
有価証券売買等損益	203,866,166	46,302,174
営業収益合計	100,712,216	134,881,166
営業費用		
支払利息	2,729	1,940
受託者報酬	502,503	454,917
委託者報酬	20,979,370	18,992,857
その他費用	37,627	34,057
営業費用合計	21,522,229	19,483,771
営業利益又は営業損失（ ）	122,234,445	115,397,395
経常利益又は経常損失（ ）	122,234,445	115,397,395
当期純利益又は当期純損失（ ）	122,234,445	115,397,395
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,077,999	147,400
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	418,196,917	645,490,721
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,936,669	73,861,108
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,936,669	73,861,108
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,444,302	23,412,220
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	48,444,302	23,412,220
分配金	118,629,725	97,108,682
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	645,490,721	576,605,720

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月13日および12月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 6月16日から令和 2年12月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．期首元本額	2,894,692,224円	2,773,279,176円
期中追加設定元本額	316,432,767円	99,782,444円
期中一部解約元本額	437,845,815円	313,494,420円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	645,490,721円	576,605,720円
３．受益権の総数	2,773,279,176口	2,559,567,200口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。												
2.分配金の計算過程 第100期 令和 1年12月14日 令和 2年 1月14日	2.分配金の計算過程 第106期 令和 2年 6月16日 令和 2年 7月13日												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>16,901,185円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	16,901,185円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>14,354,999円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	14,354,999円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	16,901,185円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	14,354,999円											

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,030,872,026円	収益調整金額	C	969,268,845円
分配準備積立金額	D	215,949円	分配準備積立金額	D	200,031円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,047,989,160円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	983,823,875円
当ファンドの期末残存口数	F	2,897,604,522口	当ファンドの期末残存口数	F	2,799,389,704口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,616円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,514円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,283,231円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,595,727円
第101期 令和 2年 1月15日 令和 2年 2月13日			第107期 令和 2年 7月14日 令和 2年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,048,084円	費用控除後の配当等収益額	A	14,598,745円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,059,123,774円	収益調整金額	C	951,428,262円
分配準備積立金額	D	20,871円	分配準備積立金額	D	273,507円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,074,192,729円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	966,300,514円
当ファンドの期末残存口数	F	2,985,845,274口	当ファンドの期末残存口数	F	2,763,020,227口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,597円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,497円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,900,916円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,341,141円
第102期 令和 2年 2月14日 令和 2年 3月13日			第108期 令和 2年 8月14日 令和 2年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,126,010円	費用控除後の配当等収益額	A	11,169,582円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	971,662,845円	収益調整金額	C	922,322,437円
分配準備積立金額	D	126,109円	分配準備積立金額	D	221,548円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	983,914,964円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	933,713,567円
当ファンドの期末残存口数	F	2,754,782,253口	当ファンドの期末残存口数	F	2,691,775,154口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,571円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,468円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,283,475円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,842,426円
第103期 令和 2年 3月14日 令和 2年 4月13日			第109期 令和 2年 9月15日 令和 2年10月13日		
項目			項目		

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後の配当等収益額	A	13,745,771円	費用控除後の配当等収益額	A	11,327,288円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	967,899,546円	収益調整金額	C	916,794,232円
分配準備積立金額	D	130,813円	分配準備積立金額	D	84,876円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	981,776,130円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	928,206,396円
当ファンドの期末残存口数	F	2,764,488,229口	当ファンドの期末残存口数	F	2,697,629,437口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,551円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,440円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,351,417円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,488,147円
第104期 令和 2年 4月14日 令和 2年 5月13日			第110期 令和 2年10月14日 令和 2年11月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,537,188円	費用控除後の配当等収益額	A	12,123,373円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	964,674,116円	収益調整金額	C	884,479,534円
分配準備積立金額	D	54,021円	分配準備積立金額	D	79,140円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	981,265,325円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	896,682,047円
当ファンドの期末残存口数	F	2,771,104,649口	当ファンドの期末残存口数	F	2,608,681,016口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,541円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,437円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,397,732円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,043,405円
第105期 令和 2年 5月14日 令和 2年 6月15日			第111期 令和 2年11月14日 令和 2年12月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,155,262円	費用控除後の配当等収益額	A	12,928,599円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	962,444,919円	収益調整金額	C	866,804,672円
分配準備積立金額	D	239,346円	分配準備積立金額	D	198,056円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	979,839,527円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	879,931,327円
当ファンドの期末残存口数	F	2,773,279,176口	当ファンドの期末残存口数	F	2,559,567,200口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,533円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,437円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,412,954円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,797,836円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	142,247,670	46,060,723
親投資信託受益証券	—	—
合計	142,247,670	46,060,723

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
1口当たり純資産額	0.7672円	0.7747円
(1万口当たり純資産額)	(7,672円)	(7,747円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラ ス J (U S D)	235,267.76	1,973,426,023	
投資信託受益証券 合計		235,267.76	1,973,426,023	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,016,707	2,053,411	
親投資信託受益証券 合計		2,016,707	2,053,411	
合計		2,251,974.76	1,975,479,434	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,938,002	24,671,776
投資信託受益証券	1,078,072,576	1,129,186,030
親投資信託受益証券	1,166,002	1,166,002
未収入金	6,900,000	-
流動資産合計	1,092,076,580	1,155,023,808
資産合計	1,092,076,580	1,155,023,808
負債の部		
流動負債		
未払金	-	15,500,000
未払収益分配金	6,929,335	3,223,519
未払受託者報酬	41,553	40,238
未払委託者報酬	1,734,825	1,680,024
未払利息	3	19
その他未払費用	3,103	3,010
流動負債合計	8,708,819	20,446,810
負債合計	8,708,819	20,446,810
純資産の部		
元本等		
元本	2,309,778,657	2,149,013,111
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,226,410,896	1,014,436,113
（分配準備積立金）	2,680,504	13,931,812
元本等合計	1,083,367,761	1,134,576,998
純資産合計	1,083,367,761	1,134,576,998
負債純資産合計	1,092,076,580	1,155,023,808

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
営業収益		
受取配当金	45,141,892	45,990,076
受取利息	19	14
有価証券売買等損益	128,632,543	121,823,378
営業収益合計	83,490,632	167,813,468
営業費用		
支払利息	1,178	909
受託者報酬	230,572	239,409
委託者報酬	9,626,322	9,995,504
その他費用	17,233	17,894
営業費用合計	9,875,305	10,253,716
営業利益又は営業損失（ ）	93,365,937	157,559,752
経常利益又は経常損失（ ）	93,365,937	157,559,752
当期純利益又は当期純損失（ ）	93,365,937	157,559,752
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	455,319	1,007,078
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	987,437,554	1,226,410,896
剰余金増加額又は欠損金減少額	94,478,992	130,526,696
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	94,478,992	130,526,696
剰余金減少額又は欠損金増加額	200,372,621	47,085,579
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	200,372,621	47,085,579
分配金	40,169,095	30,033,164
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,226,410,896	1,014,436,113

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月13日および12月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 6月16日から令和 2年12月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．期首元本額	2,089,035,095円	2,309,778,657円
期中追加設定元本額	413,683,770円	95,960,047円
期中一部解約元本額	192,940,208円	256,725,593円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,226,410,896円	1,014,436,113円
３．受益権の総数	2,309,778,657口	2,149,013,111口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第100期 令和 1年12月14日 令和 2年 1月14日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,784,106円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,784,106円	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第106期 令和 2年 6月16日 令和 2年 7月13日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,725,812円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,725,812円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	6,784,106円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	7,725,812円											

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	772,578,439円	収益調整金額	C	837,072,816円
分配準備積立金額	D	533,096円	分配準備積立金額	D	2,629,465円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	779,895,641円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	847,428,093円
当ファンドの期末残存口数	F	2,089,720,560口	当ファンドの期末残存口数	F	2,271,480,534口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,732円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,730円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,269,161円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,814,441円
第101期 令和 2年 1月15日 令和 2年 2月13日			第107期 令和 2年 7月14日 令和 2年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,870,590円	費用控除後の配当等収益額	A	7,899,054円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	744,679,012円	収益調整金額	C	838,609,610円
分配準備積立金額	D	1,008,456円	分配準備積立金額	D	3,540,797円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	750,558,058円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	850,049,461円
当ファンドの期末残存口数	F	2,014,250,664口	当ファンドの期末残存口数	F	2,275,633,041口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,726円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,735円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,042,751円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,826,899円
第102期 令和 2年 2月14日 令和 2年 3月13日			第108期 令和 2年 8月14日 令和 2年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,322,358円	費用控除後の配当等収益額	A	7,150,931円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	860,514,295円	収益調整金額	C	822,909,559円
分配準備積立金額	D	37,367円	分配準備積立金額	D	4,516,811円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	865,874,020円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	834,577,301円
当ファンドの期末残存口数	F	2,328,168,542口	当ファンドの期末残存口数	F	2,233,004,912口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,719円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,737円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,984,505円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,699,014円
第103期 令和 2年 3月14日 令和 2年 4月13日			第109期 令和 2年 9月15日 令和 2年10月13日		
項目			項目		

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後の配当等収益額	A	6,129,694円	費用控除後の配当等収益額	A	5,473,084円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	857,289,641円	収益調整金額	C	810,047,561円
分配準備積立金額	D	4,913円	分配準備積立金額	D	4,859,877円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	863,424,248円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	820,380,522円
当ファンドの期末残存口数	F	2,323,844,525口	当ファンドの期末残存口数	F	2,197,951,127口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,715円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,732円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,971,533円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,296,926円
第104期 令和 2年 4月14日 令和 2年 5月13日			第110期 令和 2年10月14日 令和 2年11月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,940,598円	費用控除後の配当等収益額	A	6,466,824円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	856,394,535円	収益調整金額	C	779,503,694円
分配準備積立金額	D	92,349円	分配準備積立金額	D	6,733,574円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	864,427,482円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	792,704,092円
当ファンドの期末残存口数	F	2,323,936,704口	当ファンドの期末残存口数	F	2,114,910,328口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,719円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,748円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,971,810円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,172,365円
第105期 令和 2年 5月14日 令和 2年 6月15日			第111期 令和 2年11月14日 令和 2年12月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,558,093円	費用控除後の配当等収益額	A	7,229,067円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	851,180,117円	収益調整金額	C	792,439,225円
分配準備積立金額	D	1,051,746円	分配準備積立金額	D	9,926,264円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	860,789,956円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	809,594,556円
当ファンドの期末残存口数	F	2,309,778,657口	当ファンドの期末残存口数	F	2,149,013,111口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,726円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,767円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,929,335円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,223,519円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（２）デリバティブ取引 同左
	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（３）上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	113,705,773	62,190,425
親投資信託受益証券	—	—
合計	113,705,773	62,190,425

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
1口当たり純資産額	0.4690円	0.5280円
(1万口当たり純資産額)	(4,690円)	(5,280円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (AUD)	184,567.83	1,129,186,030	
投資信託受益証券 合計		184,567.83	1,129,186,030	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,145,161	1,166,002	
親投資信託受益証券 合計		1,145,161	1,166,002	
合計		1,329,728.83	1,130,352,032	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	95,667,610	81,148,065
投資信託受益証券	17,920,975,178	16,043,653,344
親投資信託受益証券	16,639,372	16,639,372
未収入金	272,000,000	157,800,000
流動資産合計	18,305,282,160	16,299,240,781
資産合計	18,305,282,160	16,299,240,781
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	239,265,858	107,548,293
未払解約金	23,204,053	45,398,888
未払受託者報酬	669,870	581,745
未払委託者報酬	27,967,011	24,287,984
未払利息	54	65
その他未払費用	50,231	43,620
流動負債合計	291,157,077	177,860,595
負債合計	291,157,077	177,860,595
純資産の部		
元本等		
元本	119,632,929,057	107,548,293,074
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	101,618,803,974	91,426,912,888
（分配準備積立金）	1,041,166	34,322,175
元本等合計	18,014,125,083	16,121,380,186
純資産合計	18,014,125,083	16,121,380,186
負債純資産合計	18,305,282,160	16,299,240,781

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
営業収益		
受取配当金	1,286,819,623	847,138,725
受取利息	253	321
有価証券売買等損益	7,537,337,131	109,739,441
営業収益合計	6,250,517,255	956,878,487
営業費用		
支払利息	21,747	14,169
受託者報酬	4,849,671	3,546,240
委託者報酬	202,473,714	148,055,565
その他費用	363,664	265,906
営業費用合計	207,708,796	151,881,880
営業利益又は営業損失（ ）	6,458,226,051	804,996,607
経常利益又は経常損失（ ）	6,458,226,051	804,996,607
当期純利益又は当期純損失（ ）	6,458,226,051	804,996,607
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	119,920,725	12,425,324
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	104,360,613,850	101,618,803,974
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,917,411,491	12,773,647,885
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,917,411,491	12,773,647,885
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,352,178,656	2,361,127,713
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,352,178,656	2,361,127,713
分配金	1,485,117,633	1,038,051,017
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	101,618,803,974	91,426,912,888

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月13日および12月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 6月16日から令和 2年12月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．期首元本額	132,690,475,837円	119,632,929,057円
期中追加設定元本額	2,835,461,063円	2,749,026,469円
期中一部解約元本額	15,893,007,843円	14,833,662,452円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	101,618,803,974円	91,426,912,888円
３．受益権の総数	119,632,929,057口	107,548,293,074口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。												
2.分配金の計算過程 第100期 令和 1年12月14日 令和 2年 1月14日	2.分配金の計算過程 第106期 令和 2年 6月16日 令和 2年 7月13日												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>253,838,504円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	253,838,504円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>135,788,231円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	135,788,231円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	253,838,504円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	135,788,231円											

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	16,518,820,800円	収益調整金額	C	14,748,468,078円
分配準備積立金額	D	1,004,615円	分配準備積立金額	D	1,031,611円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,773,663,919円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,885,287,920円
当ファンドの期末残存口数	F	130,193,678,775口	当ファンドの期末残存口数	F	118,957,189,262口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,288円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,251円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	260,387,357円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	237,914,378円
第101期 令和 2年 1月15日 令和 2年 2月13日			第107期 令和 2年 7月14日 令和 2年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	202,639,336円	費用控除後の配当等収益額	A	130,757,909円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	16,190,929,613円	収益調整金額	C	14,458,388,502円
分配準備積立金額	D	7,306,885円	分配準備積立金額	D	5,868,560円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,400,875,834円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,595,014,971円
当ファンドの期末残存口数	F	127,709,866,528口	当ファンドの期末残存口数	F	117,469,998,381口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,284円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,242円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	255,419,733円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	234,939,996円
第102期 令和 2年 2月14日 令和 2年 3月13日			第108期 令和 2年 8月14日 令和 2年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	178,540,566円	費用控除後の配当等収益額	A	135,322,040円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	15,685,083,200円	収益調整金額	C	14,184,001,620円
分配準備積立金額	D	5,436,555円	分配準備積立金額	D	7,266,386円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,869,060,321円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,326,590,046円
当ファンドの期末残存口数	F	124,111,358,535口	当ファンドの期末残存口数	F	116,088,856,044口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,278円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,234円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	248,222,717円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	232,177,712円
第103期 令和 2年 3月14日 令和 2年 4月13日			第109期 令和 2年 9月15日 令和 2年10月13日		
項目			項目		

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後の配当等収益額	A	159,774,681円	費用控除後の配当等収益額	A	109,279,376円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	15,200,619,016円	収益調整金額	C	13,969,244,795円
分配準備積立金額	D	9,908,066円	分配準備積立金額	D	3,240,895円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,370,301,763円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,081,765,066円
当ファンドの期末残存口数	F	120,850,828,814口	当ファンドの期末残存口数	F	115,084,484,467口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,271円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,223円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	241,701,657円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	115,084,484円
第104期 令和 2年 4月14日 令和 2年 5月13日			第110期 令和 2年10月14日 令和 2年11月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	154,107,466円	費用控除後の配当等収益額	A	115,849,948円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	15,029,128,373円	収益調整金額	C	13,387,921,664円
分配準備積立金額	D	486,469円	分配準備積立金額	D	8,559,663円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,183,722,308円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,512,331,275円
当ファンドの期末残存口数	F	120,060,155,711口	当ファンドの期末残存口数	F	110,386,154,706口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,264円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,224円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	240,120,311円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	110,386,154円
第105期 令和 2年 5月14日 令和 2年 6月15日			第111期 令和 2年11月14日 令和 2年12月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	182,022,271円	費用控除後の配当等収益額	A	128,236,293円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	14,880,069,033円	収益調整金額	C	13,043,762,799円
分配準備積立金額	D	10,431,581円	分配準備積立金額	D	13,634,175円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,072,522,885円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,185,633,267円
当ファンドの期末残存口数	F	119,632,929,057口	当ファンドの期末残存口数	F	107,548,293,074口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,259円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,226円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	239,265,858円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	107,548,293円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	3,108,765,003	1,341,415,624
親投資信託受益証券	—	—
合計	3,108,765,003	1,341,415,624

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
1口当たり純資産額	0.1506円	0.1499円
(1万口当たり純資産額)	(1,506円)	(1,499円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (B R L)	6,201,644.12	16,043,653,344	
投資信託受益証券 合計		6,201,644.12	16,043,653,344	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	16,341,949	16,639,372	
親投資信託受益証券 合計		16,341,949	16,639,372	
合計		22,543,593.12	16,060,292,716	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,527,337	3,773,297
投資信託受益証券	688,674,882	727,934,735
親投資信託受益証券	1,057,693	677,693
未収入金	7,820,000	6,250,000
流動資産合計	700,079,912	738,635,725
資産合計	700,079,912	738,635,725
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,372,506	5,917,019
未払解約金	355,407	39,350
未払受託者報酬	27,187	27,335
未払委託者報酬	1,135,026	1,141,278
未払利息	1	3
その他未払費用	2,024	2,040
流動負債合計	7,892,151	7,127,025
負債合計	7,892,151	7,127,025
純資産の部		
元本等		
元本	1,593,126,551	1,479,254,863
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	900,938,790	747,746,163
（分配準備積立金）	93,555,760	89,673,058
元本等合計	692,187,761	731,508,700
純資産合計	692,187,761	731,508,700
負債純資産合計	700,079,912	738,635,725

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
営業収益		
受取配当金	71,663,730	45,428,832
受取利息	8	10
有価証券売買等損益	358,363,809	89,751,021
営業収益合計	286,700,071	135,179,863
営業費用		
支払利息	1,366	510
受託者報酬	226,467	154,323
委託者報酬	9,454,799	6,442,779
その他費用	16,919	11,516
営業費用合計	9,699,551	6,609,128
営業利益又は営業損失（ ）	296,399,622	128,570,735
経常利益又は経常損失（ ）	296,399,622	128,570,735
当期純利益又は当期純損失（ ）	296,399,622	128,570,735
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	41,085,406	192,358
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,023,306,879	900,938,790
剰余金増加額又は欠損金減少額	452,702,808	84,244,346
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	452,702,808	84,244,346
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,860,427	22,571,955
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,860,427	22,571,955
分配金	47,160,076	36,858,141
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	900,938,790	747,746,163

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月13日および12月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 6月16日から令和 2年12月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．期首元本額	2,353,178,773円	1,593,126,551円
期中追加設定元本額	54,736,959円	41,225,311円
期中一部解約元本額	814,789,181円	155,096,999円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	900,938,790円	747,746,163円
３．受益権の総数	1,593,126,551口	1,479,254,863口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第80期 令和 1年12月14日 令和 2年 1月14日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>15,478,421円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	15,478,421円	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第86期 令和 2年 6月16日 令和 2年 7月13日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,141,900円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,141,900円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	15,478,421円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	7,141,900円											

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	118,632,842円	収益調整金額	C	83,519,011円
分配準備積立金額	D	119,658,116円	分配準備積立金額	D	93,073,670円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	253,769,379円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	183,734,581円
当ファンドの期末残存口数	F	2,334,477,950口	当ファンドの期末残存口数	F	1,593,081,831口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,087円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,153円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,337,911円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,372,327円
第81期 令和 2年 1月15日 令和 2年 2月13日			第87期 令和 2年 7月14日 令和 2年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,459,001円	費用控除後の配当等収益額	A	7,657,149円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	115,761,176円	収益調整金額	C	82,215,913円
分配準備積立金額	D	122,202,785円	分配準備積立金額	D	91,677,308円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	252,422,962円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	181,550,370円
当ファンドの期末残存口数	F	2,272,703,914口	当ファンドの期末残存口数	F	1,561,922,243口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,110円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,162円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,090,815円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,247,688円
第82期 令和 2年 2月14日 令和 2年 3月13日			第88期 令和 2年 8月14日 令和 2年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,217,842円	費用控除後の配当等収益額	A	7,397,208円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	116,552,077円	収益調整金額	C	82,653,751円
分配準備積立金額	D	126,543,716円	分配準備積立金額	D	92,476,243円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	255,313,635円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	182,527,202円
当ファンドの期末残存口数	F	2,270,466,896口	当ファンドの期末残存口数	F	1,560,350,858口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,124円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,169円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,081,867円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,241,403円
第83期 令和 2年 3月14日 令和 2年 4月13日			第89期 令和 2年 9月15日 令和 2年10月13日		
項目			項目		

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後の配当等収益額	A	7,244,754円	費用控除後の配当等収益額	A	5,662,078円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	85,520,763円	収益調整金額	C	80,466,482円
分配準備積立金額	D	94,115,434円	分配準備積立金額	D	90,235,846円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	186,880,951円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	176,364,406円
当ファンドの期末残存口数	F	1,656,454,623口	当ファンドの期末残存口数	F	1,510,927,764口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,128円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,167円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,625,818円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,043,711円
第84期 令和 2年 4月14日 令和 2年 5月13日			第90期 令和 2年10月14日 令和 2年11月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,519,767円	費用控除後の配当等収益額	A	6,993,462円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	86,220,269円	収益調整金額	C	80,650,916円
分配準備積立金額	D	94,724,869円	分配準備積立金額	D	89,452,754円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	188,464,905円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	177,097,132円
当ファンドの期末残存口数	F	1,662,789,855口	当ファンドの期末残存口数	F	1,508,998,490口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,133円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,173円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,651,159円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,035,993円
第85期 令和 2年 5月14日 令和 2年 6月15日			第91期 令和 2年11月14日 令和 2年12月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,773,145円	費用控除後の配当等収益額	A	7,333,952円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	83,041,861円	収益調整金額	C	79,438,139円
分配準備積立金額	D	91,155,121円	分配準備積立金額	D	88,256,125円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	182,970,127円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	175,028,216円
当ファンドの期末残存口数	F	1,593,126,551口	当ファンドの期末残存口数	F	1,479,254,863口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,148円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,183円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,372,506円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,917,019円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	84,182,906	28,244,144
親投資信託受益証券	—	—
合計	84,182,906	28,244,144

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
1口当たり純資産額	0.4345円	0.4945円
(1万口当たり純資産額)	(4,345円)	(4,945円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (M X N)	172,578.17	727,934,735	
投資信託受益証券 合計		172,578.17	727,934,735	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	665,580	677,693	
親投資信託受益証券 合計		665,580	677,693	
合計		838,158.17	728,612,428	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,102,125	21,262,112
投資信託受益証券	2,454,431,259	2,040,259,652
親投資信託受益証券	2,350,148	2,350,148
未収入金	45,370,000	25,420,000
流動資産合計	2,528,253,532	2,089,291,912
資産合計	2,528,253,532	2,089,291,912
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	22,723,193	20,174,543
未払解約金	6,014,726	5,217,404
未払受託者報酬	98,485	77,319
未払委託者報酬	4,111,686	3,228,035
未払利息	14	17
その他未払費用	7,374	5,789
流動負債合計	32,955,478	28,703,107
負債合計	32,955,478	28,703,107
純資産の部		
元本等		
元本	9,089,277,213	8,069,817,593
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,593,979,159	6,009,228,788
（分配準備積立金）	745,634,825	686,625,996
元本等合計	2,495,298,054	2,060,588,805
純資産合計	2,495,298,054	2,060,588,805
負債純資産合計	2,528,253,532	2,089,291,912

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
営業収益		
受取配当金	263,799,883	196,065,557
受取利息	50	82
有価証券売買等損益	790,230,111	220,137,164
営業収益合計	526,430,178	24,071,525
営業費用		
支払利息	5,287	4,113
受託者報酬	634,384	491,814
委託者報酬	26,485,393	20,533,041
その他費用	47,515	36,825
営業費用合計	27,172,579	21,065,793
営業利益又は営業損失（ ）	553,602,757	45,137,318
経常利益又は経常損失（ ）	553,602,757	45,137,318
当期純利益又は当期純損失（ ）	553,602,757	45,137,318
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,548,487	4,178,002
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,453,961,868	6,593,979,159
剰余金増加額又は欠損金減少額	748,213,545	963,166,969
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	748,213,545	963,166,969
剰余金減少額又は欠損金増加額	200,491,266	209,713,385
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	200,491,266	209,713,385
分配金	140,685,300	127,743,897
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,593,979,159	6,009,228,788

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月13日および12月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 6月16日から令和 2年12月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．期首元本額	9,883,167,971円	9,089,277,213円
期中追加設定元本額	288,616,109円	283,923,439円
期中一部解約元本額	1,082,506,867円	1,303,383,059円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	6,593,979,159円	6,009,228,788円
３．受益権の総数	9,089,277,213口	8,069,817,593口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第80期 令和 1年12月14日 令和 2年 1月14日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>49,329,349円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	49,329,349円	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第86期 令和 2年 6月16日 令和 2年 7月13日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>32,997,609円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	32,997,609円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	49,329,349円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	32,997,609円											

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	555,376,813円	収益調整金額	C	540,361,362円
分配準備積立金額	D	709,610,223円	分配準備積立金額	D	736,249,006円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,314,316,385円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,309,607,977円
当ファンドの期末残存口数	F	9,665,102,652口	当ファンドの期末残存口数	F	9,016,906,681口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,359円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,452円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	24,162,756円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,542,266円
第81期 令和 2年 1月15日 令和 2年 2月13日			第87期 令和 2年 7月14日 令和 2年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	45,340,748円	費用控除後の配当等収益額	A	29,864,726円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	555,416,999円	収益調整金額	C	535,309,018円
分配準備積立金額	D	723,812,947円	分配準備積立金額	D	730,966,102円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,324,570,694円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,296,139,846円
当ファンドの期末残存口数	F	9,583,267,812口	当ファンドの期末残存口数	F	8,871,193,481口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,382円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,461円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,958,169円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,177,983円
第82期 令和 2年 2月14日 令和 2年 3月13日			第88期 令和 2年 8月14日 令和 2年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	40,274,449円	費用控除後の配当等収益額	A	27,963,047円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	551,946,616円	収益調整金額	C	524,850,846円
分配準備積立金額	D	733,113,208円	分配準備積立金額	D	715,950,510円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,325,334,273円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,268,764,403円
当ファンドの期末残存口数	F	9,468,611,010口	当ファンドの期末残存口数	F	8,640,290,788口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,399円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,468円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,671,527円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,600,726円
第83期 令和 2年 3月14日 令和 2年 4月13日			第89期 令和 2年 9月15日 令和 2年10月13日		
項目			項目		

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後の配当等収益額	A	35,653,289円	費用控除後の配当等収益額	A	25,485,909円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	544,072,282円	収益調整金額	C	512,503,143円
分配準備積立金額	D	730,631,611円	分配準備積立金額	D	697,395,958円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,310,357,182円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,235,385,010円
当ファンドの期末残存口数	F	9,272,497,375口	当ファンドの期末残存口数	F	8,382,113,015口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,413円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,473円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,181,243円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,955,282円
第84期 令和 2年 4月14日 令和 2年 5月13日			第90期 令和 2年10月14日 令和 2年11月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,447,796円	費用控除後の配当等収益額	A	28,166,335円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	543,417,522円	収益調整金額	C	500,699,206円
分配準備積立金額	D	733,053,748円	分配準備積立金額	D	675,356,438円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,309,919,066円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,204,221,979円
当ファンドの期末残存口数	F	9,195,365,041口	当ファンドの期末残存口数	F	8,117,239,081口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,424円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,483円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,988,412円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,293,097円
第85期 令和 2年 5月14日 令和 2年 6月15日			第91期 令和 2年11月14日 令和 2年12月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,497,485円	費用控除後の配当等収益額	A	32,367,562円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	541,221,762円	収益調整金額	C	502,587,975円
分配準備積立金額	D	730,860,533円	分配準備積立金額	D	674,432,977円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,309,579,780円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,209,388,514円
当ファンドの期末残存口数	F	9,089,277,213口	当ファンドの期末残存口数	F	8,069,817,593口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,440円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,498円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,723,193円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,174,543円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	208,583,854	1,030,208
親投資信託受益証券	—	—
合計	208,583,854	1,030,208

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
1口当たり純資産額	0.2745円	0.2553円
(1万口当たり純資産額)	(2,745円)	(2,553円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (T R Y)	1,119,791.24	2,040,259,652	
投資信託受益証券 合計		1,119,791.24	2,040,259,652	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	2,308,140	2,350,148	
親投資信託受益証券 合計		2,308,140	2,350,148	
合計		3,427,931.24	2,042,609,800	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,734,532	8,302,061
投資信託受益証券	1,302,755,262	1,201,191,971
親投資信託受益証券	1,541,357	1,541,357
未収入金	21,900,000	11,800,000
流動資産合計	1,334,931,151	1,222,835,389
資産合計	1,334,931,151	1,222,835,389
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	16,407,319	6,985,838
未払解約金	-	908,250
未払受託者報酬	49,887	44,260
未払委託者報酬	2,082,714	1,847,722
未払利息	4	6
その他未払費用	3,733	3,306
流動負債合計	18,543,657	9,789,382
負債合計	18,543,657	9,789,382
純資産の部		
元本等		
元本	4,101,829,809	3,492,919,325
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,785,442,315	2,279,873,318
（分配準備積立金）	337,334	5,084,048
元本等合計	1,316,387,494	1,213,046,007
純資産合計	1,316,387,494	1,213,046,007
負債純資産合計	1,334,931,151	1,222,835,389

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
営業収益		
受取配当金	84,211,591	62,885,666
受取利息	38	42
有価証券売買等損益	384,804,619	108,651,043
営業収益合計	300,592,990	171,536,751
営業費用		
支払利息	2,914	2,310
受託者報酬	335,875	270,481
委託者報酬	14,022,937	11,292,283
その他費用	25,139	20,222
営業費用合計	14,386,865	11,585,296
営業利益又は営業損失（ ）	314,979,855	159,951,455
経常利益又は経常損失（ ）	314,979,855	159,951,455
当期純利益又は当期純損失（ ）	314,979,855	159,951,455
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	12,317,168	367,401
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,637,048,764	2,785,442,315
剰余金増加額又は欠損金減少額	370,360,874	495,208,806
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	370,360,874	495,208,806
剰余金減少額又は欠損金増加額	114,403,419	80,081,050
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	114,403,419	80,081,050
分配金	101,688,319	69,142,813
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,785,442,315	2,279,873,318

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月13日および12月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 6月16日から令和 2年12月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．期首元本額	4,510,928,116円	4,101,829,809円
期中追加設定元本額	174,213,558円	117,767,165円
期中一部解約元本額	583,311,865円	726,677,649円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,785,442,315円	2,279,873,318円
３．受益権の総数	4,101,829,809口	3,492,919,325口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第100期 令和 1年12月14日 令和 2年 1月14日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>16,289,213円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	16,289,213円	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第106期 令和 2年 6月16日 令和 2年 7月13日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,798,881円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,798,881円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	16,289,213円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	9,798,881円											

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,130,151,581円	収益調整金額	C	994,591,842円
分配準備積立金額	D	379,874円	分配準備積立金額	D	328,827円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,146,820,668円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,004,719,550円
当ファンドの期末残存口数	F	4,450,024,900口	当ファンドの期末残存口数	F	4,020,613,850口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,577円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,498円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,800,099円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,082,455円
第101期 令和 2年 1月15日 令和 2年 2月13日			第107期 令和 2年 7月14日 令和 2年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,893,184円	費用控除後の配当等収益額	A	10,315,586円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,121,844,565円	収益調整金額	C	990,569,786円
分配準備積立金額	D	202,013円	分配準備積立金額	D	75,837円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,134,939,762円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,000,961,209円
当ファンドの期末残存口数	F	4,422,534,655口	当ファンドの期末残存口数	F	4,028,782,973口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,566円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,484円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,690,138円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,115,131円
第102期 令和 2年 2月14日 令和 2年 3月13日			第108期 令和 2年 8月14日 令和 2年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,353,621円	費用控除後の配当等収益額	A	9,934,012円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,087,853,558円	収益調整金額	C	931,540,584円
分配準備積立金額	D	260,218円	分配準備積立金額	D	300,244円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,099,467,397円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	941,774,840円
当ファンドの期末残存口数	F	4,307,104,244口	当ファンドの期末残存口数	F	3,811,975,183口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,552円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,470円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,228,416円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,247,900円
第103期 令和 2年 3月14日 令和 2年 4月13日			第109期 令和 2年 9月15日 令和 2年10月13日		
項目			項目		

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後の配当等収益額	A	10,306,506円	費用控除後の配当等収益額	A	8,133,685円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,019,313,776円	収益調整金額	C	922,931,977円
分配準備積立金額	D	388,067円	分配準備積立金額	D	319,782円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,030,008,349円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	931,385,444円
当ファンドの期末残存口数	F	4,058,232,933口	当ファンドの期末残存口数	F	3,798,496,753口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,538円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,451円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,232,931円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,596,993円
第104期 令和 2年 4月14日 令和 2年 5月13日			第110期 令和 2年10月14日 令和 2年11月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,369,742円	費用控除後の配当等収益額	A	8,902,424円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,019,660,000円	収益調整金額	C	864,315,686円
分配準備積立金額	D	142,958円	分配準備積立金額	D	800,196円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,030,172,700円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	874,018,306円
当ファンドの期末残存口数	F	4,082,354,070口	当ファンドの期末残存口数	F	3,557,248,367口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,523円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,456円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,329,416円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,114,496円
第105期 令和 2年 5月14日 令和 2年 6月15日			第111期 令和 2年11月14日 令和 2年12月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,746,744円	費用控除後の配当等収益額	A	9,533,696円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,018,374,796円	収益調整金額	C	848,690,756円
分配準備積立金額	D	306,262円	分配準備積立金額	D	2,536,190円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,031,427,802円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	860,760,642円
当ファンドの期末残存口数	F	4,101,829,809口	当ファンドの期末残存口数	F	3,492,919,325口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,514円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,464円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,407,319円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,985,838円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（２）デリバティブ取引 同左
	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（３）上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	172,466,450	76,013,829
親投資信託受益証券	—	—
合計	172,466,450	76,013,829

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
1口当たり純資産額	0.3209円	0.3473円
(1万口当たり純資産額)	(3,209円)	(3,473円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (AUD)	63,872.76	390,773,579	
	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (BRL)	158,363.76	409,687,054	
	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (ZAR)	86,252.97	400,731,338	
投資信託受益証券 合計		308,489.5	1,201,191,971	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,513,806	1,541,357	
親投資信託受益証券 合計		1,513,806	1,541,357	
合計		1,822,295.5	1,202,733,328	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,234,914	7,355,080
投資信託受益証券	747,051,584	713,853,528
親投資信託受益証券	654,426	654,426
未収入金	8,200,000	4,900,000
流動資産合計	763,140,924	726,763,034
資産合計	763,140,924	726,763,034
負債の部		
流動負債		
未払金	-	3,800,000
未払収益分配金	7,296,254	4,340,255
未払解約金	-	358,078
未払受託者報酬	29,105	26,656
未払委託者報酬	1,215,197	1,112,929
未払利息	4	5
その他未払費用	2,173	1,987
流動負債合計	8,542,733	9,639,910
負債合計	8,542,733	9,639,910
純資産の部		
元本等		
元本	1,216,042,423	1,085,063,925
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	461,444,232	367,940,801
（分配準備積立金）	451,499	4,069,883
元本等合計	754,598,191	717,123,124
純資産合計	754,598,191	717,123,124
負債純資産合計	763,140,924	726,763,034

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
営業収益		
受取配当金	46,759,671	39,340,464
受取利息	20	23
有価証券売買等損益	117,524,628	46,161,480
営業収益合計	70,764,937	85,501,967
営業費用		
支払利息	1,855	1,234
受託者報酬	183,867	156,107
委託者報酬	7,676,551	6,517,267
その他費用	13,729	11,643
営業費用合計	7,876,002	6,686,251
営業利益又は営業損失（ ）	78,640,939	78,815,716
経常利益又は経常損失（ ）	78,640,939	78,815,716
当期純利益又は当期純損失（ ）	78,640,939	78,815,716
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,037,319	845,493
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	391,620,752	461,444,232
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,921,091	64,268,350
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,921,091	64,268,350
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,697,101	15,159,252
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,697,101	15,159,252
分配金	45,443,850	33,575,890
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	461,444,232	367,940,801

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月13日および12月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 6月16日から令和 2年12月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．期首元本額	1,369,404,533円	1,216,042,423円
期中追加設定元本額	75,236,629円	40,585,218円
期中一部解約元本額	228,598,739円	171,563,716円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	461,444,232円	367,940,801円
３．受益権の総数	1,216,042,423口	1,085,063,925口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第100期 令和 1年12月14日 令和 2年 1月14日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>8,258,881円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,258,881円	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に年10,000分の72.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 2.分配金の計算過程 第106期 令和 2年 6月16日 令和 2年 7月13日 <table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,498,740円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,498,740円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	8,258,881円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	6,498,740円											

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	523,007,707円	収益調整金額	C	454,194,484円
分配準備積立金額	D	91,312円	分配準備積立金額	D	435,688円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	531,357,900円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	461,128,912円
当ファンドの期末残存口数	F	1,349,408,442口	当ファンドの期末残存口数	F	1,180,955,492口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,937円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,904円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,096,450円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,085,732円
第101期 令和 2年 1月15日 令和 2年 2月13日			第107期 令和 2年 7月14日 令和 2年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,722,367円	費用控除後の配当等収益額	A	6,268,756円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	511,179,880円	収益調整金額	C	434,247,621円
分配準備積立金額	D	245,186円	分配準備積立金額	D	80,617円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	518,147,433円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	440,596,994円
当ファンドの期末残存口数	F	1,318,871,255口	当ファンドの期末残存口数	F	1,129,674,385口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,928円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,900円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,913,227円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,778,046円
第102期 令和 2年 2月14日 令和 2年 3月13日			第108期 令和 2年 8月14日 令和 2年 9月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,067,565円	費用控除後の配当等収益額	A	5,293,163円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	491,587,997円	収益調整金額	C	422,471,701円
分配準備積立金額	D	104,225円	分配準備積立金額	D	22,440円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	497,759,787円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	427,787,304円
当ファンドの期末残存口数	F	1,270,943,639口	当ファンドの期末残存口数	F	1,100,182,483口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,916円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,888円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,625,661円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,601,094円
第103期 令和 2年 3月14日 令和 2年 4月13日			第109期 令和 2年 9月15日 令和 2年10月13日		
項目			項目		

前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
費用控除後の配当等収益額	A	6,047,647円	費用控除後の配当等収益額	A	5,125,416円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	467,184,295円	収益調整金額	C	419,527,763円
分配準備積立金額	D	67,435円	分配準備積立金額	D	34,377円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	473,299,377円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	424,687,556円
当ファンドの期末残存口数	F	1,211,605,710口	当ファンドの期末残存口数	F	1,095,939,879口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,906円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,875円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,269,634円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,383,759円
第104期 令和 2年 4月14日 令和 2年 5月13日			第110期 令和 2年10月14日 令和 2年11月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,193,386円	費用控除後の配当等収益額	A	5,948,104円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	464,243,799円	収益調整金額	C	419,842,562円
分配準備積立金額	D	56,442円	分配準備積立金額	D	772,941円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	471,493,627円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	426,563,607円
当ファンドの期末残存口数	F	1,207,104,125口	当ファンドの期末残存口数	F	1,096,751,174口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,905円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,889円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,242,624円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,387,004円
第105期 令和 2年 5月14日 令和 2年 6月15日			第111期 令和 2年11月14日 令和 2年12月14日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,740,551円	費用控除後の配当等収益額	A	6,110,511円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	467,686,735円	収益調整金額	C	415,379,068円
分配準備積立金額	D	7,202円	分配準備積立金額	D	2,299,627円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	475,434,488円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	423,789,206円
当ファンドの期末残存口数	F	1,216,042,423口	当ファンドの期末残存口数	F	1,085,063,925口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,909円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,905円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	7,296,254円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,340,255円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	当期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１) 有価証券	(１) 有価証券

区分	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（２）デリバティブ取引 同左
	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（３）上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	57,263,357	21,923,325
親投資信託受益証券	—	—
合計	57,263,357	21,923,325

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 6月15日現在]	当期 [令和 2年12月14日現在]
1口当たり純資産額	0.6205円	0.6609円
(1万口当たり純資産額)	(6,205円)	(6,609円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (I D R)	40,044.61	237,104,157	
	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (K R W)	30,704.93	247,942,375	
	ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラ ス J (I N R)	41,906.04	228,806,996	
投資信託受益証券 合計		112,655.59	713,853,528	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	642,729	654,426	
親投資信託受益証券 合計		642,729	654,426	
合計		755,384.59	714,507,954	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第18期 [令和 2年 6月15日現在]	第19期 [令和 2年12月14日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	187,924	187,608
親投資信託受益証券	72,932,493	72,927,480
未収入金	27	27
流動資産合計	73,120,444	73,115,115
資産合計	73,120,444	73,115,115
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,292	1,243
未払委託者報酬	2,941	2,761
その他未払費用	1,036	965
流動負債合計	5,269	4,969
負債合計	5,269	4,969
純資産の部		
元本等		
元本	73,103,150	73,103,150
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,025	6,996
（分配準備積立金）	7,072	7,068
元本等合計	73,115,175	73,110,146
純資産合計	73,115,175	73,110,146
負債純資産合計	73,120,444	73,115,115

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	第19期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
営業収益		
有価証券売買等損益	7,593	60
営業収益合計	7,593	60
営業費用		
支払利息	14	-
受託者報酬	1,292	1,243
委託者報酬	2,941	2,761
その他費用	1,036	965
営業費用合計	5,283	4,969
営業利益又は営業損失（ ）	12,876	5,029
経常利益又は経常損失（ ）	12,876	5,029
当期純利益又は当期純損失（ ）	12,876	5,029
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	699	3
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	26,764	12,025
剰余金増加額又は欠損金減少額	479	4
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	479	4
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,041	7
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,041	7
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,025	6,996

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年6月13日および12月13日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 2年 6月16日から令和 2年12月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第18期 [令和 2年 6月15日現在]	第19期 [令和 2年12月14日現在]
１．期首元本額	80,594,080円	73,103,150円
期中追加設定元本額	1,678,921円	40,366円
期中一部解約元本額	9,169,851円	40,366円
２．受益権の総数	73,103,150口	73,103,150口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第18期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日			第19期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日		
１．分配金の計算過程			１．分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	224,673円	収益調整金額	C	224,677円
分配準備積立金額	D	7,072円	分配準備積立金額	D	7,068円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	231,745円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	231,745円
当ファンドの期末残存口数	F	73,103,150口	当ファンドの期末残存口数	F	73,103,150口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	31円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	31円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	第18期 自 令和 1年12月14日 至 令和 2年 6月15日	第19期 自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 [令和 2年 6月15日現在]	第19期 [令和 2年12月14日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

区分	第18期 [令和 2年 6月15日現在]	第19期 [令和 2年12月14日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第18期 [令和 2年 6月15日現在]	第19期 [令和 2年12月14日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1	7,161
合計	1	7,161

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第18期 [令和 2年 6月15日現在]	第19期 [令和 2年12月14日現在]
1口当たり純資産額	1.0002円	1.0001円
(1万口当たり純資産額)	(10,002円)	(10,001円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	71,623,925	72,927,480	
合 計		71,623,925	72,927,480	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 2年12月14日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	252,325,155
現先取引勘定	899,999,432
流動資産合計	1,152,324,587
資産合計	1,152,324,587
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,757
未払利息	202
流動負債合計	2,959
負債合計	2,959
純資産の部	
元本等	
元本	1,131,720,157

[令和 2年12月14日現在]

剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	20,601,471
元本等合計	1,152,321,628
純資産合計	1,152,321,628
負債純資産合計	1,152,324,587

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 2年12月14日現在]
1. 期首	令和 2年 6月16日
期首元本額	1,211,939,282円
期中追加設定元本額	184,082,974円
期中一部解約元本額	264,302,099円
元本の内訳	
三菱ＵＦＪ ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	418,184,703円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> （毎月分配型）	3,683,862円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> （毎月分配型）	2,590,474円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> （毎月分配型）	111,354円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> （毎月分配型）	9,893,887円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> （毎月分配型）	24,765,135円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> （毎月分配型）	282,290円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> （毎月分配型）	3,078,471円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	70,207,358円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> （毎月分配型）	89,620円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> （毎月分配型）	1,033,322円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> （毎月分配型）	212,322円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド（毎月分配型）	10,715,809円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド（毎月分配型）	1,378,553円

	[令和 2年12月14日現在]
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> （毎月分配型）	5,548,198円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアル コース>（毎月分配型）	123,415円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ< 円コース>（毎月分配型）	358,088円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ< 豪ドルコース>（毎月分配型）	667,045円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ< ブラジルリアルコース>（毎月分配型）	792,001円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ< 資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）	177,454円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ< マネーボールファンド>	980,684円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円 コース>（毎月分配型）	3,857,128円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米 ドルコース>（毎月分配型）	2,016,707円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪 ドルコース>（毎月分配型）	1,145,161円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブ ラジルリアルコース>（毎月分配型）	16,341,949円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資 源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）	1,513,806円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ア ジアバスケット通貨コース>（毎月分配型）	642,729円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マ ネーボールファンド>	71,623,925円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ< 円コース>（毎月分配型）	521,466円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ< ユーロコース>（毎月分配型）	379,197円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ< 豪ドルコース>（毎月分配型）	640,555円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ< ブラジルリアルコース>（毎月分配型）	749,309円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ< 資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）	88,852円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ< マネーボールファンド>	990,657円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム （毎月分配型）	11,916,657円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	6,336,371円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	6,643,326円
三菱ＵＦＪ 米国リートファンドA<為替ヘッジあり>（毎月決算 型）	491,836円

	[令和 2年12月14日現在]
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（毎月分配型）	4,489,124円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド（年2回分配型）	30,649円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド（年2回分配型）	60,179円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>（年2回分配型）	69,757円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（年2回分配型）	10,814円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（年2回分配型）	278,281円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）	665,580円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）	2,308,140円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）	19,658円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）	19,658円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）	19,658円
三菱ＵＦＪ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジあり>（毎月決算型）	491,449円
三菱ＵＦＪ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	9,828,976円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	5,056,177円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）	132,542円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（毎月決算型）	1,936,118円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（年1回決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（年1回決算型）	9,829円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）	3,156,977円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）	7,196,270円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）	1,491,640円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）	3,517,041円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）	845,131円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）	2,156,093円

	[令和 2年12月14日現在]
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシ アルーブルコース>（毎月分配型）	5,114,733円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円 コース>（年2回分配型）	1,528,278円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ド ルコース>（年2回分配型）	2,664,317円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ド ルコース>（年2回分配型）	215,434円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラ ジルリアルコース>（年2回分配型）	490,224円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキ シコペソコース>（年2回分配型）	284,008円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トル コリラコース>（年2回分配型）	409,936円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシ アルーブルコース>（年2回分配型）	345,928円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マ ネーブルファンドA>	20,814,230円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マ ネーブルファンドB>	1,355,303円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッ ジ型>（毎月決算型）	3,308,438円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジ なし>（毎月決算型）	8,859,081円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッ ジ型>（年1回決算型）	1,609,969円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジ なし>（年1回決算型）	2,065,331円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース（為替ヘッジ なし）（年1回決算型）	521,457円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース（為替ヘッジ あり）（年1回決算型）	354,513円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>（毎月分配型）	2,542,269円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>（毎月分配型）	9,387,547円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>（毎月決算型）	3,545,187円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	8,124,755円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>（年1回決算型）	2,990,177円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>（年1回決算型）	3,377,211円
P I M C O インカム戦略ファンド<円インカム>（毎月分配型）	8,478,079円
P I M C O インカム戦略ファンド<円インカム>（年2回分配 型）	4,145,749円
P I M C O インカム戦略ファンド<米ドルインカム>（毎月分配 型）	8,067,104円
P I M C O インカム戦略ファンド<米ドルインカム>（年2回分 配型）	3,319,056円

	[令和 2年12月14日現在]
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	20,075,917円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）	1,616,484円
三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリア・ハイインカム債券ファンド 豪ドル円プレミアム（毎月決算型）	5,899,118円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム（毎月分配型）	6,879,079円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム（年2回分配型）	1,171,788円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>（毎月分配型）	50,073円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>（年2回分配型）	30,438円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>（毎月分配型）	511,609円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>（年2回分配型）	266,153円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	368,276円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）	89,371円
三菱ＵＦＪ Ｊリート不動産株ファンド<米ドル投資型>（3ヵ月決算型）	3,063,931円
三菱ＵＦＪ Ｊリート不動産株ファンド<Ｗプレミアム>（毎月決算型）	6,324,266円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	147,869,527円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
スマート・プロテクター90（限定追加型）2016-12	4,349,768円
スマート・プロテクター90オープン	981,933円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>（資産成長型）	138,394円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>（資産成長型）	305,382円
テンブルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（毎月決算型）	2,259,287円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（年2回決算型）	10,781,250円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	2,474,981円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（年2回決算型）	15,671,669円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）（年1回決算型）	82,770円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）（年1回決算型）	87,384円

	[令和 2年12月14日現在]
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）	983円
グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし）	983円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード ＥＳＧ世界株ファンド	9,822円
三菱ＵＦＪ インド債券オープン（毎月決算型）	39,351円
三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）	11,293,333円
マネーブルファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	9,881,885円
ＭＵＡＭトピックスリスクコントロール（５％）インデックスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	5,263,696円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	11,784,347円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Ａコース（為替ヘッジなし）	10,766,608円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Ｂコース（為替ヘッジあり）	14,313,901円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤーファンド ２０３０	707,131円
三菱ＵＦＪ ＜ＤＣ＞ターゲット・イヤー ファンド ２０３０	7,680,220円
合計	1,131,720,157円
２． 受益権の総数	1,131,720,157口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 6月16日 至 令和 2年12月14日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
３．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 2年12月14日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 2年12月14日現在]
1口当たり純資産額	1.0182円
(1万口当たり純資産額)	(10,182円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	4,657,713,408
負債総額	24,791,529
純資産総額（ - ）	4,632,921,879
発行済口数	7,266,846,983口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.6375
（10,000口当たり）	（6,375）

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	1,974,718,470
負債総額	1,635,250
純資産総額（ - ）	1,973,083,220
発行済口数	2,541,977,955口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.7762
（10,000口当たり）	（7,762）

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	1,110,384,828
負債総額	2,881,456
純資産総額（ - ）	1,107,503,372
発行済口数	2,073,148,201口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.5342
（10,000口当たり）	（5,342）

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	15,599,604,988
負債総額	36,605,954
純資産総額（ - ）	15,562,999,034
発行済口数	106,158,761,320口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.1466
（10,000口当たり）	（1,466）

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	739,969,708
負債総額	1,158,277
純資産総額（ - ）	738,811,431
発行済口数	1,473,722,453口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.5013
（10,000口当たり）	（5,013）

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	2,196,259,719
負債総額	4,610,146
純資産総額（ - ）	2,191,649,573
発行済口数	7,982,719,374口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.2745
（10,000口当たり）	（2,745）

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	1,161,764,517
負債総額	2,479,705
純資産総額（ - ）	1,159,284,812
発行済口数	3,313,790,393口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.3498
（10,000口当たり）	（3,498）

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	711,930,576
負債総額	2,898,948
純資産総額（ - ）	709,031,628
発行済口数	1,069,852,510口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.6627
（10,000口当たり）	（6,627）

【三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	73,110,140
負債総額	436
純資産総額（ - ）	73,109,704
発行済口数	73,103,150口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0001
（10,000口当たり）	（10,001）

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産総額	1,205,160,807
負債総額	47,945
純資産総額（ - ）	1,205,112,862
発行済口数	1,183,569,833口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0182
（10,000口当たり）	（10,182）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定め、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記

録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2020年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	866	15,598,213
追加型公社債投資信託	16	1,482,629
単位型株式投資信託	72	322,653
単位型公社債投資信託	32	175,577
合 計	986	17,579,072

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度に係る中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
------------------------	-----------------------

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	2	53,969,686	2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	2	560,483	2	638,994
金銭の信託	2	100,000	2	100,000
その他		153,256		254,330
流動資産合計		66,699,271		70,239,017

固定資産

有形固定資産

建物	1	617,032	1	584,048
器具備品	1	665,247	1	871,893
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375

無形固定資産

電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365

投資その他の資産

投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	824,268	1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993

固定資産合計

固定資産合計		31,213,401		27,563,734
--------	--	------------	--	------------

資産合計

資産合計		97,912,673		97,802,752
------	--	------------	--	------------

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	293,258	687,565
未払金		
未払収益分配金	170,281	131,478
未払償還金	448,695	395,400
未払手数料	2 3,990,054	2 4,026,078
その他未払金	2 3,961,765	2 3,818,195
未払費用	2 3,803,995	2 4,402,578
未払消費税等	194,852	629,469
未払法人税等	573,657	617,341

賞与引当金	901,135	933,517
役員賞与引当金	140,100	124,590
その他	868,992	701,285
流動負債合計	15,346,788	16,467,499
固定負債		
長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784
時効後支払損引当金	247,767	238,811
固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658

営業費用				
支払手数料	2	28,533,952	2	27,106,451
広告宣伝費		739,643		696,418
公告費		500		1,000
調査費				
調査費		1,794,755		1,857,271
委託調査費		12,194,996		11,579,175
事務委託費		1,016,816		847,769
営業雑経費				
通信費		170,794		153,731
印刷費		427,442		427,118
協会費		48,375		52,053
諸会費		16,175		15,990
事務機器関連費		1,841,631		1,953,926
営業費用合計		46,785,083		44,690,907
一般管理費				
給料				
役員報酬		349,083		331,987
給料・手当		6,453,717		6,611,427
賞与引当金繰入		901,135		933,517
役員賞与引当金繰入		140,100		124,590
福利厚生費		1,234,293		1,276,950
交際費		13,011		11,871
旅費交通費		200,426		165,891
租税公課		373,201		360,165
不動産賃借料		654,886		647,402
退職給付費用		428,912		422,919
役員退職慰労引当金繰入		51,159		48,183
固定資産減価償却費		1,252,321		1,307,555
諸経費		523,213		427,212
一般管理費合計		12,575,461		12,669,674
営業利益		13,539,012		13,008,076

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	181,073	90,965
受取利息	2 1,913	2 4,169
投資有価証券償還益	416,706	585,179
収益分配金等時効完成分	44,392	101,734
受取賃貸料	2 38,388	2 65,808
その他	11,871	19,987
営業外収益合計	694,346	867,845
営業外費用		
投資有価証券償還損	118,173	96,379
時効後支払損引当金繰入	1,166	-
事務過誤費	420	3,483
賃貸関連費用	35,994	20,339
その他	1,481	1,920

営業外費用合計		157,235		122,122
経常利益		14,076,123		13,753,799
特別利益				
投資有価証券売却益		501,778		174,842
特別利益合計		501,778		174,842
特別損失				
投資有価証券売却損		135,399		75,963
投資有価証券評価損		62,310		163,865
固定資産除却損	1	4,848	1	8,832
固定資産売却損		225		435
システム関連費		322,986		-
商標使用料		90,000		-
特別損失合計		615,770		249,096
税引前当期純利益		13,962,130		13,679,545
法人税、住民税及び事業税	2	4,420,179	2	4,146,534
法人税等調整額		100,112		79,824
法人税等合計		4,320,066		4,226,359
当期純利益		9,642,064		9,453,186

（３）【株主資本等変動計算書】

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
		資本剰余金			利益剰余金	
					その他利益剰余金	

	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	2,547千円	—
器具備品	2,301千円	8,832千円

計	4,848千円	8,832千円
---	---------	---------

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,216,517千円	3,030,180千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	—
合計	1,351,912千円	675,956千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,328,625	85,328,625	-

(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）

円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,774,369	9,937,087	1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

3. 売却したその他有価証券

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円
勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	15,898	52,430
退職給付の支払額	218,947	162,904
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	4,606	164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	203,077	140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	2,666,937	2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	114,968	203,136
未認識過去勤務費用	484,766	419,405
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	415,234	375,031
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円

利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035～0.49%	0.095～0.52%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産 小計	2,122,023	2,029,829

評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	127,144	114,834
連結納税適用による時価評価	1,320	1,260
その他有価証券評価差額金	497,269	801
その他	108	109
繰延税金負債 合計	625,842	117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第34期（平成31年3月31日現在）及び第35期（令和2年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,298,064 千円 695,834 千円	未払手数料 未払費用	671,568 千円 365,510 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,234,629 千円 583,270 千円	未払手数料 未払費用	712,210 千円 302,681 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

２．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

３．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
----	--------	-----	-----	-------	------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻 (注3)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを

(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、

(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

- ３．預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
- ４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
１株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
１株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)		
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		51,757,620
有価証券		47,281
前払費用		533,748
未収入金		22,328
未収委託者報酬		11,205,707
未収収益		1,109,882
金銭の信託		200,000
その他		216,914
流動資産合計		65,093,483
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	561,961
器具備品	1	1,130,570
土地		628,433
有形固定資産合計		2,320,965
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		3,039,396

ソフトウェア仮勘定		2,003,918
無形固定資産合計		5,059,137
投資その他の資産		
投資有価証券		17,150,138
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	817,921
長期差入保証金		552,888
前払年金費用		316,933
繰延税金資産		1,088,156
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		20,267,805
固定資産合計		27,647,907
資産合計		92,741,391

(単位：千円)

第36期中間会計期間

(令和2年9月30日現在)

(負債の部)		
流動負債		
預り金		326,091
未払金		
未払収益分配金		158,732
未払償還金		133,877
未払手数料		4,401,647
その他未払金		2,173,325
未払費用		4,669,476
未払消費税等	2	507,145
未払法人税等		523,722
賞与引当金		895,400
役員賞与引当金		76,200
その他		699,988
流動負債合計		14,565,607
固定負債		
長期未払金		21,600
退職給付引当金		1,075,559
役員退職慰労引当金		133,578
時効後支払損引当金		248,354
固定負債合計		1,479,092
負債合計		16,044,700
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		20,902,380
利益剰余金合計		28,242,970
株主資本合計		74,975,814

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)	
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,720,876
評価・換算差額等合計	1,720,876
純資産合計	76,696,691
負債純資産合計	92,741,391

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	32,500,161
投資顧問料	1,178,818
その他営業収益	6,615
営業収益合計	33,685,595
営業費用	
支払手数料	12,792,753
広告宣伝費	275,488
公告費	250
調査費	
調査費	1,005,823
委託調査費	5,663,034
事務委託費	344,079
営業雑経費	
通信費	208,539
印刷費	182,427
協会費	26,229
諸会費	8,309
事務機器関連費	917,566
その他営業雑経費	126
営業費用合計	21,424,626
一般管理費	
給料	
役員報酬	171,181
給料・手当	2,786,316
賞与引当金繰入	895,400
役員賞与引当金繰入	76,200
福利厚生費	625,724
交際費	1,235
旅費交通費	10,767
租税公課	186,405
不動産賃借料	327,689
退職給付費用	229,835
役員退職慰労引当金繰入	11,763
固定資産減価償却費	643,956
諸経費	188,448
一般管理費合計	6,154,923
営業利益	6,106,045

(単位：千円)

第36期中間会計期間
（自 令和2年4月1日
至 令和2年9月30日）

営業外収益	
受取配当金	17,539
受取利息	2,089
投資有価証券償還益	24,505
収益分配金等時効完成分	275,165
受取賃貸料	32,904
その他	9,312
営業外収益合計	361,516
営業外費用	
投資有価証券償還損	37,772
時効後支払損引当金繰入	13,892
賃貸関連費用	1 6,562
その他	2,149
営業外費用合計	60,377
経常利益	6,407,184
特別利益	
投資有価証券売却益	157,075
特別利益合計	157,075
特別損失	
投資有価証券売却損	37,339
特別損失合計	37,339
税引前中間純利益	6,526,919
法人税、住民税及び事業税	1,948,492
法人税等調整額	65,981
法人税等合計	2,014,473
中間純利益	4,512,445

(3)中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当中間期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
中間純利益							4,512,445	4,512,445	4,512,445
株主資本以外の 項目の当中 間 期 変 動 額 (純額)									
当中間期変動額合 計	—	—	—	—	—	—	4,945,224	4,945,224	4,945,224
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	20,902,380	28,242,970	74,975,814

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当中間期変動額			

剰余金の配当			9,457,670
中間純利益			4,512,445
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	1,719,061	1,719,061	1,719,061
当中間期変動額合計	1,719,061	1,719,061	3,226,163
当中間期末残高	1,720,876	1,720,876	76,696,691

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

す。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

1 減価償却累計額

	第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)
建物	621,629千円
器具備品	1,475,730千円
投資不動産	148,595千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

	第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
有形固定資産	83,458千円
無形固定資産	560,498千円
投資不動産	3,204千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

（リース取引関係）

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	337,978千円
1年超	-
合 計	337,978千円

（金融商品関係）

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計 上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	51,757,620	51,757,620	-
(2) 有価証券	47,281	47,281	-
(3) 未収委託者報酬	11,205,707	11,205,707	-
(4) 投資有価証券	17,118,778	17,118,778	-
資産計	80,129,387	80,129,387	-
(1) 未払手数料	4,401,647	4,401,647	-
負債計	4,401,647	4,401,647	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、

異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第36期中間会計期間（令和2年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,690,037	11,992,800	2,697,236
	小 計	14,690,037	11,992,800	2,697,236
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,476,022	2,692,895	216,872
	小 計	2,476,022	2,692,895	216,872
合 計		17,166,060	14,685,695	2,480,364

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 （令和2年9月30日現在）
1株当たり純資産額	362,493.28円
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	76,696,691
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	76,696,691
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	21,327.27円
中間純利益金額(千円)	4,512,445
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	4,512,445
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2020年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2020年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	37,924 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
中銀証券株式会社	2,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 再委託先

名称：ピムコジャパンリミテッド

資本金の額：13,411,674.44米ドル（2020年9月末現在）

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 再委託先：委託会社から投資信託証券への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2020年12月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 7月31日	臨時報告書
2020年 9月14日	有価証券届出書
2020年 9月14日	有価証券報告書
2020年10月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青 木 裕 晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊 藤 鉄 也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和３年１月20日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）の令和２年６月16日から令和２年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）の令和２年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和３年１月20日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）の令和２年６月16日から令和２年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）の令和２年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和３年１月20日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）の令和２年６月16日から令和２年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）の令和２年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和３年１月20日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）の令和２年６月16日から令和２年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）の令和２年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す

ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和３年１月20日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）の令和２年６月16日から令和２年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）の令和２年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す

ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和３年１月20日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）の令和２年６月16日から令和２年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）の令和２年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す

ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和３年１月20日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）の令和２年６月16日から令和２年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）の令和２年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す

ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和３年１月20日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>（毎月分配型）の令和２年６月16日から令和２年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>（毎月分配型）の令和２年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す

ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和３年１月20日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>の令和２年６月16日から令和２年12月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>の令和２年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年11月30日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。